

第九十六回
参議院内閣委員会會議録第二号

昭和五十七年三月二十三日(火曜日)
午前十時三分開会

委員の異動
十二月二十三日

辞任

杉山 令華君

矢田部 理君

本岡 昭次君

十二月二十四日

辞任

目黒今朝次郎君

補欠選任

松垣徳太郎君

目黒今朝次郎君

野田 哲君

補欠選任

矢田部 理君

出席者は左のとおり。

委員長
理事

遠藤 要君

伊江 朝雄君

林 道君

片岡 勝治君

柄谷 道一君

委員

板垣 正君

源田 実君

竹内 潔君

松垣徳太郎君

堀江 正夫君

山内 一郎君

野田 哲君

山崎 昇君

中尾 辰義君

峯山 昭範君

秦 豊君

国務大臣

(内閣官房長官)

宮澤 喜一君

政府委員

国務大臣
(総理府総務長)

田邊 國男君

国務大臣
(行政管理局長)

中曾根康弘君

国務大臣
(防衛庁長官)

伊藤宗一郎君

国防会議事務局
長

伊藤 圭一君

人事院総裁

藤井 貞夫君

人事院事務総局
管理局長

加藤 圭朗君

人事院事務総局
給与局長

斧 誠之助君

内閣総理大臣官
房會計課長兼内
閣参事官

鴨澤 康夫君

内閣総理大臣官
房同和对策室長

水田 努君

内閣総理大臣官
房総務審議官

柳川 成顯君

総理府人事局長

山地 進君

宮内庁次長

山本 悟君

皇室経済主管
行政管理庁行政
管理局長

宮尾 盤君

防衛庁参事官

佐倉 尚君

防衛庁参事官

新井 弘一君

防衛庁長官官房
長

富田 泉君

防衛庁防衛局長

夏目 晴雄君

防衛庁人事教育
局長

塩田 章君

防衛庁経理局長

佐々 淳行君

防衛庁装備局長

矢崎 新二君

防衛施設庁長官

和田 裕君

防衛施設庁長官

吉野 実君

防衛施設庁総務
部長

森山 武君

常任委員会専門
員

鈴木 源三君

説明員

北海道開発庁計
画官

宇山喜代人君

外務省北米局安
全保障課長

加藤 良三君

厚生省社会局庶
務課長

長尾 立子君

厚生省社会局保
護課長

加藤 栄一君

運輸省海運局次
長

富田 長治君

運輸省船員局労
政課長

野尻 豊君

海上保安庁警備
救難部長

吉野 穆彦君

自治大臣官房参
事官

鶴岡 啓一君

日本国有鉄道外
務部長

原田 秀実君

本日の会議に付した案件

○理事補欠選任の件

○国家行政組織及び国家公務員制度等に関する調
査並びに国の防衛に関する調査

(今期国会における本委員会関係の内閣提出予
定法律案に関する件)

(総理府関係の施策に関する件)

(昭和五十七年度内閣、総理府関係予算に関す
る件)

(行政管理庁の基本方針に関する件)

(防衛庁の基本方針に関する件)

(昭和五十七年度防衛庁関係予算に関する件)

(昭和五十七年度皇室費に関する件)

○地域改善対策特別措置法案(内閣提出、衆議院
送付)

○小委員会設置に関する件

○委員長(遠藤要君) ただいまから内閣委員会を
開会いたします。

まず、理事の補欠選任についてお諮りいたしま
す。

委員の異動に伴い現在理事が一名欠員となつて
おりますので、その補欠選任を行いたいと存じま
す。

理事の選任につきましては、先例により、委員
長の指名に御一任願いたいと存じますが、御異議
ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(遠藤要君) 御異議ないと認めます。
それでは、理事に片岡勝治君を指名いたしま
す。

○委員長(遠藤要君) 国家行政組織及び国家公務
員制度等に関する調査並びに国の防衛に関する調
査を議題といたします。

まず、今期国会における本委員会関係の内閣提
出予定法律案について説明を聴取いたします。宮
澤内閣官房長官。

○国務大臣(宮澤喜一君) 今国会の内閣提出予定
法律案は、三月二十三日現在総件数七十六件、冒
頭成立分を含むと八十二件であり、うち予算関係
法律案は三十六件でございます。このうち、すで
に国会に提出されておりますものは六十六件、冒
頭成立分を含むと七十二件であり、うち予算関係
法律案は三十六件となつております。なお、現在
国会に提出されていない法律案につきましては、
できる限り早期に提出するよう努力中でございま

す。

これら内閣提出法律案のうち、参議院内閣委員会に付託が予想されます法律案は十件ないし十一件、そのうち予算関係法律案は八件になることと存じますが、これらの法律案の件名及び要旨はお手元の資料のとおりでございます。

なお、委員会への付託につきましては、議院において御決定をなされる問題でございますので、若干の変更もあろうかと存じます。

以上でございます。

○委員長(遠藤要君) 次に、総理府総務長官から所信及び昭和五十七年度内閣、総理府関係予算の説明を聴取いたします。田邊総理府総務長官。

○國務大臣(田邊國男君) 総理府本府の所管行政について所信の一端を申し上げます。

初めに、今国会で御審議をいただいております二件の法律案について申し上げます。

第一には、地域改善対策特別措置法案についてであります。

御承知のとおり、現行の同和对策事業特別措置法の施行後十三年間にわたる関係施策の推進の結果、対象地域の住民の生活状況の改善向上には見るべきものがあり、また国民のこの問題に対する理解度も高まっております。しかしながら、現在なお残された問題も少なくありません。そこで、これらの問題の早期解決を目指して、これまでの経緯を踏まえ、歴史的社会的理由により生活環境等の安定向上が阻害されている地域における経済力の培養、住民の生活の安定及び福祉の向上等に資することをこの法案の目的とするものであります。

第二には、恩給法等の一部を改正する法律案についてであります。

昭和五十七年度における恩給の改善措置につきましては、昨年七月の臨時行政調査会の答申を踏まえ、厳しい財政事情のもとではございますが、恩給年額を増額するとともに、戦没者遺族に支給する公務扶助料等についてもできる限りの配慮をし、恩給受給者の処遇の一層の充実を図ること

といたしております。

次に、法律案以外の事項について申し上げます。わが国の将来を考えると、近年の青少年の非行はまことに憂慮すべき状況にあります。青少年を健全に育成していくためには、幼児のころからのしっかりとした家庭教育、学校における教師と生徒の信頼関係の確立、地域社会における健全な環境づくり等、社会全体が一体となって当たらなければならないと考えます。総理府といたしましては、青少年行政を総合調整する立場から、関係行政機関等との緊密な連携のもとに非行対策に取り組むとともに、健全育成施策について積極的に進めてまいりたいと考えております。

障害者対策につきましては、医療、福祉、雇用、教育、生活環境など広範な分野にわたっており、これを計画的に推進することが重要であります。このため、障害者対策に関する長期計画を定めるとともに、国際障害者年推進本部を改組し、今後の障害者対策を総合的かつ効果的に推進することといたしております。

なお、障害に関する用語の整理を行うため、今国会に法律案を提出することとしております。次に、最近増加傾向を示している交通事故の防止につきましては、関係省庁とさらに緊密な連携を確保しつつ、第三次交通安全基本計画に基づき、道路交通環境の確立、交通安全意識の高揚、被害者救済対策の推進等の交通安全対策が総合的かつ強力に推進されるよう努力してまいります所存であります。

さらに、公務員制度に関しましては、行政に対する国民の信頼を確保するため、官庁綱紀の厳正な保持及び公務能率の増進に一層努力するとともに、公務員に対する適切な処遇の確保に努めてまいりたいと考えております。

その他の総理府本府所管事項につきましても、施策の一層の推進に努力してまいります所存であります。ここに所信の一端を申し上げます、委員各位の深い御理解と格段の御協力をお願いする次第であります。

ります。

引き続き、昭和五十七年度における内閣及び総理府所管の歳出予算要求額について、その概要を御説明いたします。

内閣所管の昭和五十七年度における歳出予算要求額は、百六億九千四百四十九万八千八百八十七円七角に比較いたしますと五億五千六百六十二万一千円を増額となっております。

以下、予定経費要求書の順に従って申し上げます。と、内閣官房に必要な経費四十六億九千八百七十九万九千円、内閣法制局に必要な経費五億五千七百四十五万三千円、人事院に必要な経費五十三億一千三百九十九万七千円、国防会議に必要な経費一億三千二百二十五万九千円であります。

次に、総理府所管の昭和五十七年度における歳出予算要求額は六兆九百九十三億四千五百八十八万六千円でありまして、これを前年度歳出予算額五兆八千二百三十三億四千四百三十三万一千円に比較いたしますと二兆七千九百六十億四千四百三十三万一千円を増額となっております。

このうち、総理府、青少年対策本部、日本学術会議、官内庁及び行政管理局の歳出予算要求額は一兆八千七百七十三億六千九百三十七万五千円でありまして、これを前年度歳出予算額一兆七千二百五十五億二千四百四十四万四千円に比較いたしますと八百十八億六千六百九十三万一千円を増額となっております。

以下、予定経費要求書の順に従って申し上げます。と、総理府に必要な経費一兆七千七百六十億九千四百一十一万六千円、青少年対策本部に必要な経費二十二億七千四百三十一万二千円、日本学術会議に必要な経費七億七千三百三十七万七千円、官内庁に必要な経費六十八億四千八百八十二万七千円、行政管理局に必要な経費二百三十三億八千二百六十四万三千円であります。

次に、これらの経費について、その概要を御説明いたします。総理府に必要な経費は、交通安全対策、広報

及び世論調査、恩給の支給、統計調査等のための経費でありまして、前年度に比較して八百四億四千四百六十六万六千円を増額となっております。

青少年対策本部に必要な経費は、青少年非行防止活動、青少年健全育成国民運動、青年の国際交流及び国民健康体力増強等のための経費でありまして、前年度に比較して三千六百六十三万六千円の増額となっております。

日本学術会議に必要な経費は、科学に関する重要事項の審議、内外の研究連絡調査と国際共同事業の協力に関する業務等に必要経費でありまして、前年度に比較して四千七百七十一万円の増額となっております。

官内庁に必要な経費は、皇室の公的御活動、皇室用財産の維持管理に附帯して必要となる経費等でありまして、前年度に比較して四億一千七百七十七万六千円の増額となっております。

行政管理局に必要な経費は、行政管理局一般行政及び国の行う統計調査事務に従事する地方公共団体職員等の設置の委託等のための経費でありまして、前年度に比較して九億三千二百三十四万三千円の増額となっております。

以上をもつて、昭和五十七年度内閣及び総理府所管の歳出予算要求額の説明を終わります。よろしく御審議くださるようお願いいたします。

○委員長(遠藤要君) 次に、行政管理局長官から所信を聴取いたします。中曾根行政管理局長官。

○國務大臣(中曾根康弘君) 第九十六回国会における内閣委員会の御審議に先立ち、行政管理局が所管する業務の諸問題につきまして御説明を申し上げます。

まず、当面の政府の最重要課題である行政改革についてであります。

内外情勢が急激に変貌しつつある今日、新しい時代の要請と国民一般の要望に即応して、高度成長期に拡大した行政を刷新合理化し、その対応力を回復するとともに、中長期的観点から行政の全般にわたる見直しを行い、一九八〇年代、九〇年

代を展望した新たな行政の体系を確立することは当面の緊要な課題であります。

このため政府は、国会の御承認を得て、昨年三月各界の有識者から構成される権威の高い機関として臨時行政調査会を設置し、広範な角度からの検討、審議を願うてまいりましたところであり、その間、二次にわたる答申が提出されましたが、政府はこれを最大限に尊重するものとの基本方針のもとに所要の施策を鋭意推進してまいりました。

すなわち、昨年七月の「行政改革に関する第一次答申」につきましては、これを受けて、いわゆる行政関連特例法の制定、昭和三十一年度以来の緊縮予算編成の過程における各種制度、施策の合理化の推進、国家公務員第六次定員削減計画の策定、国、地方を通ずる公務員給与の抑制、適正化等の措置を講じたところであります。

さらに、本年二月提出された「行政改革に関する第二次答申」につきましても、これを最大限に尊重し、別途政府内部で取りまとめました許認可等一千四百四十七事項の整理計画とあわせて、許認可等行政事務の簡素合理化を積極的に推進してまいり、方針については、今国会で御審議を願うべく、このほど関係法律を御提案する運びとなりましたところであり、また、臨時行政調査会の答申を待つまでもなく、みずから取り組むべき課題につきましても積極的に改革措置を講じてまいっているところであり、昨年末の閣議了解におきましても、すでに述べました許認可等の整理計画のほか、特殊法人の統廃合の計画的推進、公社・現業の経営合理化等行政改革の推進に関する当面の措置方針を決定し、その推進に努めております。

本年は、臨時行政調査会から行政の基本的課題に関する答申が予定されており、まさに本格的行政改革に取り組むべき年であり、今後、国民世論の動向や臨時行政調査会審議の動向、国会における御審

議等を踏まえつつ、行政改革に関する政府としての施策の検討及び立案、推進に当たる所存であります。

第二に、昭和五十七年度の行政機構、定員等の審査について申し上げます。

まず、行政機構につきましては、今後の高齢化社会に対応すべく、既存機構の再編合理化を前提として、厚生省の老人保健部、労働省の高齢者対策部の設置を認めることといたしましたが、これ以外の部局の新設はすべてこれを認めないことといたしました。

また、国家公務員の定員につきましては、新たな計画に基づく定員削減を着実に進めるとともに、新規行政需要につきましても極力重点的な配分を行い、全体としての増員数を厳しく抑制いたしました。この結果、行政機関等職員につきましても、千四百三十四人に上る大幅な縮減を図ることとしております。

今後とも、行政機構等の審査に当たりましては、膨張抑制の方針を堅持しつつ、新しい時代の要請に即応した行政機構等の実現に努めてまいり、所存であります。

第三に、行政監察について申し上げますと、今後の行政改革を進めるに当たって、行政の合理化、効率化及び行政運営の適正化を推進する行政監察の果たすべき役割はますます重要なものとなっております。

このような現状認識のもとに、昨年末の閣議了解におきましても、政府全体として監察・監査機能の連携強化を図り、その効果的活用を努めることとされたところであります。

そこで、今後の行政監察業務の運営に当たりまして、許認可等の整理、日本国有鉄道の合理化等行政改革推進のための監察を重点的に展開するとともに、行政サービスの点検、行政の公正確保など国民の立場に立つた行政運営の改善の推進に精力的に取り組むほか、難民対策の見直し、輸入検査手続の改善などの重要な課題についても、必要に応じて、タイムリーな監察を実施するなど、な

お一層効果的な運用を行う所存であります。

なお、行政監察結果に基づく勧告は閣議の席において報告を行い、なお一層政府内部における改善効果の発揮に努めてまいりたいと考えます。

国民と行政とを直結する業務であります行政相談につきましても、新たな試みとして好評を得ました行政苦情一〇番の機能をさらに活用して、国民の要望、苦情を積極的に受け付け、その迅速的確な解決を図るとともに、必要な場合には監察機能を活用して事案の解決を行うなど処理の重点化を図り、国民の行政に対する信頼の確保に努めてまいり、所存であります。

第四に、行政情報処理の総合調整につきましても、とりわけ近時情報処理の進展に伴い、プライバシー保護対策の重要性が高まっております。これについての一昨年九月のOECD勧告もあることでもあり、当庁としてもプライバシー保護対策について幅広い見地から積極的に検討を進めていくところであります。

また、統計の総合調整につきましても、社会経済情勢の変化に即応して精度の高い統計の作成に努めるとともに、統計調査業務の効率的な運営と国民の申告負担の軽減を図るなど調整機能の一層の充実強化を推進してまいりたいと考えております。

以上、所管行政の業務運営につきましてその基本方針を申し述べましたが、先ほど述べましたとおり、本年はまさに本格的な行政改革に取り組まなければならない年であり、当庁としましては、国民の期待にこたえるべく、簡素で効率的な行政の実現を目指して最善の努力を傾けてまいり、所存であります。

委員各位におかれましても、一層の御理解と御支援をいただきますようお願いする次第であります。

○委員長(遠藤要君) 次に、防衛庁長官から所信を聴取いたします。伊藤防衛庁長官。

○国務大臣(伊藤宗一郎君) 参議院内閣委員会が開催されるに当たり、防衛政策につきまして私の

所信の一端を申し上げます。

最近の国際軍事情勢は、ソ連の一貫した軍事力の増強とこれを背景とする周辺地域及び第三世界への勢力拡張、特にアフガニスタンへの直接軍事介入やボスニアへの陰に陽にわたる影響力行使等によって、西側諸国のソ連に対する不信感が高まっております。このため、軍備管理、軍縮交渉等の話し合いは行われているものの、東西間においては対立の側面が強まっております。また、中東における情勢は引き続き混乱しており、朝鮮半島及びインドシナ半島においても緊張した情勢にあるなど、国際軍事情勢は総じて不安定かつ流動的であり、依然として厳しいものがあります。

このような情勢のもとにあつて、わが国は、外交、経済、エネルギー、食糧等総合的な安全保障の観点から政府全体として整合性のとれた施策を推進するのほもとよりであり、侵略を未然に防止し、また万一侵略が生じた場合にこれを効果的に排除できるよう、適切な規模の防衛力を整備するとともに、米国の安全保障体制によつてみずからの安全を確保することとしております。

政府は、昭和五十一年に閣議決定された防衛計画の大綱に従い、防衛力の整備を進めておりますが、現下の厳しい国際情勢にもかんがみ、平時における基盤的なものとしていっば最低限の防衛力ともいふべき同大綱に定める防衛力をできる限り早く達成するため、なお一層の努力を行う必要があると考えております。

このような観点から、昭和五十七年度の防衛関係予算につきましては、厳しい財政事情のもと、国の他の諸施策との調和を図りつつ最大限の努力を払ったところであり、これにより質の高い防衛力の着実な整備が図られるものと考えております。

なお、防衛関係費が特別扱いされたとの批判がありますが、昭和五十七年度の防衛関係予算は、防衛計画の大綱に従つて着実に防衛力を整備していくとのこれまでの考えに沿つて、わが国防衛の

ための必要最小限の経費を計上したものでありますので、何とぞ御理解を賜りたいと思っております。

また、昭和五十八年度から昭和六十二年までを対象とする五十六中業は、昨年の国防会議で了承された方針に基づき、防衛計画の大綱に定める防衛力の水準を達成することを基本として、現在防衛庁において鋭意作業を進めているところであります。

同時に、いわゆる有事に際し保持する防衛力を最も有効に運用し、最大限にその能力を発揮し得る態勢を整えておくことは必要不可欠なことと考えております。このため防衛庁においては、従来から防衛研究、日米防衛協力のための指針に基づく共同作戦計画等の研究、有事法制、奇襲対処問題といった、いわばソフト面についての研究作業を行ってきております。有事法制の研究については、昨年四月に防衛庁所管の法令についての中間報告を行い、現在他省庁所管の法令について防衛庁としての立場から検討を進めているところであります。

最後に、防衛施設に関する主要施策について申し述べます。

防衛施設の設置・運用に当たっては、周辺地域の発展や関係住民の民生の安定との調和を図るべく、防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する諸施策を講じることにより、防衛施設の安定的使用について周辺住民の理解と協力を得たいと思っております。

また、在日米軍の駐留経費の負担については、政府は今後も地位協定の範囲内においてできる限りの努力を続けてまいりたいと考えております。

以上、防衛政策に関する私の所信を申し述べましたが、防衛政策の遂行に当たっては、シビリアンコントロールの確保について国民にやささかの疑念も生じないよう留意し、今後とも民主主義のもとにおける自衛隊の適正な運営に努めてまいります。つきりでありまして、遠藤委員長初め委員各位の一層の御指導と御鞭撻を切にお願いを申し上げます。

る次第でございます。

○委員長(遠藤要君) 次に、昭和五十七年度防衛庁関係予算について、政府委員から説明を聴取いたします。矢崎経理局長。

○政府委員(矢崎新二君) 昭和五十七年度の防衛庁予算について、その概要を御説明いたします。まず防衛本庁について申し上げます。

昭和五十七年度の防衛本庁の歳出予算額は二兆二千九百三十一億五千三百四十七万円で、前年度の当初予算額に比べますと一千六百七十七億三千三千万円の増加となっております。

次に、新規継続費は、昭和五十七年度甲型警備艦建造費等で一千四百四十六億三千四百四十七万、国庫債務負担行為は、武器購入、航空機購入、艦船建造、装備品等整備等で九千六百十四億八千六百六十六万となっております。

また、昭和五十七年度における自衛官の定数の増加等法律の改正を要するものについては、防衛庁設置法及び自衛隊法の一部を改正する法律案、防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案を提出し、御審議をお願い申し上げます。

次に、防衛本庁の予算の内容について申し上げます。

昭和五十七年度予算においては、防衛計画の大綱の水準をできるだけ早く達成する必要があるとの認識のもとに、経済、財政事情等を勘案しつつ質の高い防衛力を着実に整備することといたしております。

特に重点を置いた事項は、次のとおりであります。

第一に、陸上装備、航空機、艦船等の主要装備については、更新近代化を中心としてその整備を進めることとし、特に航空機については、対潜哨戒機P3C及び要撃戦闘機F15の第三次調達を予定するとともに、新たに対戦車ヘリコプターAH1Sの調達に着手することとしております。

第二に、均衡のとれた防衛態勢を整備するため、弾薬の備蓄、魚雷、機雷の実装化を初めとする継続能力、即応態勢の向上、航空機用掩体の建

設等抗堪性の向上、中央指揮システムの整備等指揮通信能力の向上のための諸施策を進めることとしております。

第三に、平時における自衛隊業務の中心をなす教育訓練の重要性にかんがみ、所要の教育訓練関係経費を確保し、隊員の練度の維持向上を期しております。

第四に、隊員施策については、前年度に引き続き自衛官の停年延長、就職援護施策等を実施することとしております。

第五に、研究開発を推進し、防衛力の質的水準の維持向上に努めることとし、特に新戦車及び地对艦誘導弾の開発に着手することとしております。

以下、機関別に内容の主な点について申し上げます。

陸上自衛隊の歳出予算額は九千八百六十億二千九百四十七万円で、国庫債務負担行為は一千九百八十五億五百万円となっております。

陸上装備については、七四式戦車七十二両、七三式装甲車九両、七五式百五十五ミリ自走りゅう弾砲三十四門、二百三ミリ自走りゅう弾砲十三門等の調達を予定しております。

地对空誘導弾については、引き続き一個群の改良ホークへの改裝を予定するとともに、八一式短距離地对空誘導弾六セット等の調達を予定しております。

航空機については、対戦車ヘリコプター十二機、観測ヘリコプター六機、多用途ヘリコプター六機、連絡偵察機一機、合わせて二十五機の調達を予定しております。

また、予備自衛官の員数を千人増加することとしております。

海上自衛隊の歳出予算額は六千二百九十九億二百万円、新規継続費は一千四百四十六億三千四百四十七万、国庫債務負担行為は二千六百十七億一千九百九十九万となっております。

昭和五十七年度の海上自衛官の定数は、艦船、航空機の就役等に伴う六百四十一人の増員により

四万五千九百九十九人となります。

艦艇については、護衛艦二千九百トン型三隻、潜水艦二千二百トン型一隻、掃海艇四百四十トン型二隻、深海救難艇一隻、合わせて七隻の建造に着手するほか、艦艇の近代化二隻を予定しております。

航空機については、対潜哨戒機七機、初級操縦練習機二機、計器飛行練習機三機、対潜ヘリコプター八機、救難ヘリコプター四機、初級操縦練習ヘリコプター二機、合わせて二十六機の調達を予定しております。

航空自衛隊の歳出予算額は六千三百三十六億六千八百四十七万、国庫債務負担行為は四千七百九十九万六千六百六十六万となっております。

昭和五十七年度の航空自衛官の定数は、航空機の就役等に伴う三百一十一人の増員により四万六千八百三十四人となります。

航空機については、要撃戦闘機二十三機、支援戦闘機二機、輸送機二機、高等練習機五機、救難ヘリコプター一機、合わせて三十三機の調達を予定しております。なお、F4型機について、構造安全管理態勢の整備を図るとともに、代表機一機について能力向上のための試改修を行うこととしたしております。

地对空誘導弾については、八一式短距離地对空誘導弾三セット等の調達を予定しております。

内部部局、統合幕僚会議及び附属機関の歳出予算額は七百五億六千二百四十七万、国庫債務負担行為は三百一十一億六千六百四十七万となっております。各種装備品等の研究開発費、その他各機関の維持運営に必要な経費であります。

また、昭和五十七年度の統合幕僚会議に所属する自衛官の定数は、防衛庁中央指揮所の開設準備要員等三千人の増員により百二十九人となります。

以上のうち、昭和五十一年十一月五日に閣議決定された「防衛力の整備内容のうち主要な事項の取扱について」に基づき、国防会議に諮り決定されたものは、自衛官の定数及び予備自衛官の員

このほか、日米安全保障体制の円滑な運営に資するため、提供施設の整備として歳出予算に三百五十一億八千二百万円、国庫債務負担行為で三百十九億七千七百万円をそれぞれ計上しておりま

次に、その概要を御説明いたします。

内廷に必要な経費は、皇室経済法第四条第一項の規定に基づき、同法施行法第七条に規定する定額を計上することになっておりますが、前年度とあります。

書の中に、「マスコミというものは、多少われわれにとりまして厄介な存在であることは間違いない。けれども、その厄介な存在であるマスコミがあるがゆえに、日本におきましては、この社会の清潔が保証されているとすれば、このマスコ

局に直面をした内閣といったしましては、大変な苦
労をいたし、またその対応を鋭意努力いたしてお
るわけでございますけれども、やはりこの新しい
時代に国民の皆さんが深い理解と協力をしていた
だくような、いわば時代に合った対応を心がけて

庁、私は深くやるつもりでありませんで、この程度にしておきたいと思ひます。

それから、行管長官に通告してありますように、一点お聞きをしておきますが、これはこの委員会と同僚の野田委員から一度質問した点だと思ひますが、最近また「都道府県における天下り官僚の実態」というのが全日本自治団体労働組合から出されて、これを見ますという、全体で六百三十八名ぐらいになる。そして、ほとんど主要なポストというのが各都道府県では占められておきます。この資料によりますという、自治省関係が百七十八名、建設省二百人、農林水産省九十二人、厚生省九十三人、その他七十五人、合計六百三十八人、これが都道府県全体で言うならば約四割を占めるという。そしてその内容が、知事、副知事あるいは総務部長、財政課長、地方課長、言うならば主要なポストはほとんど中央の方で占められる。そして中央の人事異動によって適宜交代させられる。自治体の事情によつて交代するのではない。その平均を見れば大体二年、長くて三年ぐらいで交代させられておひまして、この資料によりますという、何年卒業のだけはどこからどこへ行つたということが詳細に載つておひまして、恐らくこれは長官の手下にも私は行つていないんじゃないかと思ひますから改めて申し上げますが、これが国と自治体との関係におひます天下りの問題の一つなんですね。

これは、長官は前に、たしか野田委員の質問に答へまして、今後そういうことのないように、重大だから検討いたしますという答弁であつたと思ひますが、一体行管庁としてこういう問題にどう対処されるのか。いま盛んに臨調でもやつておひまされけれども、あなたの見解をお聞きをしておきたい。

○国務大臣(中曾根康弘君) 自治大臣が監督して行かれておひますることになりますから、おつしやいますように、私個人の考えといたしましても、最近の模様を見ますと、中央から地方にいわゆる天下りと思はれるようなものが多いように思ひま

す。これは中央、地方ともに戒めなければならぬところであると思ひます。恐らく中央の諸官庁あるいは自治省等においては、いろいろな人事の調整上、そういうような措置をやりやすいものと考えてやつておひまのごいまいしょう。また地方におひましても、中央との連絡あるいは人材の吸収、そういうような面から中央に人を求めるという安易な形をとつてきつたものではないかと思ひます。

しかし、いづれにせよ、一つは地方の公共団体においてしつかりとした人材を蓄えて、中央に依存しなくても済むようなそういう自給自活の体制を速やかに形成していただくということがやはり基本ではないかと思ひます。と同時に、中央におひましても、ややもすればそういう人事によつて地方に対して介入するであらうと思はれるような誤解を受けるようなことはやめるようにしなければならぬ、このように考えておひまします。

○山崎昇君 いま長官はこの前の答弁と同じようなことを述べられておひまですけれども、私はやつぱりきつめて遺憾だと思ひます。いまも数字を申し上げました、たとえば自治省から出たもので言えば知事十七人、副知事二十二人、総務部長が二十人、財政課長が二十三人、地方課長が十九人。都道府県全体で言えば、主要なポストの四割は全部中央の役人が占めておひま。昨年の暮れにも北海道庁の総務部長が交代になりました。どこから行つたかという消防庁から行つておひま。これは本当に真剣に考えまへんという大変なことじゃないだろうか。ですから、行く人については私はとやかく申し上げませんが、受け入れる側でいろいろなことが起きてくる。赴任した人に対して大変な毒な思ひをさえるような事態が出てくる。これは、ひとつ行管庁長官として、所管の大臣ではありまへんけれども、自治省の所管ではありまへんけれども、全体的に天下り人事の問題を臨調でやつておひまのわけでありまへんから、そういう意味でいまあなたにお聞きをしておひまのわけなんです。ぜひ重ねて申し上げておひましますが、ひと

つ真剣にお考えを願ひたい、こう思ひますが、重ねてあなたの決意をお聞きをしておひまします。

○国務大臣(中曾根康弘君) 先ほど申し上げましたように、地方に対する中央の人事の調整関係と申しますか、ちよつと私の感じでは、地方公共団体に限ります限りは過剰ではないかと思はれる節がござひます。御意見の趣旨を体しまして、われわれも自治大臣等とよく相談をしまひたいと思ひます。

○山崎昇君 行管庁長官に通告はきようそれだけでしたから、改めてまたお伺ひいたします。

そこで、人事院総裁と総務長官にきようは少しくお尋ねをしておひまと思ひます。

御存じのように、現在臨調で人事院の機構改革等も含め、あるいはまた人事局との関係等も含めて、七月あるいは八月とも言われ、あるいは来年の三月とも言われますように、基本答申の中に問題点が整理をされてくる、こういうふうな私ども新聞等で聞いているわけがござひまして、そこでまず第一にお聞きをしておひましたいのは、人事院総裁にお聞きをしますが、ことしの二月以降臨調に何回か人事院が招請をされて見解を述べられたと聞いておひまします。その際、臨調側の考え方というのはいくつかある点で、またそれに対して人事院はどういう見解を述べられたのか、私もよくわかりまへんので、この機会にその点、まずお聞きをしておひまと思ひます。

○政府委員(藤井貞夫君) 臨調はいま非常に精力的に審査を進めておられるようござひまして、いま御指摘になりましたように、人事院関係につきましてもいろいろの御照会なり調査をなさつておひまのようござひます。本年に入りまして、二月の一日と八日の二日ござひますが、前の給与局長が呼ばれて、いろいろな問題について説明をいたしました。臨調の関係では、これを担当いたしておひまするのは第二部会の第一分科会というのござひまして、私も、御承知のように昨年臨調の本会議に出ていろいろの御説明を申し上げたわけですが、その後非常に事務的に詳細にわたつて

調査をしておられるようでありまして、その点からの資料の提出要求があり、また実際に臨調を申し上げるということで給与局長が行つて御説明を申し上げました。

その内容は、詳細にわたつては何でござひますが、概略だけ申し上げますと、そもそも給与に関する人事院勧告というもののプロセス、全体の手順というものをどういうふうにしてやつておひまのかということが中心でござひます。したがひまして、民間給与の実態調査はどういうふうによつておひまのか、官民の比較というものは具体的にどういうふうによつておひまのかということが中心になつておひましております。その過程におひまして、臨調側からもその他の問題についていろいろの御質疑がござひました。それは、公務というもののについて効率あるいは効率、生産性というものはどういうふうによつておひまのか、国の財政問題、財政状況というものと勧告との調整をどういうふうによつて御質問もござひました。まだしかし、これは臨調としていま御審議の過程でござひますので、臨調全体としてどういうふうな方向に考えておられるかというところは、それはまだいまのところわかりまへん。わかりませんが、そういうことござひますので、人事院といたしましては、従来の方針に基づきまして、また基本的な態度というものを踏まえて、詳細にわたつて御説明を申し上げておひまのところが現況でござひます。

○山崎昇君 私ども断片的に新聞記事しか読まないわけでありまして、いま総裁から概略のお話がありました。また、三月二十五日の「週刊新潮」によれば、今度事務局長になられた長橋君が短い談話というのですか論文というのですか、発表しておひまのわけなんです、そういうもの等々も私も見ますと、いま総裁からきかれて技術的な点だけのお話がござひました。しかし私は、人事院擁護論をするつもりではありまへんが、少なく

とも人事院ができた経過、それは労働者の権利というものを制限をして、第三者機関である人事院というのが決めるのが一番いいんだといって、当時私は北海道で組合運動をやっておりまして反対をしましたけれども、いまの公務員法というのが成立をして、今日まで三十年の歴史を刻んでいるわけですね。そういう意味で言うならば、人事院ができました歴史的な経過並びに労働基本権を制限をした経過との関係について、臨調は一体どういう見解をお持ちになって、あるいはあなたがたはそれに対してどういう説明を行っているのか、重ねてお聞きをしておきたい。

○政府委員(藤井貞夫君) いま御指摘になりました点はまさしくそのとおりでございまして、私たち人事院の立場といたしましては、公正確保ということと、それから代償機能達成ということ、この二つがやはり人事院の職責としては一番大事なことではないかというふうに思っております。これはまた、まさしく国家公務員法の基本的な立場である、理念であるというふうに理解をいたしておるわけでございます。詳しくは申しません。先生も大変お詳しいですから、ここで詳しくは申し上げませんが、私は公正の確保ということ、それから代償機能の発揮ということ、これは二本柱としてどちらも完全に確保していかなきゃならぬのではない、これは日本のやはり近代的公務員制度の一番の支柱であるという考え方に立っております。大方の御理解を得まして、この点の公務員制度はわが国においてもまずは——いろいろ局部的な面から言えば御批判もございましょう。われわれの面から見て問題点もございすけれども、全体といたしましてはやはり定着をして今日まで来て、それなりの成果は私は発揮をしてきておるといふふうに考えております。

したがいまして、いま当面の一番の問題としては給与勧告の取り扱いの問題がございすけれども、この点につきましては、やはり公務員について労働基本権が制約をされておるといふことの代償機能として定立され、確立されて今日まで歴史

を刻んできた問題でございまして、それなりに良好な労使関係の維持発展ということに大変効果があつたものと確信をいたしております。そういう観点から申して、いまのこの制度のある限り、これは確保していかなきゃならぬという強いこれは私の信念でございます。

そういう角度から対応いたしておりますが、臨調の立場といたしましては、やはり一つの簡素、合理的な政府の樹立というような面からいつて世論の趨勢もございますので、公務員の給与のあり方というようなものについていろいろそれなりの御検討を加えておられますことは、それ自体としては特にわれわれとしていろいろ申し上げるべき筋合いではないかもしませんが、しかし制度のたてまえというものは、やはりこれは誤つてもらうことは困るということの基本といたしましてるる御説明もし、また資料も出しております。その過程において、各委員さんからいろんな立場からの御発言もあり、また御質疑もございます。しかし、それに対してはいま私が申し上げました基本的な立場というものを踏まえた説明を申し上げ、また主張をいたしておるというのが現在の状況でございします。

○山崎昇君 いま總裁から公正確保と代償機能
これが二本柱で人事院制度が大変重大である、こ
ういうお話でありました。特に昭和四十年にＩ
○始まって以来といわれますドライヤー報告とい
うのが出されまして、あの際に、たくさんんの項目
が載っておりますけれども、一番當時も議論にな
りましたのは三点に集約されたわけです。

一つは、人事委という委員の任命について労働組合の意見が余り反映されていらないということですね。それから第二が、当時人事院勧告というのが完全実施でありませんでしたので、代償機能としての人事院の機能が發揮されてないという点と。今後はそれらの点をもっともつと労働組合の意見が反映できるような仕組みにしたい。こういうのが三点集約すれば昭和四十年のドライヤー報告の主眼であつたわけです。

それで、この委員会でも私は何遍か申し上げましたし、ほかの委員からも質問等もございました。大変重視をいたしまして、本来なら私どもも人事院という制度そのものは、あえて言えば調停あるいは仲裁裁定の制度ぐらゐになればもつといいのかなという気持ちもありました。しかし、人事院制度というものができて相当な年数たつて、それなりの社会的な地位を得ておりましたからそれ以上の論議はいたしませんでしたけれども、いづれにしてもそういうILOの国際的な背景もあつての人事院の今日までの経過だと思ふんです。

そういうものが、最近の新聞論調だけで言へば、何かしら給与の勧告の問題の技術論だけに歪曲されてしまふといひますか、そこだけに集約されちやつて、本来持つておりました労働者の権利を制限した代償という点がどこかへ行つてしまつて、人事院そのものの存在が形骸化されそうないま状況にあるのではないか。これが公務員諸君がいま一番心配している点ではないんだらうか、そう思うんです。

そういう意味で、重ねていま總裁から公正確保と代償機能という点が出ましたから、この代償機能をやするためには、労働基本権を制約したわけでありますから、その点について、なかなか臨調とのやりとりを一々ここで言うわけにはいかぬかもしれないませんが、あなたの言える範囲内で、一体どういう臨調の見解があり、あなた方が述べられなかのか、できる範囲で結構でありますが、お聞きをしておきたいと思います。

○政府委員(藤井貞夫君) 昨年私が参りまして御説明を申し上げたときのことを若干申し上げますと、これはいまの二点に尽きるわけでございますが、これを敷衍をして非常に詳細に申し上げたのであります。これがもし無視されるということになれば大変ですということを私は口をきわめて申し上げました。いまでもその点私は信念として変わりはございません。これを堅持しておればこそ今日の公務員制度というものの定着があったのではないかというふうに考えておる次第でございます。

ます。

そこで、昨年私が参りましたときには、これについては皆さん特に御意見なり御発言はございません。全然と言つていいと思うんですが、この点についてはよくおわかりをいただいたという私の認識でございました。それは少し思い過ぎと申しますか、非常に樂觀論に過ぎるという見解もございましょうが、私といたしましては、少なくとも皆さん方もよくおわかりをいただいたというふうな理解でもつて帰つてまいつたのであります。

その後、しかしああいふ抑制論というものが出てきた。これはどういふところに根拠があり、どういふ背景があるかということは、とやかくの論議は差し控えますけれども、しかしそういう要請が一部にある。特に財政的な見地からそういう要請が出てまいっておることは事実でございまして、そういう観点からする委員さんの御意見なりというものが、また質問というものがございまして。財政的な見地をもつと人事院としても考えてみる方がいいのではないだろうか、それから生涯給与などということも、これもやはり勧告の際には考慮するような制度的な仕組みというもののについては考慮を払っていくべきじゃないだろうか、民間から見れば、どうも公務員というものは親方の丸であつて、生産性、効率性というような面からいって大変問題があるのではないかというような御議論、御意見がございます。

それに対しては、その都度それはそれとして、謙虚に批判としては受けとめますけれども、しかし公務の本質、公務員の性格からいって、そのままで、さよう、そうでございますかというふうに引つ込むわけにはまいりませんよと、それはこういう点こういう点がございます、そういうことも資料を具して詳細に申し上げて今日まで来ております。

私といしましては、機会がございましたらば、最終段階でもなんでも何回でもお伺いして、その信念に基づくところは、申し上げるべきことは申し上げたい。それでないと、私はやはり国家の尊

来から言っても大変深慮に値するというような危機感を持ってこの問題には取り組んでいきたいというふうに思っております。

○山崎昇君 総務長官にお尋ねしますが、総理府でも臨調に呼ばれて、かなり人事局の機構あるいは権限等々含めて、いろいろお尋ねが臨調からあったようでありまして、また見解が述べられているようでありまして、どういう臨調の見解があり、総務長官からどういうふうに説明されたのか、総務長官からもお聞きをしておきたい。

○政府委員(山地進君) 臨調には昨年の五月六日、それから九月七日、十月二十六日、それから本年の二月十五日とお呼びがございましたので、私が行きまして御説明をいたしましたわけでございます。

まず、最初の昨年の五月六日でございます。これは、その当時の第二特別部会——第一と第二がございましたけれども、第二特別部会でございました。特に人事院の勧告前でございますから、一般的な御説明をしたわけでございますが、私どもで資料をもつて御説明いたしました事項は、過去の給与改定の状況、それから全農林の警職法事件の最高裁の判決、それからILOにおける日本政府の報告というようなことを資料を提出いたしました御説明をいたしました。

それから九月七日は、これは調査会自体でございますが、このときは臨調の中間答申、それから人事院の勧告というものがございましたので、九月七日までにおける政府の取り扱い状況というものを御説明し、それから第二部会と調査会との関係で調査会がまた別でございますので、第二部会で、特別部会で提出したようなことについても一般的に御説明をいたしました。

それから十月二十六日は第二部会の第一分科会でございますが、これはいろいろ委員の御質問がございまして、人事管理一般についてこれも御説明をいたしました。

それから本年の二月十五日は、同じく第二部会の第一分科会でございますけれども、日本の人事

院の勧告制度と対比するという意味で、アメリカの給与決定方式がどうなっているのかということ御説明し、またいろいろお尋ねがございましたので、いま先生のおっしゃったような人事管理機構、人事院と人事局との権限配分がどうなっているかというようなこと、あるいは生涯給与というようにも御質問がございましたので、御説明をいたしました、かような次第でございます。

○山崎昇君 中身がよくわかりませんね、ただ何日に行つてこんなことありましたか、こう言つたというだけで、あなた方がどんな見解を述べたか、中身が何にもわからないんです、私聞いていて。本来中身を知らなきゃ方法がないんですが、これはきょう、あと時間がそうありませんから改めて中身を詳細に聞きたいと思つていますが……。

最近、報道によりましてというと、給与の総額制とかあるいは生涯給与の比較だとか言われていて、これは、生涯給与の比較とか生涯賃金というの、昨年のこの委員会でも私も質問いたしましたし、他の委員も質問してかなり論点となつていふ点でございますが、一体この給与の総額制というものをどういうふうに臨調が考へておられるのか、また生涯賃金というもののについて臨調はどんな考へを持たれて、それに対して総理府並びに人事院はどういう見解を述べられたのか、時間が余りありませんので、簡潔にひとつ御回答願ひたいと思ふ。

○政府委員(藤井貞夫君) 生涯給与の問題と、それからいわゆる給与総額制、具体的に御指摘ございましたので、この二点にしばつてお答えをいたします。

生涯給与の問題は、これは従来この委員会でもたびたび取り上げられてきておるわけでございますが、人事院といたしましては、従来から御説明を重ねてまいつておりますように、立場としては一貫してあります。すなわち給与は給与、退職手当は退職手当、年金は年金、それぞれに

いて民間との対比をやるということは、これは合理的でございます。したがつて、その面から比較をしていけるべき均衡をとつていくための措置をいろいろ考へていくことは結構でございますというところでございます。ただ、それを一緒にくたにして、それは総額を合せて、もつてこううだから毎月の給与についても何らかの抑制措置を講ずべきであるという議論にはくみしません、それは間違ひであります。これは従来から一貫してとつてまいつておる議論、立場でございます。したがつて、毎年お願いをいたしております給与勧告というのは、まさしく毎月の生活費、毎月の給与がどうあるべきかということと民間との対比をやつて、差額が出ればそれを埋めていただくというところで申し上げております。

また、退職手当につきましても、これは先般いろいろ当委員会でも御議論をいただきました。そういうことですが、法律案を提案をいたしました。これは従来からの適切な——適切と申しますか、しかるべき抑制措置を講ずる、減額措置を講ずるといふことが決まつたわけでありまして、また、年金等についても、これは民間においてもいろいろ御議論がございまして、ございまして、しかし、これにつきましても非常に徹底的にやないかというふうな御議論はいろいろございまして、一つの方角を持つて民間にある程度近づけていくというそれなりの努力はしておるといふふうに私は理解をいたしております。

いずれにしても、やはりそれぞれのことで対比をするという方向についてはさらに合理的な検討をし、結論が出ればその方向の措置を講ずるといふことは賛成でありますという態度をとつておるわけでありまして。

それから第二の点で、給与総額制の問題でございますが、これは実はまだ、いま先生からも御意見がございましたが、それぞれの分科会、それから総会等の間で委員さん方の個別的な御意見なり質問というものはございまして、御承知のよ

うに、まだ分科会としてあるいは部会として、いんや総会として結論が出ているわけではございません。そういうことで、まだ結論いたことに對してこちらがとかくというふうな段階ではないということを前提として申し上げておきたいと思ひます。

ただ、御質問がございます際には、それに対応して所要の説明をいたしておるということでございますが、特にこの給与総額制についても何を意味しておるか、私たちもいろいろ関心がございまして、どういふことかといふところ、いまのところどういふ意味であるのか。何らかのやつぱり抑制措置を講じて、その枠内において処理をしていこうという発想があるようではありますけれども、具体的にこれはどういふことをやるかということはわれわれも承知をいたしております。

おりました、そういう議論が出てまいりました。それに対して、やはり現行の制度がある限りはそれとは別問題でしかるべき結果が出て、官民対比をした上で差額が出れば勧告は従来どおりいたしますと、その勧告はいかなる事由があるうともやはり尊重をしていただかなきゃ困ります、最大限の御尊重をお願いいたします。これは従来から繰り返して申し上げてきたところでございまして、その方針には変わりはないと思ひます。

○国務大臣(田邊國男君) ただいま人事院の総裁がおっしゃったことに尽きておると思ひますが、臨調においては基本的答申に向けて公務員制度について鋭意審議を続け、検討をしておるということをお聞きをしております。したがつて、現在の段階で私どもが見解を述べるといふことは差し控えた方がいいんではないか、こう考へております。

○山崎昇君 いや、私がここいまあなたの見解を聞いたんでないんだよ。先ほど人事局長から、四回ばかり昨年の五月の六日、九月の七日、十月二十六日、ことしの二月十五日、四回呼ばれて第二特別部会あるいは調査会そのものにいろいろ説

明をしたというんだ。何をどう説明したかということは何も言わないんだ。ただ、日にちと、行きましただけ言った。だから中身が全然わかりませんから、改めてこれは聞かなきゃなりませんけれども、いま人事院が、人事院制度の重要な課題に対して私の方から二、三お聞きしたところ、基本的な考え方を述べられました。総務長官はいまの人事院総裁の見解で尽きると、こういうお話でありますから、人事院と同様のお考えだということふうに私は理解をしておきたいと思うんですよ、いま答弁された点で。

そこで、重ねてあなたに聞きますが、先ほど總裁から公正と代償機能というのが二大柱で重要だだというお話がございました。この代償機能というのは、何といたっても労働基本権を制限した代償機能でありますから、したがって総理府としても、この労働者の労働基本権というものについて総務長官としてはどういうふうにお考えになるのか。これは本来はあくまでも労働者に返して、労働者の権利というのは守るのが本筋でありますけれども、そういういま制度でないんですね。ないのにもかかわらず、この人事院勧告制度そのものが、いまま何か知らぬけれどもどこかへやられそうな気配のためにいま議論をして、公務員自身もまた不安を感じているわけなので、この労働基本権についてあなたの見解を改めて聞いておきたい。

○國務大臣(田邊國男君) 私は、先ほど人事院の意見、總裁から基本的人權の尊重、言いかえれば労働基本權の制約、こういう問題についてはっきりしたた御意見が出ておりました。そういう意見に基づいていけば人事院の勧告というものがなされるわけでございます。したがって私どもとすれば、人事院の勧告を尊重するという従来の基本的な方針、考え方については変わりはないということと、そしてまた人事院の勧告についてはあとろ限りの尊重をしてやってまいいる、こういう基本的考えであります。

○山崎昇君　そこであなたに重ねて聞きますが、いま人事院総裁は、給与は給与で決定すべきであ

る、退職手当は退職手当として比較をして決定すべきである、年金は年金として比較をして決定すべきである、これが最も合理的である、こういう答弁であります。あなたも大体人事院総裁の見解に異論がなかったようでありますから、総務長官としてもこういう考え方が前提だというふうに私は考えまして次の質問をするわけでありますが、最近また、これは行政機構論として給与の勧告は人事院でやる、退職手当は総理府でやる、年金は大蔵省の所管でやる、そこでこれらの問題を統一して扱うような機構にしたかどうかという意見がかなり議論されているように私は聞いております。したがって総理府としては、そういう機構論になれば、これは行管もかわわけでありますけれども、一体どういう御見解を持つのか、先ほどの考え方からいけば多少行政機構論としてはばらばらな感じもありますけれども、それぞれが所管をしてやる方がいいのか、一括して人事院なら人事院が所管をしてやるのがいいのか、それらについて総理府としてはどんな検討をなされ、またどんな考え方ををお持ちなのか、お聞きをしておきたい。

○政府委員(山地進君) 退職金 年金それから給
与の問題につきましては、臨調の昨年の七月十日
の第一次答申の中にもそれらについて今後検討す
るというようにたしかになっていたように私どもは
理解しておるわけでございますが、ただいまの臨
調におきましてもそれらについて御検討中ござ
います。

私どもに対して生活給与の話ということで御質問はございましたけれども、機構の問題はまさに臨調で御検討中でございます。私どもに直接御質問のあることではないかと思うんでございますが、今後臨調の方の御検討を待ちたい、かように考えております。

○山崎昇君 次にお聞きをしておきたいのは、先ほど總裁からも言うならば決意のほどが先に述べられたわけですが、現行制度がある限りこゝとしも勧告いたします、言うならば手順として四

月一日現在の民間調査を行う。従来の方針ですと、六月十五日くらいに一たん締め切つて、そしてコンピュータにかけて八月の初旬に勧告をする、その間、春闘等でおくれた点があれば追加として勧告の中に入れてゐるわけでありますが、この手順に間違いありませんね。そしてまた、ことはどんな数字になるか、私、これから春闘でありますからわかりませんが、私、これから春闘である態度でことしもまた勧告をしていきたい、こういう気持ちだというふうに考えるのですが、どうですか。

○政府委員(藤井貞夫君) 現行制度がございます限りは、この線に沿ってすべての手順を進めることは当然でございます。そういうことで、ことしにつきましてもすでに一月十五日現在で国家公務員の実態調査を実施いたしました。なお、民間の実態調査については、いまお話がございましたように、四月一日現在を基準にいたしまして毎年どおり実態の調査を詳細に実施をいたすつもりでございます。その結果を集計をいたしまして、これも同じ手法でもって較差を比較し、較差が出ればそれについての穴埋めをしていただきたいということで勧告を出す、それもすべて従来の手順どおりに考えております。私は組合の方々にも申し上げておりますが、ことしもやはりそれこそ淡淡々として、毅然として従来どおりの歩調でもって仕事を進めていきたい、そういうことで御了解賜りたいということをお願い申し上げます。

○山崎昇君　そこで、もう時間ありません、最後になりましたが、総務長官に、昨年私は給与法の、ときにはあなたに給与費の財源の％問題でお尋ねいたしました。しかし五十七年度もまた％ですね。これは秋の恐らく補正予算でまたかなり私ほめる問題ではないかと思うんですが、あの際あなたは最大限の努力をしますと言ったけれども、結局は％で終わっておる。しかし、あのときにも申し上げましたけれども、五十七年度の経済の見通しは、これは何も給与ばかりではありません、いろんなものが含まれますが、勤労者の所得収入

というのは六・九％ぐらいの上がるであろうと見込んでゐる。いま春闘で、新聞等によれば六％ないし七％台が攻防であろうとも報道されておる。言うならば、一％の財源でどうにもならぬことだけは明らかなんです。したがって、あなたが人事院勧告を尊重すると言うならば、当然この財源についてあなたは責任を負わなきゃいけないと思ふ。

もう一つは、昨年はこれも私どもずいぶん指摘をした点でありますが、今日まで人事院勧告で昨年のような給与法が出たことはなかった。あんないいかげんな法律で公務員が律せられたのではたまったものではないと思うんですね。そういう意味でことしはあんなことが――去年は総理も異例な措置だと、こう述べておられますけれども、ことしはよもやあんなばかなことはすまいと思うんですね。そういう意味で、改めて給与財源の問題と、人事院勧告を完全実施するというあなたの決意を伺って、私の質問を終えておきたいと思うんですね。

○國務大臣(田邊國男君) お尋ねの給与改善の計上につきましては財政当局の主管でございますけれども、人事院の勧告の改善率が予想困難であるために、実は一応財源措置としてあらかじめ一定の割合を計上したものでございます。実は、昨年お尋ねがございましたように、私はできるだけの財源を必ず計上するというお話をいたしました。このことにつきましては、昨年の十二月の二十二日の閣議におきまして、私から給与改善費の計上につきましてはぜひともひとつ配慮をしてもらいたい、こういう提言をいたしまして、強く要望をいたした次第でございます。しかしながら一％にとどまったわけでございます。その点は御理解をしていただきたいと思います。

今年につきましても、人事院の勧告も当然出てまいります。私どもは、これにつきましてはできるだけ尊重をするということの従来からの基本的な態度に立ちまして、誠意を持って対処をしてまいることをお約束をいたします。

○野田哲君 まず、本年初めて本委員会での防衛問題についての論議でありますから、すでに発表され報道されていることとありますけれども、改めてまず事実関係について伺っておきたいと思ひます。

去る一月八日の日米安保協議委員会において極東有事の研究について合意がされ、そして一月二十一日にその第一回の会合が開かれた、こういう報道になっておりますが、その経過について御報告を願ひたいと思ひます。

○説明員(加藤良三君) ただいま御質問のいわゆる六条事態の研究作業につきましては、御指摘のとおり一月二十一日に双方の担当事務レベル間で第一回目の会合が持たれました。こういう形でよく研究作業が緒に付いたばかりということでございます。その後も日米間で話し合いが随時行われていくという状態でございます。

○野田哲君 いままで協議が行われていなかった問題に今回着手するに至った理由について、まず、これは外務省の安全保障課長ではなくて、責任ある防衛庁長官から聞かしてもらいたい。

極東地域で有事を想定するような情勢の変化があったという認識に立つたからこの研究に着手したのかどうか、あつたとすればどういふ情勢を認識するに至つたのか。この点、直接これは防衛庁長官も、一月八日に合意をされる段階で両大臣が出て合意をされているというふうな報道されておりますので、長官から示してもらいたいと思ひます。

○説明員(加藤良三君) 恐縮でございますが、ちよつと私から、事実関係に関する説明でございますので、御説明をさせていただきたいと思ひます。

実は、このいわゆる六条事態の研究というものにつぎましては、すでに一九七五年の当時の三木総理とフォード大統領の会談、同じ年に行われまして坂田防衛庁長官とシュレジンジャー当時国防長官、この会談ということにすでに端を発しているものでございまして、その後この六条事態の研究

究というものをなるべく早い機会に開催いたしたいということでも米側と日本側との間で話し合いが続いてきたわけでございますが、これがようやく本年一月八日、日米安全保障協議委員会第十八回会合の席上、その開始につき発表を行なうということまで合意ができたというわけでございまして。したがって、今回この時点に始まったというところについて、それ以上に特段の理由はないということでございます。

○野田哲君 私三木内閣当時からいささつはわかつております。問題は、今回極東有事の研究をやろうということであるとするならば、極東地域においてのどういふ情勢認識に立つてやるのか、この点を私はまず聞いておきたいと思ひます。そうでないと、アメリカのおっしゃることだけを基礎にして極東有事の研究が行われるということであれば、これは大変なことになるんじゃないか、こういう懸念があるからこそ、日本側としてはどういふ情勢認識をいま極東地域で持つているのか、一体どの地域でどういふ有事が発生しようという想定をしているのか、こういう点をまず伺つておきたいと思ひます。

○政府委員(塩田章君) 要点は先ほど外務省の課長からお答えしたとおりでございますが、五十三年の十一月の例の日米ガイドラインができ上がりましたときに、具体的にその後ではどういふ段取りでどういふ作業に入るかというときに、実は御承知のように五条関係の研究に入つたわけでございまして、米側としましては、そのときから実は六条もやりたい、あるいは六条を先にやりたいという気持ちはあつたわけでございます。私どもの方は、それはそんなわけにいかない、五条から先にやるのではないかとというようにききつても、これは内々の話でございますが、ございまして、六条は後回しということでも当時五条の方に先に入つた経緯がございます。

それで、一応御承知のように去年の夏に五条につぎまして、一つのシナリオについてではございまして、一つのシナリオについてではございまして、引き続

き今度は六条に入りたいということを、これは去年の大村・ワインバーガー会談等を通じてもアメリカ側の希望が示されておりました、私どもも今回それについては特段の異議がないということと、いつから入ろうかというふうなことでございまして、一月八日の決定を見た、こういうことでございまして、いま先生のお話のように、現在の時点で極東に何が起つた、あるいは何が起つた、さういふことで今回始めようじゃないかといういささつものではないということを御理解願ひたいと思ひます。

○野田哲君 五十三年のガイドラインに五条条項、六条条項についてやつていこうということがずっと記述されていることはわかつています。特に六条条項について一番最後の方に三行ばかり書いてある。局長の説明によると、これは先に五条をやつたから、五条が終わつたから六条に入つたんだと、こういうことですけれども、私が聞きたいのは極東有事、こういうことなんですから、一体極東でどの地域でどういふ問題が発生するということとを前提にしているのか。ずばり伺ひます、朝鮮半島を想定している、こういうことなんですか。

○説明員(加藤良三君) お答え申し上げます。

いわゆるこの六条協議というものは、日本以外の極東における事態で日本の安全に重要な影響を与える場合ということについての研究作業でございます。具体的な事象というものに即しましては、それは諸般の状況というものを勘案して判断されるべきものでございまして、あらかじめ一般的抽象的にこういうことだというふうな言ひが困難な問題でございます。あえて申し上げれば、極東における国際的平和及び安全の維持、これに関連する諸情勢でわが国の安全に重要な影響を与える場合であつて、米軍の行動が必要とされるような場合ということであると言ひたいと思ひます。しかし、先ほど来申し上げておりますとおり、これを一般的抽象的にあらかじめ規定することはあれでございまして、それから極東

ということについて、これを特に朝鮮半島ということとを想定するというものではございません。

○野田哲君 そういう抽象的なことをばくは聞いているんじゃないんです。極東という区域を定めていくわけでしょう。そして、極東の中で安保条約からずつと一連の取り決めの中で極東地域ということとを定めてあるわけでしょう。その中で、有事ということとを想定する地域というのは一体どこなんだということを私は聞いています。さういふことで、そしてアメリカが行動を起こす必要がある地域、そして日本がそれに協力をしなければならぬ地域というのは一体どこなんだと。私は、ずばり朝鮮半島を考えているんですか、こういうふうな聞いています。有事研究というのをやつていこうとすればそのぐらゐのことを国会の審議の場で明確にしなければできないでしょう。そうじゃないですか。

○説明員(加藤良三君) 恐縮でございますけれども、私も今度のいわゆる六条協議の研究ということを進めるに当たりましては、特に極東の中のどこという具体的に地域的特定を行うということはいたしておりません。したがって、朝鮮半島ということとを想定しての作業を進めているという現状ではございません。

○野田哲君 新聞報道等によると、第五空軍司令官は今度の極東有事研究を進めるに当たつて朝鮮半島ということとを想定をし、そして今度の極東有事研究を進めるに当たつては、一九五〇年代のあの朝鮮戦争のときの状態を想定をして、その際日本側が米軍の行動に協力したあの先例を基礎にして日本側に協力を求めている、こういう報道がされていくわけですが、防衛庁長官はそういうアメリカ側の要望について接触されたことがあるかどうか、あればその内容について伺ひたいと思ひます。

○国務大臣(伊藤宗一郎君) 先生お話しのこと私も私もちよつと新聞では見ましたけれども、私に對して、また日本側に対して具体的にさういふ要請はまだありません。

○野田哲君 外務省はいかがですか。
○説明員(加藤良三君) お答え申し上げます。
私どもに対してもそういうような要請がいまま

であつたということはいけません。
なお、若干補足させていただきますと、朝鮮動
乱がいわゆる起こつた場合のわが方から米軍に与
えられた便宜供与ということでございますけれども、
これはいわば講和発効前の日本が占領時代に
あつたときの便宜供与の態様でございます。私ども
もいま研究作業を行つておりますところのいわ
ゆる六条事態の研究というものは、そういうところ
と根本的な状況を異にいたしますので、この両
者を同列に論ずるというのはいかがなものかとい
うような感觸を持っております。ただ、いずれに
いたしましても現在の作業はまだ緒についたばかり
でございます。現在随時専門家レベルでの接
触が行われているところにとどまるものでござ
います。

○野田哲君 ガイドラインの合意の前提条件とし
て、両国政府の立法の措置を義務づけるものでな
い、こういうふうになつてゐるわけですが、そう
すると、これからやつていく極東有事研究の対象
事項については現行法、いまある法律の枠内に限
る、こういうふうな考へていいのかわるか、その
点いかがですか。

○説明員(加藤良三君) いわゆるガイドラインで
言及されております現行法令というものは、ガイ
ドラインが策定された時点における現行法という
ような時間的な定めというのとはかかつておるも
のではございません。現行法令につきましては、今
後この六条事態の研究というものが進んでいき、
恐らくこれは非常に長期間かかる作業ではないか
と推測されますけれども、その時点時点、研究が
進んでいく時点、その時点における現行の法令と
いう意味合いでございます。

○野田哲君 合意したときの現行法ではなくて、
時点時点の法令の範囲、枠内、こういうことにな
ると、このガイドラインに記述されている両国政
府の立法の措置を義務づけるものではないという

のは、全くこれはしり抜けになるんじゃないです
か。

ガイドラインの中身の方をあなたの方の常套手段
で秘密にしておいて、そして日本の国内法を先に
秘密でガイドラインで内容を詰めておいて、そし
てその中身は秘密にしておいて、法律だけをどん
どん先行させていく、こういうことであらばいつ
までたつてもこれはあなたの方の言う法律の枠内と
いうことになつてしまふわけで、国内法の立法を
義務づけるものではないという歯どめというの
は、実質はこれはないということになりはしま
せんか、この点どうですか。せつかく防衛庁長官お
見えだから、その点はやはり政府の責任者として
答えてもらいたいと思ひます。

○国務大臣(伊藤宗一郎君) 義務づけはされてお
らないわけでございます。まずそこに歯どめが
ありますし、またいまもお話のとおり、現行法
の枠内である、そういう歯どめとともにやつぱり
国会という大きな御審議の場があるわけござい
まして、全然歯どめがない、まるつきり歯どめが
ないということではないと思ひます。

○野田哲君 防衛庁長官は、この間のこの問題で
行われた——この問題だけではないんだけれど
も、防衛問題を中心テーマで行われたNHKの番
組「政治討論会」で、極東有事の事態を想定をし
た日米共同研究の際に、米軍への便宜供与を進め
る上で国内法の改正問題も検討課題になるだろ
う、こういう意味の発言をされている。つまり、
これはガイドラインに言うところの両国政府の立
法措置を義務づけるものではない、こういう取り
決めがあるけれども、実際は共同研究を進めてい
きながら必要な法改正はどんどんやつていく、こ
ういう趣旨をあらわしているんじゃないかと思
うんですけれども、この点いかがですか。

○国務大臣(伊藤宗一郎君) 確かにそういうこと
を申し上げましたけれども、私はただ抽象的に大
枠としては「両国政府の立法、予算ないし行政上
の措置を義務づけるものではない。」という中で
研究を始めるわけですが、ただ研究を進め

ていく過程で、米軍に対する便宜供与の具体的実
施が現行法令の枠内では困難なことが指摘される
こともあるかもしれない。しかし、そういうこと
が万が一指摘をされましても、それは冒頭に申し
上げましたとおり、義務づけられてはいない、そ
してまた、そういうことについてどういふことの
対処をするかということは、防衛研究とは別個の
問題として、われわれが自主的に判断することだ
ろうという趣旨で申し上げたのでございまして、
全く抽象的に申し上げて、またさつきもお答え申
し上げましたとおり、最終的には政府が自主的に
判断をし、そしてまた、もし万が一そういうこと
があるとするならば、さつきも申し上げましたと
おり、国会の御審議にまづというふうなようなこ
との意味のことを申し上げたつもりでございます。

○野田哲君 ちょっと角度を変えて防衛庁長官な
り防衛局長に伺いたいと思ふんですが、安保条約
の六条に基づいて在日米軍が日本の基地から極東
地域に行動を起こす場合事前協議が行われる、そ
のような事態になつたときに、その米軍が行動を
起こす対象地域が朝鮮半島、こういう場合は一体
防衛庁としてはこれに対してどういふふうに対処
するのか。つまり自衛隊法の七十六条、七十七
条がありますね、七十六条の中には「外部からの武
力攻撃のおそれのある場合を含む。」という括弧
書きがある。そして、これに対して防衛出動、そ
れから七十七条の防衛出動待機命令。事前協議が
あつた、そして米軍が六条に基づいて朝鮮半島に
出動する、こういう状態になつたときは、防衛庁
としては七十六条の括弧書きによる防衛出動態勢
をとるのか、それとも七十七条による防衛出動待
機命令の態勢をとるのか、それとも日本は特段の
措置はとらないのか、これはいかがですか。

○政府委員(塩田章君) 六条事態の研究の場合と
別の問題としてこれは御理解いただきたいんです
が、七十六条、七十七条はあくまでも五条件態勢、
つまり日本自身がそういうおそれがあるかどうか
か、あるいは特機命令を出す必要があるかどうか

か、こういう判断に基づいて行われるわけござ
いまして、それがその際の状況としまして、どこ
でどういふことが起こつてゐるからそういう判断
をするかということは一応別の話でございます。米
軍がいまの六条の研究あるいは六条事態で、米軍
がいまの御指摘であれば朝鮮半島に行く例を御指
摘になつたわけですが、そういうことと一応別の
話としまして、われわれは七十六条の判断あるい
は七十七条の判断、これは日本に対してどういふ
おそれがあるか、どういふ事態であるかを判断して
対処する、こういうことにならうかと思ひます。

○野田哲君 朝鮮半島の問題については、防衛白
書においてもあるいは政府の総理や外務大臣、防
衛庁長官等が国会等でも何回も発言をされてお
ります。朝鮮半島における安全問題は日本にとつ
てもきわめて重要だといふ意味のことを発言をさ
れてゐる。今度のこの問題、日米間の極東有事研
究の発足に当たつての日米安全保障協議委員会
で、櫻内外務大臣がそういう趣旨の発言をされ
た、こういうふうな報道されているわけですね。
政府の方針は、朝鮮半島でもし異常な状態に
なれば、これは日本の安全保障にとつても大変な
ことなんだと、こういうことをかねがね政府は言
つてゐるわけですが、そういうことで、もしこの
六条に基づいて米軍が行動を起こす、そして日本
にも事前協議があつた、こうなつたときに自衛隊
は七十六条、七十七条で、一切これは朝鮮半島の
ことだからということでは何ら発動しないというこ
となのか、七十六条の括弧書きなのか、七十七
条なのか、これを私は端的に聞いてゐるんですよ。
防衛局長は朝鮮半島のことでは余り言いたくな
い、こういうふうなことのようですね、い
つも朝鮮半島のことを言つてゐるじゃないです
か。朝鮮半島でもし万一のことが起きたときに
は、日本の安全にとつては大変なことなんだと。
言つてゐるとすれば、これはどういふ対応をする
のか、そこを私は伺つておきたいと思ふんです。
○政府委員(塩田章君) 朝鮮半島の安定というこ
とがわが国にとつても、あるいは極東全体にとつ

でも非常に重要な意味を持つという事は、これはもう何回もお答えいたしておりますし、事実そのとおりだと思います。

ただ、いまの朝鮮半島でしかれば何か起こった場合に米軍が出動する、それに對してはどうかという問題は、先ほど来議論になっておられますように、日本はいかなる便宜供与ができるかということ、いま検討に入つたということでございます。そのことと、先ほど来お答えいたしておりますように、わが國が七十六条の「おそれのある場合」の判断をするか、あるいは七十七条の待機命令の判断をするかという事は、別にこれは朝鮮で何が起つたかということとは関係なく、日本側が日本としてそのときの情勢をどう判断するかということにかかつてくる問題でございますから、これはやはり分けてお考えいただきたいと思ふんです。

私がこういうことを言っているのは、何も朝鮮半島の事態がわが國にとつて余り重要でないとか、そういうことを言っているのじゃなくて、非常に重要な関係を持つてあろうということ、これはしばしばお答えしているとおりでございまして、そのことは肯定した上で、しかし問題は別であるということをおし上げたわけでありまして。

○野田哲君 平生のあなた方が言っていることからして、問題は別であるということ、いまここでどうしても私は、あなた方の平生の言動からすれば一貫性がないじゃないかと、こういうふうに受けとめられるんですがね。

もうちょっと角度を変えて伺いたいと思うんですが、先ほど山崎委員も指摘をされましたが、昨年の四月に有事法制の研究の中間的な発表が國會でも報告をされております。引き続きこの研究を続けているんだと、こういうことなんです。昨年四月に発表されたこの有事法制の研究、これを見ると、この中に共通している考え方というのは、有事法制を制定をする、あるいは現在ある自衛隊法の百三条を発動する場合、つまり有事とい

うことで百三条を発動したり、あるいはこれからあなた方が研究している有事法制に基づく発動をする、こういう時点は、自衛隊法の七十六条の時点では過ぎる、七十七条の待機命令の時点からでなければ間に合わないから、そういう立場に立つて有事法制の研究を続けていくし、それから自衛隊法の百三条についても取り組んでいくんだと、こういう思想がずっと私は私なりに受けとめられるわけですね。

そうすると、これから防衛庁が各省と協議をしながら有事法制を考えていく、そうしてその発動時期は七十七条の待機命令の時点になるんだ、こうなつてくると、アメリカとの関係についても現行法、いまある法律では六条六項による協力体制もはみ出してしまふような事項についても日本側の有事法制をどう広げていって、そして自衛隊法の七十七条の待機命令の時点からそれが発動できるような体制にして、これといまの極東有事のアメリカへの協力体制、後方支援体制を協力をしていく、これとをつないでいく、こういう手法になつてくるんじゃないかというふうに私は懸念をするんですが、この点いかがですか。

○政府委員(堀田章君) まずお断りしたいのは、去年の四月に中間発表されました、現在私どもがやつております有事法制の研究というのは自衛隊の行動に関する研究であります。これはいまさら申し上げるまでもないと思ひます。その中で、いま御指摘のように、たとえば陣地の構築でありますとか予備自衛官の招集でありますとか、そういうたようなことについてはできればいまの七十六条発動の時点よりも早くいたしたいという問題の指摘をしております。それは事実であります。一つの案として、七十七条の待機命令が出たぐらゐの時点からそういうことはできるやうにしたいという問題提起をしておることは事実でございますが、いま先生は、さらにそれを今度の六条関係の研究と結びつけてアメリカとの関係においてそういうことを考えておるんじゃないかという趣旨のお尋ねのようでございますけれども、こ

うことで百三条を発動したり、あるいはこれからあなた方が研究している有事法制に基づく発動をする、こういう時点は、自衛隊法の七十六条の時点では過ぎる、七十七条の待機命令の時点からでなければ間に合わないから、そういう立場に立つて有事法制の研究を続けていくし、それから自衛隊法の百三条についても取り組んでいくんだと、こういう思想がずっと私は私なりに受けとめられるわけですね。

の点はつきり申し上げたいと思ひますが、私どもは有事法制の研究は、あくまでも自衛隊の行動に關して研究をして、現在、昨年のやうな中間発表をさせていただき、さらにその後各省との関係の法律の勉強を続けておる、こういうことでございまして、今回のとは全然別個の話でございますので、その点は分けて別の問題として御理解をいただきたいと思ひます。

○野田哲君 そうすると、これから極東有事研究をずっと継続してやつていく中で、恐らくこれは報道されているやうに、一九五〇年の朝鮮戦争当時のことをベースにしてアメリカが日本側に協力を求めてくる、後方支援体制を求めてくるだらうと思ふんです。そのときのこととできないこと、つまりイエスとノーの基準というのは、先ほどは安全保障課長は、当時はまだ講和に至つていない、占領下だつた、それはそれとおりなんです。いまとは時点が違ふんだから。すると、できることとできないことのイエスとノーの基準、根拠というのはいまの法律によつてやつていく、これを明確に確認しておいていいですか。

○政府委員(堀田章君) それはそれとおり確認させていただきますと思ひます。といひますのは、繰り返しになりますけれども、ガイドラインの三項にもはつきりと「日米両政府は、日本が上記の法的枠組みの範囲内において米軍に対し行方便宜供与のあり方について、あらかじめ相互に研究を行う」と、こういうことを明記してありまして、その点は今回の協議に当たりまして日米関係當局者同士でさらに確認をいたしております。その範囲内で研究をいたすわけでございます。

○野田哲君 だから、それはこれからつくる法律、これから新たな法律ができればそれが今度は基準になるということではなくて、いまの法律なんだ、こういうことではないんですか。

○政府委員(堀田章君) それはそうではございません。先ほど外務省の課長がお答えしましたやうに、実際に適用になる時点における施行されておる法令と、こういうことでございますから、その

点は先ほどの外務省の課長のお答えしたとおりでございます。

○野田哲君 だから、結局行動できる法律をどんなに広げていって、その時点時点でそれを根拠にする、こういうことでは歯どめはないじゃないか、こういうことを私は言っているわけなんです。

そこで、朝鮮戦争の当時のことは現在ではできないことなんだ、こう言われたわけだけれども、アメリカ側の報道されている日本に対する要求というのは、朝鮮戦争当時の協力体制を求めてくるだらう、こう言われているので、幾つか朝鮮戦争当時の日本がとつた行動と現行法の関係について伺つておきたいんですが、まず厚生省から伺ひましょうか。

朝鮮戦争当時、日赤の看護婦さんなどがかなりの人数をアメリカの占領軍の命令によつて米軍の戦傷者の治療のために病院へ派遣をしております。これは事實は間違いないですね。どうですか。

○説明員(長尾立子君) お答えを申し上げます。朝鮮戦争の当時、昭和二十五年でございまして、福岡県の国連軍病院におきまして日赤の看護婦が勤務についたということが日赤の福岡支部の歴史を記しました文書に載つておりますので、先生御指摘のやうな事實があると思ひます。

○野田哲君 国連軍といつても、事實は米軍であつたわけですがね。いまはそういうことはできるんですか、どうなんですか法律的に。

○説明員(長尾立子君) いま申し上げました朝鮮戦争当時、日赤の看護婦がどういう形でこの国連軍病院に勤務するようになったかということでございますけれども、どういう形でその勤務を命じたものか、どういう形の要請があつて行つたものか、実は現在、資料が膨大なものでございまして、古い時期でございましてために明確にわからないわけでございます。いま書いてございまして記述から考えますと、その当時国連軍病院におきまして看護婦さんが不足をいたしましたので、日赤に勤めておつた看護婦さんにつきまして協力を要

請されたのではないかというふうに考えるわけですが、現在のところ日赤におきましては救護班等の組織があるわけですが、これは災害等がございまして、その支部の要請によりまして、家庭に入っておられます看護婦さんも出てまいりまして協力をいたしますけれども、いま先生御指摘のような国連軍病院にこういったような要請をされるということは、現在は予想いたしておりません。

○野田哲君 海上保安庁見えておりますか。——海上保安庁に伺いますが、海上保安庁の資料を見ると、朝鮮戦争当時、海上保安庁は二十数隻の船団を編成をして日本特別掃海隊、いわゆる掃海の部隊を編成をして仁川とか元山とか、朝鮮半島の周辺でアメリカの要請に基づいて機雷の掃海業務に当たっている。そして、触雷してあるいは座礁で二隻が沈没をして死者が一名と重軽傷者が八名出ている。中谷坂太郎さんという当時二十五歳の方がそこで触雷で死亡している、こういう記録があるわけで、現地へ派遣された者が二百五十名、それから後方でその任務についた者が二百五十名、約千四百五十名の者が米軍の要請によって朝鮮半島の沿岸で掃海任務に当たった、こういう記録があるわけですが、これは事実ですね。

○説明員(吉野彦彦君) 機雷の掃海に関する業務につきましては当時海上保安庁が所掌しておりましたが、昭和二十七年に現在の海上自衛隊に引き継いでいることもありまして正式の記録は当方にはございせんけれども、当時のことを記載しました刊行物等によりまして、二十五年度の十月に、当時の連合軍から日本政府に対して朝鮮周辺海域におきます掃海作業に関する協力を要請してまいりまして、当時日本政府といたしましては、占領下にあつたことでもあり、これに應ずるという事になりました、海上保安庁では十月の六日に掃海船が二十隻、それから巡視船が四隻、それと試験船が一隻、合計二十五隻をもって特別掃海隊というものを編成いたしまして下関に集結しております。そして、朝鮮海域に向かひまして朝鮮

沿岸の元山、群山、仁川、海州、鎮南浦というような港の掃海作業に十月の十日から十二月の六日まで従事してまいりまして、二十七個の機雷を処理しております。そして、十二月の十五日に編成を解いております。この間に、先生がただいまおっしゃいましたように、元山沖で掃海船一隻が触雷して沈没をいたしました、乗組員の一名が殉職、八名が負傷というふうなこともございました。

○野田哲君 海上保安庁、正式の文書ではないと言われたが、いまのあれは「海上保安庁三十年史」という中に載っていますよね。それから、海上保安庁の長官であつた大久保さんが書かれた「海鳴りの日々」という中にもっと詳しく書いてあるんですよ。そして、この当時の状況を生々しく触れておられるわけですが、これは言うまでもないことですけれども、現在の法律ではこんなことはできませんね。

○説明員(吉野彦彦君) 海上保安庁は海上における人命、財産の保護と法令の履行といったようなことを業務としておりまして、それで、かつ海上保安庁法には軍事的な機能を有するものではないのだということが明記されております。したがって、他国の戦争に軍事的に協力するというようなための業務というものは行うことができませんし、また現在、先ほど申し上げましたが、機雷の掃海に関する業務は、昭和二十七年ごろに現在の海上自衛隊の方に引き継いでおりまして、私どもには掃海に適した船舶とか装備とかあるいは技術とかというものも保有しておりません。

○野田哲君 運輸省、それから防衛施設庁になるんですか、二つ伺いたいんです。一つは、LSTに日本の従業員をかなり乗り込ませて、米軍の朝鮮半島への上陸作戦等にLSTの従業員として参加をしている。それからもう一つは、日本側が民間の船を借り上げた商船隊を編成をして物資等の海上輸送に当たった、こういう記録がありますが、この事実も間違いないと思うんですが、概要をちよつと報告してもらいたいです。

○説明員(野尻豊君) 昭和二十五年の四月一日に船舶運管会から改組されました商船管理委員会が、アメリカから借りましたLST三十九隻につきまして軍需輸送を行っております。その際に、商船管理委員会に所属しております船員がこのLSTの運航に当たっております。

○説明員(富田長治君) 後の方の質問にお答え申し上げます。終戦後わが国の商船隊はアメリカ軍の管理下にございまして、GHQの中に日本商船管理局というのがございまして、それで、そのアメリカ軍の下部機関として先ほどの船舶運管会があり、あるいは日本商船管理委員会というものができたわけですが、その主なる仕事は、先ほど課長が答えましたように、LST等の米貨と船の運航業務のほか帰還輸送業務をやったわけでございます。ところが、朝鮮戦争が勃発いたしましたので、その下部機関が用船のあつせんをしたということをお願いしております。したがって、これはあくまで運輸省そのものでございせんのでわれわれ詳細に承知いたしておりますけれども、一番多いときに五十隻程度の船をMSTSと申します極東米軍輸送部隊に用船させるのにあつせん

の労をとつたというふうに向つております。○野田哲君 国鉄の関係を伺いたんですが、国鉄は相当この朝鮮戦争当時米軍の人員、物資の輸送体制に、まあ協力をしたというのが適切かどうか、かなりやらされていゝと思うんですけれども、これは当時の朝鮮戦争に関連する軍需輸送としてはどういう体制をとつてきたわけですか。

○説明員(原田秀実君) 当時の体制といたしましては、総司令部の管下に第八軍がございまして、その第八軍の中に第三鉄道輸送司令部というのがございまして、それと当時の日本国有鉄道の間の折衝によつていまおっしゃつたような輸送が行われたわけでございます。貨物で申しますと、大体二十六年の四月の一日平均で言いますと、ざつと一万一千トンぐらい、旅客で申しますと、非常に波動がございましたが、動乱期間中約五百本の軍用

列車を運転しております。○野田哲君 この国鉄の輸送について、いついづどこそこから要員をどこへ何人運ぶとか、あるいは燃料とかあるいは弾丸等を輸送することについて、この事実が外へ漏れることについては米軍もかなり秘密保持に神経質になつて、これは確かにそうでしょう、そこでかなり強い秘密保持の指令が出された。そして非常に危険な物資を運ぶのにも、日本の国内の基準法令等は全く度外視をして厳しい秘密保持によつてやられた、こういう状況の記録があるんですが、そのとおりですか。

○説明員(原田秀実君) 当時の記録が非常に不備でございまして正確なところはわかりませんが、刊行物によりまして、たとえばこういうようなことが記録されております。

危険物の輸送につきましては、原則として当時の国内規制によつたと、米軍の解釈する危険物の範囲と国鉄のそれとが食い違つていた場合が間々あつた。その場合、米軍の定義による危険物がわが方の定義による危険物の範囲よりも幅が狭いことがしばしばあつた。したがって、当方の解釈による危険物で向こうは危険物としてないもの、これについても国鉄の判断でこれを危険物扱いしたというふうな記録が残っております。

○野田哲君 防衛局長、いま朝鮮戦争当時の幾つかの事例、厚生省の報告なんか、日赤の看護婦さんの派遣とかあるいは海上保安庁の掃海部隊とか、商船隊とかLSTの乗り組みとか国鉄の問題と、いろいろ述べられたわけですが、この中で現行法でいつまでも自由にできるものがありますか。

○政府委員(塩田章君) ちよつとまことにいまからの検討事項でございまして、第一、米軍がどういうことを言つてくるか、それから前提として一番最初に外務省の課長からお答えいたしましたように、占領下の時代といふ時代とで違ひますから、そういうこともございまして、それから具体的に米軍がどういうことを希望してくるかというのをよく踏まえた上で検討をいたさないと、いまこの時点でどれが適当だとか適当でない

でございますから、物心ついたときから軍国主義、サーベルの音をいつも耳にするようなそういう時代に育つてまいりました。また、生まれが東北、宮城県でもございますから、よく親戚、友達

同級生等が、あるいはもちろん先輩でもございませうけれども、満州事変その他で出征をして遺骨になつて帰ってくることを身辺にもう大変悲しみながら味つたものですから、これは一体どういうことだろう、やっぱり国を守るということとはみんな守らなければならぬのに、むしろ一将功成りて万骨枯るというように感じてもございまして、もう少し国民の総意の中から国の防衛というものがあらねばならぬ、おれたちが守つてやるからおまたちは黙つていろというふうなことでなしに、国民の本当の理解と協力の中からこれからの日本の防衛というものがあらねばならぬ。まず基本は国民の皆様お一人一人の国を守らねばならぬのだというそういう気概の中から、また理解の中から本当の意味での防衛というものがあらねばならぬのだというふうなことを思つたものでございまして、そういうふうなことを含めまして、おれたちがやるからおまたちは黙つていろというふうなそういう国民を疎外したようなことであつてはならないというふうな意味を申し上げたつもりでございまして。

○峯山昭範君 もう端的で結構ですが、総理も絶えず同じようなことはおっしゃつてゐるわけですね。防衛は国の存立にかかわる重大な問題であるだけに、国民的合意が形成され、その支援によつて、その裏づけがあつて初めて国の防衛というのは成り立つんだというふうなことを総理もおっしゃるわけですね。それで、いま大臣がおっしゃつた中身、先ほど私が読み上げましたあれですが、「防衛問題は国民の意識から離れて、ひとりよがりのプロ意識でやるべきものではない」とこのとおりだと私は思ふんです。これは賛成なんです。

○国務大臣 伊藤宗一郎君 制度として申し上げますならば、文民である防衛庁長官が制服の方々の上にあつて、法律上の定めに従つてゐるの

命令をするということ、そしてまた、その上にこれまた文民である内閣総理大臣が自衛隊の最高の指揮監督権を持つてゐるということでありまして。そしてまた日本の防衛なりその他の防衛政策について国会の御審議でしっかりコントロールをしていただくということだろうと思ひます。それも、先ほど申し上げましたひとりよがりのプロ意識で日本の防衛を進めてはならない。それは世界的にも言えることだと思ひますけれども、日本が一度犯した大きな過ちを二度と繰り返してはならない。そういう意味でも日本にとつての防衛政策の本当の要諦は、やっぱりシビリアンコントロールは、どんな場合でもどんな時代になつても、どういふ事態でも何としても死守、守つていかなければならない私は最大、最高のプリンシプルだというふうな考へておられます。

○峯山昭範君 余り言葉じりをとらえては申しわけありませんので、要するに大臣のシビリアンコントロールという問題については、これから一つずつきよめは細かく詰めていきたいと思つてゐるわけですね。大臣がいま最後の方でおっしゃつたいわゆるシビリアンコントロール、ずっとせんじ詰めていきたいと思います。これは私の手元にも、いままでシビリアンコントロールというのはいふことかというのを国会でいふん議論しまして、ああいうことだ、こういうことだといふ書いてあるわけですね。

いろいろありますけれども、拾ひ読みましてもいふんありますが、「文民優位」ということは当然国民優位であります。国民の意向や利益に反しては、自衛隊は一步も動けないことである」と、それから「文民優位」ということは国会優位ですから、国会が健全である限りそのようなことは絶対に容赦しない」とか、いろいろずつといふばいあるわけですね。それで、結局こういうふうなものゝをいろいろとせんじ詰めますと、「市民の代表が国会であると考えれば、国会の統制というのが究極的な形ということになる」と、これは本の中にそういう論調で書いておられるところもあるわけですね。

したがつて、この論調からいきますと、先ほどの大臣の答弁の中でシビリアンコントロールについてずっといろいろおっしゃつた最後の方で、国会の審議でコントロールするというふうなお言葉がございましたが、まあ大体そういうふうなことはではないかと私も思つておるわけですね。これはよろしいですね、そういうことで。

○国務大臣(伊藤宗一郎君) そのとおりでございまして。

○峯山昭範君 そこで大臣、実はそういうふうなことを前提にいたしまして、これはもういままで何回も、今国会が始まつて以来衆議院の予算委員会等、現在参議院の予算委員会が開かれてゐるわけでございますが、F4の試改修の問題ですね、これはやっぱりもうどう考へたつて大臣がお考への問題とはちよつと違ふんじやないか、これは大臣が言うひとりよがりのプロ意識でやるべき問題ではない、そういうふうな考へからおっしゃればどういふような問題は起きているではない問題ではないのか、私こう思ふんです、実際問題として。お隣に専門家の局長がいらっしゃるから、局長は自分でどうわかつてゐるわけですよ。ようわかつてゐる方からすれば、それは専門家じやないわけですから、そういう点から考へて、これは大臣にお答えいたしたいわけですね、こういうふうな問題はひとりよがりのプロ意識でやるべきものじやないという大臣のこの言葉からすればこういう問題は起きているいけない問題ではないのか、こう思ふんですが、大臣どうですか。

○国務大臣 伊藤宗一郎君 まず、今回のことにつきましては、これも何度も申し上げましたし、繰り返しになるわけでございますけれども、これからF4を延命をしたい、延命をするからにはある程度の能力アップをしたい、その一つの中で爆撃機能の問題も付随的に追加されるということでございます。それなりのいろいろの検討の結果、最終的には防衛庁長官が、言われておりますような他国に侵略的、攻撃的な脅威を与えるおそれはないものとの判断のもとに予算も計上し御審議をいただいておりますわけでございますけれども、したがつて、その点では私はシビリアンコントロールの原則というものは守られてまいつたというふうに確信をしておりますし、その確信のもとにただいま御審議もいただいておりますわけでございますけれども、その後衆議院の予算委員会また参議院の予算委員会、また本日ただいま峯山先生からも御指摘がありましたように、このように御議論があつた、また現にあるということに深く思ひをいたしますならば、もう少し詳しく御関係の皆様方に、言うならば国会にももう少し詳しく御説明を申し上げておけばよかつたなというまじめな反省は正直持つておるわけでございます。

○峯山昭範君 大臣、そこへ書いていらつしやる答弁書にそう書いてあるのかもしれないんですが、私そんなむずかしいことは何も言つていません。ですから、要するに大臣がおっしゃるやうに防衛問題というのは、さつきから何回も言ひますやうに、国民の意識から離れてひとりよがりのプロ意識でやるものじやないと、大臣もプロかもしれないが、お隣の局長は物すごくプロなんです。私は素人なんです。大臣も素人でしょう。その素人と素人といまやつてゐるわけですから、素人の議論を出さなくていいわけですね。

要するに、そういうひとりよがりがいかにぬといふ考へ方からいけば、実際総理の本音というものは、やっぱり大臣がさつき言つたやうに、F4を改修すれば、私は改修して経費節約をするとは聞いていたが爆撃装置をつけるとは知らなかつたとか、現実にはそういうふうな、それに近いやうな類する発言があるわけですから、防衛庁長官、前の大村さんが当時官房長官も同席して説明したときのいわゆる説明の要旨も新聞等に報道されてゐますけれども、そういう専門的なことはいいわけですね。実際はひとりよがりの説明があつたから大臣もはつきりわからなかつたんだし、われわれこれ

内閣委員会でここでも議論したわけですから、も、当時中身まで詳細にわからなかったわけですが、ひとりよりがらだったわけですから、実際問題として、だから、ひとりよりがらじやいかぬというシビリアンコントロールという面からいけば、きちっとした歯どめがあつて、本当にそのとおりになつておれば、こういうことは起きてはいかぬことなんでしょう。説明不足だったというところは起きてはいかぬこととしようと言つておるわけですが、ほかのむずかしいことを言っているんじゃないやなくて、そうでしょう、実際問題として。

○国務大臣 伊藤宗一郎君 さつきも申し上げましたとおり、説明不足があつたということは認めさせていただきますし、またその点に關しての反省は深くいたしております。

○峯山昭範君 どうも余りむずかしくお考えにならないで、素直にすつとおつしやつていただいで結構ですから。

それで、実はそれに関連をいたしまして、きょうはF4の問題にこれから入るわけでありまして、まず長官、F4には爆撃装置は施さない、施さしめないとか、当時ずいぶんいろんな議論があつたわけですが、こういうことを発言されたいわゆる増田長官の発言を委員会に聞かれた記憶が大臣はあるかどうかは知りませんが、もう二十一年間議員をやつていらつしやるわけですからもしかしらあるかもしれないが、大臣の当時の記憶ですね、そういうふうなものがあるのかどうか。

あるいは増田長官の決意というのは、ただ単に、いま言われておりますように、爆撃装置はつけないうふに、私たちはそつちのところに主点を置いて議論を進めておられますけれども、また先日の防衛庁の統一見解によりますと、長官の先ほどから読んでおられます「わが国は他国に侵略的、攻撃的脅威を与えるような装備は持たない」ということと、爆撃装置をつけないということ。これは政府の統一見解によりますと、増田長

官の真意は、「他国に侵略的、攻撃的脅威を与えるような装備は持たない」という点に主眼が置かれて、それでその上でF4に爆撃装置はつけないうふに、こういうふうになつておるわけですね。

ところが四十三三年のこの議論というものをひっくり返して読んでみますと、これはもう総理大臣の答弁にしても何にしてもそれはすういわけです。要するに、とにかくF4を採用すると、したがつて他国に侵略的、攻撃的な脅威を与えないということはもうこれは国の基本的な問題であつて、この問題を前提にしてもちろんこういう議論があるわけでしょうけれども、いわゆる爆撃装置をつけないというところでF4採用のための議論が集中してあるわけですから、その中身は、政府の統一見解を読んでみますと、たつた一回、こういうような増田長官の答弁というのがあつたようにありますけれども、実際はそうじゃなくて、当内閣委員会におきまして昭和四十二年ごろから四十三

年にわたつて衆参の内閣委員会、予算委員会、決算委員会等で、何回となく増田長官の決意として、あるいはその当時の発言としてすつと出ているわけですね。それは一回や二回の問題じゃないわけですね。

しかもそれだけじゃありませんで、何と言いますか、増田長官の発言の中にも、これは増田長官だけの発言じゃなくて、こういうものもあるわけですね。「そこで私と総理大臣」と、「私」というのは増田長官です。「私と総理大臣」と話が合つており、皆さまに申し上げた責任ある結びは、戦間機を採用する場合にかりに足が長くても爆撃装置は施しません、総理大臣も同じく私の言うことを、増田の言うとおりでであると言わずに、爆撃装置は施しませんというこつばを重ねております。」

というふうな、ややこしいことをいろいろ言いましたけれども、要するに増田長官の発言というのはただ一回の発言ではなくて、総理大臣の言葉等も踏まえてもう相当何回にもわたつておる答弁であり、しかもこの問題について増田長官は、総理大臣の答弁の後にも、与野党ともにこの爆撃装置

をつけるという問題について監視をされて私どもを見ていただきたいと、こうおつしやつておるわけですね。

だから爆撃装置をつけるには、少なくともこれだけ国会で議論され、しかもシビリアンコントロールという問題が重要であるという点からいいますと、これは、国会でこの問題について試改修をしたのだからというふうな議論なりあるいはその発言があつて、少なくとも国会の了承を得て今回のこの問題が取り上げられるというのが常識論じゃないか、実際そう思うのです。

ずつというふうな申し上げましたが、長官、長い間議員をやつておられて、場合によりましたらその長い間の議員生活の中では増田長官の発言を聞いた場面もあるかも知れません。あるいは本会議等でそういう発言があつたのを聞いたことがあるかも知れませんが、ただ単に増田長官の発言でばつと一回だけこういうふうな言つたんじゃない、そんな簡単なものじゃないという認識のもとに、この問題について大臣の御見解をお伺いしておきたいと思ひます。

○国務大臣 伊藤宗一郎君 増田長官並びに総理を含めまして、その時点で爆撃装置を施さないということを申し上げておりましたことは、その時点でもまたその後の議事録の勉強に際してもよく存じております。ただ、爆撃装置を施さない、なぜ施さないかという言つたかという追追求していきまますならば、再三先生も私も引いてお求めます他国に侵略的、攻撃的な脅威を与えるおそれのあるようなものは施さないんだということから出発をして爆撃装置は施さないというこつばになつておるわけでございます。この方針については依然として変わりはないのでございます。

ただ、そういう方針を堅持しておられますけれども、その方針の具体的な適用の仕方についてはいろいろな情勢の変化によつて変わります。あるのではありませんか、年限的にもその他の情勢の変化によつても変わります。あるのではありませんか、そういうようなことで今回試改修を試みまして、そ

の予算を計上し、国会の御議論の中に置いていただいているということでございます。

したがって、われわれとしては、シビリアンコントロールというものは貫かれておりますし、またいざこの試改修が成果を見まして、またその成果を踏まえまして大規模の改修をする場合においては、国防会議、また予算の問題で国会の御審議をしようというのでございまして、いまだきたいというものが、いま私どものこの問題に対する態度であるわけでございます。

○峯山昭範君 大臣、先ほど私がずいぶん長い間しゃべりましたけれども、要するに増田長官の発言というのは、たつた一回国会でべらべらとしゃべつた問題ではないということ。さつきシビリアンコントロールというのは、終結は要するに国会審議でコントロールするということであるという大臣の答弁もあつたから、わざと控えてそれを踏まえて言つておるわけですが、国会の中であれだけ議論になり、総理もそれを踏まえて答弁をして

いる、その国会審議の重みというものを大臣はどう考へているかということなんです。そんなものは全く無視して、要するに他国に攻撃的、侵略的脅威を与えないような技術的な問題で解消されてきたからもうつてよいんだと、そういうわけにはいかないんでしようというんです。技術的にどうなろうと、国会であれだけ問題になつた問題である、しかも総理もそれを踏まえて何回も答弁をしておる、これはやつぱり国会にきちつと筋を通して話をしていこうというふうな問題ではないか、そういう判断をして防衛庁としてはそれにきちつと対応しなければいけないんじゃないかということなんです。これはどうなんですか、大臣。

○国務大臣 伊藤宗一郎君 そうでございますので、増田長官の方針なり発言の重みは重々防衛庁としても身に体しております。ただ、繰り返して申し上げますけれども、その増田長官が爆撃装置を施さないということを言つたゆえんのもの、その時点において他国に侵略的、攻撃的なおそれ

のあるものと判断をされて爆撃装置は施さないというにしたいわけでございます。他国に侵略的、攻撃的な脅威を与えるおそれのあるものは施さないという方針は変わりありませんけれども、その方針の具体的な適用のあり方、対応というものは、いろいろの条件、情勢の変化で変わつていけるのではないかといい、われわれはいろいろな軍事技術の変化等も考えまして、今回試改修はやらしていただいても、もう他国に侵略的な攻撃的なおそれを与えるものにはならないんじゃないかと。しかも一機を試みてもありますし、大量の場合においては国防会議で御審議もいただき、また国会でも御審議をいただくということで今回の対応をぜひひとつお認めいただきたい。

しかし、先ほど申し上げましたとおり、今回の時点で衆議院の予算委員会、参議院の予算委員会また本日とも内閣委員会等で御論議があるということをお考えならば、さつきも申し上げましたとおり、やはり国会の御発言の重み、また御論議の重みとすることを重ねて考えますならば、もう少し詳しく御説明をすべきであつた、しておけばよかったのではないかと、いろいろな反省はさつきも申し上げましたとお持ちしているということ、は事実でございます。今回のことを一つの大きな反省の糧として、私自身も先ほど御指摘いただいておりますとおり、やはり国民の理解なり支援なり、また御理解がなければ、仮にどんな自衛隊をつくり上げても本当の力にはならないわけでございます。その原点に戻りますならば、ますますやはり防衛庁としても虚心坦懐に国会を通じまして国民の皆様方にもう少し詳しく御説明をする努力をお一層積み重ねていかなければならぬという心構えでおりますということで、ぜひひとつ御理解を賜りたいと思ひます。

○峯山昭範君 大臣、いろいろとしゃべつておられまして、最後の方になれば多少国会審議の重さとおっしゃつておられますけれども、口でおっしゃつておられるだけで、実際は本当にこれ無

視されているという感じになるわけです。大臣、それじゃ増田長官の発言は今日においても変更する意図はない、しかし国会やいろいろなところでもう少し説明すればよかったと、こうおっしゃつてはおりますけれども、それじゃもう少し増田長官の発言の問題で突っ込んでみますと、その点だけですけれども、要するに他国に侵略的、攻撃的な脅威を与えるような武器は用意しないという考え方、見解というのは、これは国の基本的な考え方なんですよ。どうですか。

○国務大臣(伊藤宗一郎君) 国の基本的な考え方でございます。

○峯山昭範君 これは不変的なものですね。

○国務大臣(伊藤宗一郎君) 変わらないものでございませう。

○峯山昭範君 そうしますと、それは他国に侵略的、攻撃的な脅威を与えるという、不変的なものですか、増田長官の発言というのはそれを取つてしまふと何になるかという、F4に爆撃装置をつけないうと、それじゃ残らないんじゃないですか。そうでしょう。増田長官の答弁を変更しないとおななはおっしゃつておられますけれども、攻撃的、侵略的な脅威を与えるような武器は持たないというの、これは不変的な考え方ではないか。そうすると、あとに残るのは爆撃装置をつけないというのだけじゃないですか。つけないうというのをつけるようになるんですから、増田見解、何にも空っぽ、がらがらじゃないですか。ということ、逆に言えば増田見解は修正され、もうなくなつていくわけじゃないですか。どこを何を變更しないのですか。他国に侵略的、攻撃的な脅威を与えないと、それはもう不変的な国の基本的なものだといまおっしゃつたじゃないですか。そうすると、あとには増田見解の何が残るんですか。攻撃的な爆撃装置はつけないうのがF4につけることになつたわけじゃない、今度、あなた方は、何が残つておられるんですか。

○政府委員(塩田章君) 先ほど長官からお答えいたしましたように、基本的な方針としまして、他

国に侵略的、攻撃的な脅威を与えるような装備は持たない、これはもう不変なもの、私たちも理解をいたしております。

問題は、当時増田長官の発言の趣旨は、そういう基本方針をまず踏まえた上で次期戦闘機——当時における次期戦闘機でございしますが、結果はF4になつたわけでございますが、次期戦闘機には、いまのような他国に侵略的、攻撃的な脅威を与えるような誤解を生じかねないようなそういう爆撃装置は施さないということを言つておられるというふうに、全体的にそういうふうにとめておるわけでございます。

そういう観点から申しますと、基本的な方針は当然不変なものとしたしまして、今度問題になります爆撃の計算装置というものは、当時考えたように、これは他国に対してそういう誤解を生じかねないようなものかどうかということをお判断いたします場合に、これまた先ほど防衛庁長官からお答えいたしましたように、その後の軍事技術の変化、発展といったようなことを考えました場合に、現時点において今回のような計算装置を付与することが他国に侵略的、攻撃的な脅威を与えるようなおそれを生じせしめるといったような心配はないだろうというの、今回の時点の防衛庁としての判断でございます。そういう意味におきまして、増田長官の見解に何と申しますか異なつた立場をとつたものではない。

ただ、先生がおっしゃいますように、当時とかく計算装置を落とされたわけですから、今度計算装置をつけるわけですから、そのこと自体をつかまえば変わつていくんじゃないかということをおまおっしゃいました。それはそれのとおりでございますが、その間において時代の変化等を考えれば、今回の計算機能を付与することをもちて他国にこれこれのおそれがあるものとは考えられないということ、私どもはそういう立場をとつておるわけでございます。

○峯山昭範君 いや、それは局長、そういうのはあきません。いまおっしゃることはわからぬで

もありませんが。しかし、いづれにしてもあなた方が増田長官の答弁を變更したかどうかというところについては、基本的な方針は今日においても變更する考えはないと言つておられるけれども、実際は中身は何にないじゃないかと、一〇〇%も變更してしまつておられるわけですから、実際問題として、どうしてもつとつたり物を言えないんです。きちつと變更するならば、もうちよつとわかりやすく、素人に、局長、僕ら素人です。ですから素人に、われわれにわかりやすく言うてほしいわけ。わかりにくい議論をしているからいづれも難儀するわけです。われわれは専門家じゃないわけですから。そういうふうな意味では、これはもうわれわれはどうしようもないわけです。この点、もう一つ時間ありませんから次へいきますけれども。

これは、さつきこの問題で、国会の審議の問題についていろいろ言いました。これは局長はどう考えているんですか。国会でこれだけ議論されたね、四十二、三年当時は、もう内閣委員会や法務委員会等でもありましたし、予算委員会でもありましたね。あれだけ議論されて総理も答弁をされ、あれこれありましたね。たとえ試改修といえ、この間からの統一見解でも、大量生産になれば国防会議にかけ云々ということをおっしゃつていますが、そういうことじゃなくて、やっぱりこれだけ議論されたものについては、もう少しわれわれの前にわかるように提示していただきたいと私は思ふんです。それが非常にわかりにくいところで議論をされて、そしてひょんなところから出てくる、それでは非常に困るわけです。

そういうふうな意味では、もう少しわれわれの国会の議論の重要性というものを踏まえて、少なくとも内局の防衛局長がその任にあるわけですから、そういう人たちが、この間ここでこういうふうな議論になつたこの問題については、今度われわれとしてはこういうふうにするんですよ、よろしいなと言つて念を押すぐらいのことをやつていただかないと、われわれは突っ込まれることをそ

ただけすることないやと、そうお考えになるかも知れませんが、それでは困るわけです。そういうふうな意味では、もう少しわかりやすく提示していただきたいと思うし、国会審議の重要性というものを認識していただきたいと私は考えるんですけれども、これはどうですか。

○政府委員(堀田章孝) 先ほど大臣からも申し上げましたが、いま御指摘の点が、まさに私どもとして今回のことを振り返ってみましてまことに申しわけなかったと考えている点でございます。先ほど来申し上げておりますことは試改修そのものの、今回の試改修そのものは防衛庁長官の判断として国防会議にもかけずにやらしていただいているわけでございますが、そのことと別に、このF4の爆撃装置の問題については当時あれだけの議論があつたこととございます。当時あれだけの議論があつたことを踏まえて考えてみた場合に、これを提案するに当たっては事前に十分各方面に御説明をすべきではなかったかという点が、私どもといたしまして今回のことを通じまして最も深く反省をいたしておるところでございます。その点につきましては、先ほどから大臣からもお答え申し上げたとおりでございます。

○峯山昭範君 確かに、いまの答弁の中でもこれは問題点が幾つかあるわけです。これは官房長官の統一見解の中で、いわゆる長官の考えで試改修はできるのかどうかという問題があるわけですね。これは後ほどやるとしても、もう少し細かくそれやお伺いしておきたいと思ひます。

長官、大臣に就任されて、このF4の試改修の問題について大体どこら辺の時点で大臣には御説明があつたのですか、事務当局から。

○国務大臣(伊藤宗一郎君) 私は、十一月の末日に防衛庁長官に就任をさせていただきまして、早速で五十七年度の予算、概算要求は出ておりましたけれども、いよいよ予算折衝に入るわけでございますので、予算折衝に臨むための事務当局からの説明として、五十七年度の業務計画案の説明があり、また予算折衝に臨むためのわれわれ

のいろいろの打ち合わせ等の段階で事務当局から説明を受けております。

○峯山昭範君 大臣も何回かいままでお聞き及びのとおりに、総理の試改修についての説明について、新聞報道ですから多少正確でないかもしれませんが、総理の発言を要約いたしますと、F4を改修すれば一機十億程度で耐用年数を十年ほど延ばせるといふ、戦力アップにもなると思うので、行革の折でもありF15を新しく買うよりは結構なことだと思つたと、こういうふうには総理は新聞報道の中で述べておられます。この言葉のとおりであるとすれば、総理には、F4の試改修についてのいわゆる事の本質といひましようか、これは何にも説明をしていない。たとえば昭和四十二、三年ごろ増田発言についてこういう問題が相当国会で議論されたのだと、こういうことだつたのだといふことは総理にも説明してない。ただ耐用期間が延びると、また行革の折でもあり費用が安くて済むと、だからそういうところに説明の要点がすりかえられているのじゃないか。

大臣、これは率直にお伺いしたいのですが、実際問題として大臣に説明があつたとき、四十三年当時の説明については当時どうだつたのですか。

○国務大臣(伊藤宗一郎君) 先ほど申し上げましたとおり、私は十一月の末に就任をし、早速予算に入つたわけでございます。その時点で、さつき申し上げましたとおり、五十七年度の業務計画案の説明を受け予算に取り組みました。そのときの説明、さらにまたいよいよ国会というところでございまして、国会の前の想定問答の説明等に当たりました。この試改修についても当然説明を受けまして、その中でレーダーの換装、セントラルコンピュータの装備等により要撃能力が向上するほか対地攻撃能力も向上すると、しかしこの場合でも、かつて取り外したような対地攻撃専用装置を持つわけではなく、軍事技術の発達を考慮するならば、他国に侵略的、攻撃的脅威を与えるようなものとの誤解を生じさせるおそれはない旨、増田元長官の発言との関連で説明を受けました。

そういうことを踏まえまして、私も、再三申し上げましたわが国の基本的な普遍的な防衛政策にのつとものであるし、本件の試改修を行うことが必要と判断をいたしました。すべに五十六年度からの引き続きの問題でもございまして、五十七年度予算にも所要の経費を計上することにして今日御審議をいただいているということでございます。

○峯山昭範君 それは大臣、想定問答の中で説明を受けたのだと、いまの大臣の答弁だとそうですね。想定問答というものは、予算委員会とかいろいろなところで大臣が答弁するためにつくる想定問答でしょう。この試改修については、正式にきちんと事務当局から説明はなかつたのですか。総理大臣の答弁は、さつきも言いましたように、行革の折でもありF15を新しく買うよりは結構なことだといふふうな意味の、先ほど一番初めに言いましたよね、官房長官の立ち会ひで大村長官と一緒に説明が総理にあられたわけですが、大臣じゃなかつたわけですか。大臣が就任になつてこの試改修という問題についてきちんと説明がなかつたのかということですが、それは想定問答というものは説明じゃありませんよね、大臣が答弁するためのものではないですか。それは、想定問答あるのかないのか知りませんが、大臣、想定問答とおっしゃっているおっしゃったから、想定問答の中にそういうものがあつたわけですか。

○国務大臣(伊藤宗一郎君) 先ほど申し上げましたとおり、予算に臨むための五十七年度の業務計画案、さらに国会前の想定問答等の説明に際しまして、私はさつき申し上げたような内容でこの問題の説明を事務当局から受けております。

○峯山昭範君 そうすると、F4の試改修については、大臣は事務当局から正式にこうですという説明を受けてないわけですか。

○政府委員(堀田章孝) 先ほど来長官からお答えを申し上げているとおりでございますが、繰り返しのようになりますが、長官が大臣に就任されましてすぐ予算問題に入つたということで、予

算要求の中身を御説明を申し上げたわけでございますが、その際に、いわゆる前大臣からの引き継ぎということで業務計画案、これももちろん御説明を申し上げ、予算概算要求案の御説明を申し上げた。しかし、想定問答は、その後一月の終わりになつていよいよ予算委員会が始まるということに想定問答の勉強はいたしたわけでございますが、どうしても、先生これは御理解いただけたと思うのですが、業務計画書の説明でありまして、か、あるいは予算書の説明でありまして、それから個々具体的な問題よりも、全体をさあつと説明をいたしたために、やはり大臣によくのみ込んでいただくためには、個々の問題を御説明申し上げる、それが想定問答という形はとっておりますけれども、大臣に防衛庁のいまの当面しておる問題を一番よく理解していただく一つの手立てをいたしましてそういうことをやっております。御就任以来予算委員会までそんなに時間がございせんものですが、そういう点からいいますと、大臣に御納得いただくのに一番いい方法ではないかということで、当面しておる問題点の中の個々の問題点という形でそれを取り上げて想定問答という形で御説明をいたしておりますので、これは先生の御指摘のように、それは正式な説明ではないと、それは国会に對する問答の勉強会じゃないかといふふうには受け取られるものもございとおもいますけれども、それが実は私どもとしては一つの内容を詳しく御説明申し上げる一つの機会であるといふことで御説明申し上げたわけでございますので、その点は御理解いただきたいと思います。

○峯山昭範君 そういふふうにして結局、長官、こういうふうな問題は、これは本当はもう少し詳しく一つ一つ――想定問答はいま局長のおっしゃるとおりだと、私はそう思つてゐるわけだ。思つてゐるけれども、実際問題としてこのF4の試改修の問題についてどういふふうに進んでいき、どうなつたのかと、しかもこれが防衛庁長官サイドで試改修の問題が全部できるなんといふこ

とになってくると、これは大変なことになってくるわけですね。私たちはいまでもそれができるとは思っておりません、実際問題として。したがって、これを長官に対してはどういうふうなこの説明があつたのかという点を詳しく説明を聞きたかつたわけですね、実際はその想定問答の中で大臣にわかりやすいようにするためにそうやつたということ、それが説明になっているわけですね、これ。

それからもう一つは、大村長官からはこの問題についてはどういふふうな引き継ぎがあつたんですか。

○国務大臣(伊藤宗一郎君) 引き継ぎをいたしましたけれども、この問題を特にビックアップしての引き継ぎはございませんでした。

○山田昭範君 そういふふうになつてまいりますと、局長、やつぱり事務局——長官を補佐する立場の事務次官なりあるいは局長なり、周りの人たちの考え方によつてすべて左右されてしまふわけですね。これは非常に私は大変な問題だと思ふんです。それで今度の問題、これは何回か長官もおっしゃつていますが、局長もおっしゃつたが、説明が不十分だつたとかあるいはどうこうすべきだつたといふふうなことをおっしゃつていますが、これはやつぱり責任がきちつと出てくるんじゃないですか、責任問題になるんじゃないですか、この問題。これは長官自身も説明をきちつと受けなかつた責任もあるかもしれないが、これはやつぱり大変な問題になつてくる。責任問題については長官はどういふふうに考えていますか、この問題。

○国務大臣(伊藤宗一郎君) 先ほど防衛局長自身も申し上げたわけでございますけれども、また私も再三申し上げておりますとおり、また先生のお言葉をそのまゝお借りしていただくならば、国会の御審議の重み、また増田長官の再三再四の御発言等を考えますならば、やはりもう少し詳しく特に問題提起のような形で御説明を申し上げておけばよかつたし、またそういう流れをつくるべきであつたといふふうな反省は、私を含めまして防衛庁で持つておりますわけでございますけれども、本試改修につきましては、再三申し上げておりますとおり、防衛庁長官の権限と責任の範囲内で行なふものと考えておりますし、また、その時点で防衛庁長官に御説明をし、その御決定を受けての今回の予算計上となつておりますので、事務局に特段の責任があるものとは考えておりません。

ただ、またもう一回繰り返しますと、もう少しやつぱり国会の御審議の重みというものを、防衛庁当局が今後の防衛行政の運営の問題で国会審議の重みというものを、二度とこういうような混乱を招かないような形で防衛行政の運営のために取り組んでいかなくやならぬといふことは、防衛庁長官としてぜひ事務局にしっかりとひとつ肝に銘じてもらへるようになつてお示しをなす一層強化をしております。

○山田昭範君 これはもう防衛庁の長官の権限、職務の範囲内と、こういうふうにおっしゃつておられますけれども、この問題はまだまだ納得できる問題ではありませんし、きょうは時間の関係もありますので、この次の機会に譲りたいと思ひます。

それから、今回のこの問題につきましては、これは昭和四十二年当時、爆撃装置をつけるというところにつきましては、局長、これは前から制服の皆さんは希望していただけてすよね、実際問題として、機会があれば何とか増田発言を撤回して、そして、できたならし崩しにしてこの装置をつけたらいい、そういう希望があるやに、それはもう何回も新聞にも出ておりますし、聞いておりました。また防衛庁のいま皆さんが、統一見解やあるいは局長がおっしゃつておられるF4に今回の装置を施した理由と、それから空幕長が発言をしていられる中身とは、ちよつとやつぱり食い違つていられるように私は思ひますが、この点についてはどうなんですか。

○政府委員(塩田章君) まず、前段でございます

が、昭和四十二年、三年当時、F4を導入するに当たつてこういう装置を外すか外さないかという問題が起つた当時に、制服組としましては外さないでほしいという希望があつたといふことは私も聞いておりますし、恐らくそうであつたらうと思ひますが、その決定した後、特にこの問題について制服組が希望しておるといふふうには私は承知いたしておりました。

それから、今回の試改修の問題につきましては、空幕長の主として記者会見での発言をとりえておられるんだらうと思ひますが、記者会見での発言と私の国会等での答弁とが食い違つていゝるではないかという御指摘でございますけれども、これもよく空幕長の記者会見の会見内容をずっと詳細に読んでみますと、私は別段食い違つてはいないといふふうな考へておるところでございます。

○山田昭範君

そのこととこの次の予算の審議のときに詳細やりたいと思ひます。それから、先ほどの防衛庁長官の権限の問題と絡みまして、もう一点だけ伺ひしておきたいと思ふんですが、局長、今回の改修は一応一機を目標にしていますね。そうしますと、量産に自信のついた時点で正式に国防会議に諮ると、そして現在やつておられるのは防衛庁長官限りで決定したと、これは官房長官もこう言つておられるわけですね。そうしますと、これはやつぱり、ただ単に——装備そのものが変わるわけですね。そういうふうな意味では一機のとこから国防会議にきちつとかけないといけないんじゃないでしょうか。長官の権限といふものがそんなに大きいのかどうか私は知りませんが、いづれにしても初めにきちつとしておかないといけません。しかも防衛庁の統一見解の、先ほどの防衛庁長官が読み上げたこれによりますと、初めから全部つけないという意向はあるわけですね。初め一機だけというよりも、要するに今度の改修は全部つけないという意向が初めからあるわけですね。そういうふうな意味では、これはただ単に

機だけというあれじゃないですね。試改修ができるなら全部やりたい。だから一機だけというのはごまかしなんですよ、実際問題として。ですから初めから全部やりたい、そこに焦点があるわけですから、これはやつぱり本末転倒しているんじゃないでしょうか。

ですからこれは、基本的には、この問題はただ単にF4の試改修という問題だけではなくて、防衛庁のいろいろな装備について、これからこうしたい、ああしたいといふいわゆる制服の皆さんやいろいろな希望がある。そうすると、どんな問題でも、いわゆる試改修と称して長官の権限で何でもできるということにエスカレートする可能性があるんじゃないか。こういう問題にも発展していくわけですね、こういう問題はどうか。

○政府委員(塩田章君) 御指摘のとおり、今回は一機の試改修でございますが、初めから全部つけないという意向があるのではないかとこのこととございまして、これはもちろん試改修、試みの改修をやります以上は、改修について成功することについてのめどといひますか目標といひますか、そういうものは当然あるからこゝろ踏み切りたいと考へておられるわけでございますが、しかし、やはりそれは言ひましても、やつてみなければわからない試改修であることもまた事実でございますし、また同時に、この技術的な成功というのみでなく、やはり費用対効果ということも将来の時点で考へなくてはならない大きな問題であります。そういう意味で、初めから確かに私も、できましたら将来百機程度やりたいという願望はもちろん持つております。持つていられるからこゝろ踏み切らしていただいているわけでございますが、しかし、現在の時点においてはやはり試みの改修であり、これがどうなるかについて必ずしもいまの時点で確定的に申し上げることができるものでもないといふことも、これはぜひ御理解をいただきたいと思います。

そういう点から申し上げまして、この間の、俗に言われます統一見解という防衛庁のお答えの中

○國務大臣伊藤桑一郎君　去る一月の十二日に総理から私にいろいろの御指示がありまして、その中に先生御指摘のような点もございました。緣理はいろいろ私に御指示を与えた時点でも、こういう指示を防衛庁の内部の専門家でよく検討したうえでこれからの政策に移してほしいというようなことで、わざわざ防衛庁内部でよく専門家的な感覺なり考え方でやってほしいということをつけ加えたわけでございまして、そういう御指示を踏まえまして、われわれも専門的にただいま検討し、これから生かすべきものがございましたならば早速にも、また検討を要すべきものがございましたなら、多少時間をかけても生かしてまいりたいと思つておるわけでございまして、その時点で、当然その検討がまともつて具体的に裝備を整備する

場合には国防会議に付議すべきものが出てくるものとは考えておられますけれども、今回の総理の御指示そのものは、国防会議に付議してからというべき性格のものとは考えておられません。それは、さつき申し上げましたように、総理御自身が、よく防衛庁内部で専門家で検討してほしいという言葉もあつたということでございます。

なお、先ほど来防衛庁長官の権限なり判断で何でもできるという御趣旨の御指摘がございましたけれども、防衛庁長官の権限もまた力もそれほど無制限ではございませんで、やはり専守防衛、さらには憲法あるいはまた先ほど来問題になつております専守防衛のプリンシプルから言ふならば、他国に攻撃的、侵略的な脅威を与えるおそれがあるものは装備しないというやうないろいろな大きな、またわれわれが今後守つていかなければならない数々のプリンシプルが防衛庁長官の権限なり力の上にあるわけでございまして、その範囲内でわれわれはやらしていただくということでございまして、そしてまた、その結果は、当然のことながら国会の御審議の中でこれらの防衛政策が進んでいくということでございますので、あわせて御理解を賜わりたいと思ひます。

○柄谷道一君 私、去る三月一日の決算委員会、一月十二日に総理より防衛庁長官に対し行われた防衛政策上の指示について質問をいたしました。その御答弁では納得いたしかねますので、本日改めて御質問をいたしたいと思ひます。まず、総理はその指示の中で、「防衛大綱を達成し、基盤的防衛力をつくつていくことは、私が内閣をつくつて以来の変わらない方針である。防衛費予算を伸ばしたのは、国際情勢の緊張に対応したものでない。私は脅威対応の防衛論とはならない。」このようにいわゆる没脅威論を強調されておられますけれども、長官はこの点についてどう受けとめていらっしゃるのですか。

○国務大臣(伊藤宗一郎君) 総理から、先ほど私も申し上げたやうな時点において柄谷先生御指摘

のやうな大体そういう御趣旨の御指示がありましたことはそのとおりでございます。ただ、そういう総理の考え方は、政府が従来から一貫してつづいてるものでございまして、そもそも防衛計画の大綱というものが脅威というものを無視して策定されたものではございません。防衛庁としては、最近の厳しい国際情勢にもかかわらず、このような大綱に定める防衛力の水準をできるだけ早く達成したいと、その努力をいまもつづけているところでございまして、そういう形で総理の御指示にこたえてまいりたいと思つております。

○柄谷道一君 確認をいたしますが、すると防衛庁長官も没脅威論に終始一貫立っていらっしゃるわけですか。

○国務大臣(伊藤宗一郎君) ただいま申しますとおり、没脅威論ということが正確にどうということになるのかちよつとわかりませんが、そもそも防衛というもののありはそれを全うするための防衛計画の大綱というものが脅威というものを全く無視して作成されたものではないわけでございまして、そういう意味では没脅威論ということには当たらないと思ひます。

○柄谷道一君 では問題を進めてみましょう。昨年五月八日、鈴木総理とレーガン大統領は共同声明を発表していらつしやいます。その第二項には、「首相と大統領は、ソ連の軍力増強並びにアフガニスタンへの軍事介入及びその他の地域における行動にみられる第三世界におけるソ連の動きに対し憂慮の念を示した。」第七項に、「首相は、先進民主主義諸国は、西側全体の安全を総合的に図るために、世界の政治、軍事及び経済上の諸問題に對して、共通の認識を持ち、」いわゆる共通の認識ですよ。「整合性のとれた形で対応することが重要であるとの考えを述べた。首相と大統領は、すべての西側先進民主主義諸国がその平和と安全に對するこれらの国際的挑戦に對処するに当たり、」その前にいろいろ情勢を、共通認識を述べておられるわけですが、これらの国際的挑戦に對処するに当たり防衛云々について努力する必要

があることを認めた、こう共同声明に書かれてるわけですね。

これは、いわゆる同盟関係を結んだ日米共同宣言は、明らかに最近におけるソ連の軍事的脅威というものに対して共通認識に立つた上でのお互いそれぞれの国情に於いての努力を確認したのではないんですか。

○国務大臣(伊藤宗一郎君) 国際情勢について日米両国の首脳が共通認識に立つたということは、仰せのとおり共同声明にあるわけでございますけれども、われわれとしては、先ほど来私が申し上げておりますとおり、自主的にわれわれがすでに決めております防衛計画の大綱を一日も早く達成したいという念願でおるわけでございまして、総理が私に指示をしたのもそういう意味で先ほどは指示をしたということを申し上げたわけでございまして、国際情勢あるいはまたわが国に對する潜在的脅威等について、日米両国の首脳が共通の認識に立つたということはあるということとは申し上げていいと思ひます。

○柄谷道一君 どうも論理が一貫しないんですけれども、さらに同じ日に総理大臣はプレスクラブにおいて演説をしていらつしやいます。これ、外電の報ずるところによりますと、総理の演説の趣旨は、ソ連の一貫した軍事的脅威、いわゆる東西両陣営のバランスが崩れてきたという点を強調しつつ、潜在的脅威が高まっているとの見解を強調していらつしやいます。

私は、このようにして一連の動きを客観的に眺めてみますと、やはり潜在的脅威というものを意識して、もちろんわが国には憲法がある、非核三原則がある、侵すことのできない一線はありますけれども、その共通認識に對し、日米両国がそれぞれの分において防衛力整備のために努力し合おうというのを確認したことは明らかでございまして、いまさら防衛庁長官に對して、私は脅威対応の防衛論とはならないということを言われたということはどうも腑に落ちませんし、この新聞報道等を正確に読んでおる国民からすると、戸惑いを

感ずると思うのです。

一応もう一度防衛庁長官、防衛の基本方針は何なんですか。没脅威論に立つておるんですか。防衛大綱をつくつたときはデタント時代ですね。国際情勢は非常に変わつてきておるんです。その国際情勢の変化の中で、依然としてデタントを前提とした防衛政策の基本方針をいま堅持していらつしやるんですか。

○国務大臣(伊藤宗一郎君) これまで防衛庁が申し上げてまいりましたのは、防衛計画の大綱においては、わが国周辺の軍事能力を念頭に置いた上で、わが国が保有すべき防衛力の機能、質等について定めているものでありまして、その規模についてもそれを念頭に置き、限定的かつ小規模な侵略に對して有効に對処し得るやうな防衛力を定めて整備すべき防衛力を定めているということではないということでございます。

また防衛庁として、現在この防衛計画の大綱に基づいて防衛力の整備を進めていくに当たりましては、わが国周辺の国際軍事情勢をも念頭に置いているところでございまして、この観点からも規模、質の両面において大綱の水準をできるだけ早く達成してまいりたいと考えております。

このような防衛庁の考え方は従来からも一貫しているところでございまして、また総理の防衛についての基本方針と食い違つてゐるものとは考えておりません。

○柄谷道一君 どうもわかりませんね。現在の防衛大綱を支えております情勢分析はデタント時代につくられたものですね。それは間違いないですね。

そこで民社党は、その後の国際情勢の変化というものを指摘しつつ、一体現実の国際情勢というものが脅威を念頭に置かない防衛論というものがあつたのかという点について過去たびたび質問をしております。そうすると、逐次防衛庁長官の答弁は、デタント時代の没脅威論から潜在的脅威に對処する防衛力の整備という答弁に変わつてき

ておることは、もうこれ事実を見れば明らかなんです。

五十五年十月十一日、衆議院予算委員会「私もは潜在的脅威を念頭に置いて対応することを考えている次第でございます。」とお答えになっています。五十五年十月二十八日、衆議院内閣委員会、防衛庁長官「大綱は脅威を無視した平和時の防衛体制をとるということではなく、わが国に侵略し得る軍事能力、すなわち潜在的脅威を念頭に置いておられます。」とお答えになっています。さらに、五十六年八月に発表されました防衛白書、その中で基盤的防衛力構想について、「防衛力が外部からの脅威に對し備えるものであるとの考え方に変わりはない」、こう明記していらつしやいます。

ということは、総理が内閣をつくつて以来一貫して没脅威論をとつておる、その考えには変わりがないというのであれば、この答弁は何ですか、これ。国会に對してまやかしの答弁を、防衛庁長官は総理の意思に反した答弁をしておられるということになるんじゃないでしょうか。いかがですか。

○國務大臣(伊藤宗一郎君) 御指摘のように、現在の国際軍事情勢は、防衛計画大綱策定当時の情勢と比較いたしまして厳しさを増していることは否定できません。しかしながら、いま政府は防衛計画の大綱に従つて防衛力の整備に努めているところでありまして、いまだ防衛計画の大綱に定める防衛力の水準に到達していないのが現状でございます。したがつて、同水準の可及的速やかな達成を図ることが目下の急務であると考えておるわけでございます。したがつて、御指摘がございました発言が従来の防衛力整備についての新しい考え方を述べたということではないのでございます。

○柄谷道一君 とすると、伊藤長官、二月二十四日の衆議院の安全保障特別委員会で長官みづから、これは前長官じゃありませんよ、伊藤長官みづからが述べていらつしやいます。これは新聞報

道ですから間違つてはいないと思うんですが、その中で長官は、ソ連軍の増強で国際情勢の緊張が強まっているとの見方を詳しく説明していらつしやいます。そして、「米国は遠くから東西間の軍事バランスがソ連に有利に傾くことを深く懸念、日本や西欧の同盟国に一層の防衛努力を期待している」と、このように述べた後、「現下の厳しい国際情勢」「わが国の防衛力の現状が規模的に防衛計画の大綱の水準に達しておらず、装備の老朽化など質的にも問題がある」、こう指摘されて、「米国がわが国に「なお一層の努力」をするよう期待を表明している」、このように述べた後、「このような米国の期待を念頭に置き、日米安保体制の信頼性の維持向上を図ることも必要だ」、こう述べた」と新聞に報道されているわけですね。これは間違いないと思いませんか。

○國務大臣(伊藤宗一郎君) 間違ひありません。○柄谷道一君 ということは、これは明らかに、最近の国際情勢の大きな変化というものに、一挙に防衛大綱をはみ出すわけにはいかないけれども、その情勢の厳しさを、潜在的脅威というものを念頭に置いて、できるだけ早くまず大綱の水準を達成しようという方針である。とすれば、それは明らかに潜在的脅威を念頭に置いた防衛政策であり、それを前提とした予算の編成である、こう理解するのが客観的な方じゃないですか。

○國務大臣(伊藤宗一郎君) 先ほどから申し上げておりますとおり、すでに防衛計画の大綱そのものが脅威というものを全く無視してつくられていたものではございませんし、また先ほども御答弁申し上げましたとおり、計画大綱の時点より国際情勢の厳しさが増しているということも否定できません。しかし、現在われわれはその計画の大綱の水準すら到達していないわけでございます。まして、それを達成することが目下の急務でございます。いろいろなことを、国際情勢の厳しさあるいはまたアメリカの日本に対する防衛努力の期待等々を念頭に置くわけでございますけれども、実際にやらねばならない急務というのは、防衛計

画の大綱の水準を一日も早く達成する、そのことが急務である、それに防衛庁長官として邁進をしたいということでございます。

○柄谷道一君 それじゃこれは國務大臣としてお伺いいたしましょう。いまアメリカの下院公聴会で防衛問題、貿易問題について日本に対する非難が集中いたしております。まさに戦後最大の日米関係の危機とも言える状態でございます。その公聴会のいろいろの証言の中でジョンソン元駐日大使の証言、その中で、ソ連の脅威について日米間の認識に差があるのが最大の問題である、いわゆる日米関係危機のルーツはこの国際情勢に對する認識にアメリカとそして日本との間にずれがある、そこにアメリカのいら立ちが生まれる、そして多くの議員立法が提出されている背景があるのではないかと、このように指摘されているわけですね。しかも、このことはサンケイ新聞三月二十二日の「正論」の中にも、詳しくこの公聴会のアメリカの証人の発言を分析をして、ここに最大のルーツありとこう指摘しておるわけですね。私はこう思うんですね。国際情勢は日米首脳会談で認識は一致したんですから、それはそれで正確に国民に言うべきだと思うんですよ。その共通した認識のもとで何をなすべきか。それには、わが国には憲法がある、非核三原則がある、しかも現実にはまだ防衛大綱の水準が達成されていない、したがつて潜在的脅威というものを前提に

つつもわが国が当面対処し得るのは水準の早期達成である、そのように説明することが私は日米間の信頼を回復するゆえんであり、かつ国民の防衛、安全保障に對する合意を求める政府の方針、あり方ではなからうか、こう思うんです。アメリカとは共通の認識を一致しておきながら、防衛庁長官に對して、脅威対応の防衛論はとらない、そこに私は大きな国際不信を招き出している要因があると思うのですけれども、これ國務大臣としてどう思いませんか。

○國務大臣(伊藤宗一郎君) 日米両国は、世界中でもこれぐらい緊密な関係を持つている国はないわけでございます。防衛問題のみならずいろいろな問題で大変な対話が重ねられておるわけでございます。その頂点に立つのが防衛問題だろうと思ひますけれども、それは言ひながら、びつたり一致した認識というものはなかなか国が違つて上むずかしいことだろうと思ひます。

現に今回の公聴会でも、別な方の証言で、脅威の問題について日本側は脅威の二つの要素の一つの意思については非常に重要に思ふ、しかし能力についてはそれほど関心を持たない、アメリカは脅威の二つの要因のうちの一つの能力、軍事能力について非常にアクセントを置くけれども、そういう潜在的脅威の持つ意思についてはそれほどアクセントを置かないというようにことを言つておつた証言がございましたように、そのようにいろいろの認識のずれがあることは、方向としては一致しておつても中身に入りますと多少のずれがあることは、残念ながらあるようでございます。

そういうことを踏まえまして、これから日本の踏み出すべきいろいろの防衛政策について、われわれはわれわれの自主的な判断でやっていくことが正しいわけでございます。そういう意味での自主的な防衛努力というものをアメリカに對して間断なき對話を通じて説明をし、理解を求めていくという努力は、なお積み重ねていかなければならないものと考えます。

○柄谷道一君 私は、何もアメリカの言うなりにせいで言つてゐるわけじゃないですよ。もちろんこれは自主的判斷でわが国の安全と防衛は考えるべきです。しかし、いま長官おかしきことを言われたですね、日米間の認識は必ずしも一致してない。国際情勢について一致したからこそ日米共同声明が出されたんじゃないんですか。そして、そのために同じ情勢分析を共通に認識したらばこそ同盟関係という事項がここに生まれたんじゃないのですか。認識してないということならば、この共同声明はうそなんです。○政府委員(塩田重君) 先日三月六日と思ひますが、ジョンソン元駐日大使の公聴会での証言

は、防衛問題につきまして四点ばかり言っておられるように思います。

念のために申し上げてみますと、日本の防衛予算に関する議論が余りにもGNPの観点に集中し過ぎておるのではないかとというのが第一点。第二点、いま御指摘のまず脅威という問題について日米間に認識の一致を図るべきでないかというこの指摘が第二点。あと二点ばかりございしますが省略させていただきますが、そういう第二番目に脅威について日米間に認識の一致を図るべきではないかということをおっしゃいます。このことはジョンソン元駐日大使の意見として公聴会の場で述べられたことは事実であります。それ以上いまいここに詳しいテキストを持っておりませんけれども、そういう趣旨のことがあったんだらうと思います。

そのことと、私もいま御指摘の去年の日米首脳会談にいたしまして、その後の大村・ワインバーガー長官の会談にいたしまして、私も政府レベルでの協議におきまして日米間において防衛問題についての意見の一致というものは、しばしば申し上げているとおり一致いたしておりました。特に私も日米間で食い違いがあると、もちろん極東の問題でございますが、食い違いがあるというふうには思っておりません。ジョンソン元駐日大使のこういった見解があるということは、それは私はそのとおりだと思えますけれども、政府間において私も現在は食い違いがあるとは思っておりません。

○柄谷道一君 では問題を変えますが、同じ指示の中で総理は、地政学的に日本が海洋国家であるということをご強調された上で、ハリネズミ論、ハツカネズミじゃないですよ、ハリネズミ論を述べていらつしやるわけですが、防衛庁はこれをどう受けとめていらつしやるか。

○政府委員(堀田章君) いわゆる海洋国家論、ハリネズミ論が報道され、また報道されたと言いますがその前に私の長官が御指示を受けたわけですが、その後私も総理のところへ伺いまして話

を伺ったわけですが、まず第一に、あのときに総理がおっしゃったのは、海洋国家という言葉を使っているけれども、要するに四面環海の日本として日本の防衛、特に端的に言えば対上着陸作戦に対する防衛についていかにも海洋国家としてのふさわしいあり方があるんじゃないかという趣旨であつて、海洋国家という言葉から言えば、まずシーレーンの防衛といったような問題が頭に浮かぶんだけれども、私は今回の指示は、特にそのシーレーンの防衛のことを指示したつもりではないと。それはまた重要な話であるけれども別の問題で、今回言ったのは、日本の本土の防衛、対上着陸作戦に対する防衛として何か知恵はないかということをおっしゃったんだという趣旨のことがまずございました。

その後、第二の問題として私からお尋ねしたわけですが、これは今回私も五六中業という作業をやっております、防衛計画の大綱という一つの目標に向かって進んでおります。それは別の話でいいと言いましたところ、それはそれでいい。その防衛の大綱の中で君たちが作業しているその作業に当たってそういうことに知恵を出せと、こういうことだという趣旨のお話でございます。私もはいまそういうふうにお話を受けて、現在の作業の中で総理のお気持ちをどう生かすべきかといったことを考えながら作業をいたしておる、こういうところでございます。

○柄谷道一君 私は、与えられた時間が短いのでこれ以上質問することができないのは本当に残念なんですけれども、私は防衛戦略というものについて、また防衛の基本方針というもののについて、やはり予算の見通しもなく、また国防会議にも諮らずに軽々に一國の総理が口にするということには非常に重大な問題があると思うんです。総理は日本防衛に当たつての最高責任者であり、また総指揮官としての責任を持っていられつしやる方でございます。私はこのような、——しかも国際的にも非常に与える影響が大きいわけでございます

す。少なくとも防衛の基本方針に対する指示というものを防衛庁長官に対して与えられるというのであれば、より慎重な配慮というものが当然あつてしかるべきである。どうも本日の質問では、総理の指示と、指示のその底にある総理の考え方と、ただいまの答弁とは必ずしも整合性ありと私はどうも受け取れません。しかし、これ以上防衛庁長官に質問しても答えは同じでございますし、うから、私は改めてこの問題は総理直接に、ただいまの答弁を速記録を見ながら、一遍総理にその基本方針をただしてみたい、こう思います。きょうは一応これぐらいにおきまして。

総理府長官にお伺いしますが、本日趣旨説明があり、また地域改善対策特別措置法案でございますけれども、その第一条の中に、日本国憲法の理念にのっとり、歴史的社会的理由により生活環境等の安定向上が阻害されているものについて改善をしよう、という趣旨が「目的」に述べられているわけですね。とすれば、私はウタリ対策というものと同じ歴史的社会的理由によつて今後生活環境の安定向上というものが必要な対策である、こう思うんですが、この法案とウタリ対策の関係はどうなつていますか。

○國務大臣(田邊男君) いまお尋ねの、現行の同和対策事業特別措置法におきましても同和という用語の規定はなく、同法第一条に規定をされております。いまお説きになった規定でございますが、「すべての国民に基本的人権の享有を保障する日本国憲法の理念にのっとり、歴史的社会的理由により生活環境等の安定向上が阻害されている地域」という定義規定により、初めて同法に基づく事業の対象地域の特定が行われているところであります。

同和対策事業特別措置法施行十三年の間に、この定義規定によりましていわゆる同和地域を指すことが行政的にも確定していることによりまして、同法施行期間内に解決できなかった諸問題に対処するための今回の法案においても、行政の混乱を避けるために全く同じ定義規定を踏襲した

ものであります。したがつて、地域改善対策特別措置法案の対象となる地域は、現行の同和対策事業特別措置法と全く同一でございます。お尋ねのウタリ地区は対象となり得ないものである、こう考えております。

○柄谷道一君 すると、ウタリ対策の所管官庁は北海道開発庁でございますか。

○説明員(平山喜代人君) 北海道開発庁が政府の窓口になりました北海道のウタリ対策を推進してございます。

○柄谷道一君 すると、お伺いいたしますが、明治三十二年施行の北海道旧土人法、昭和九年施行の旭川旧土人法、これは何省が所管していらつしやいますか。

○説明員(加藤栄一君) 北海道旧土人保護法につきましては、当初教育扶助あるいは医療扶助、生活扶助的な条文もございまして、そういうこともございまして厚生省の所管として扱つてきております。

○柄谷道一君 二つの法律とも厚生省所管でございますか。

○説明員(加藤栄一君) 旭川市旧土人保護法処分法につきましては、土地の処分制限のみの内容でございます。厚生省では所管しておりません。

○柄谷道一君 何省の所管でございますか。

○説明員(加藤栄一君) ちょっと私どもの方で調べましたんですが、大変恐縮でございますが、いまのところはつきりと私どもの方ではわかつておりません。

○柄谷道一君 北海道開発庁はいわゆる陳情等を処理する予算調整の窓口なんです。北海道旧土人法は厚生省、しかし旭川旧土人法は所管すらわからぬ。私いろいろと聞くんですが、みんなおれのところじゃない、おれのところじゃないといつて逃げるんです。これひとつ総理府長官、一遍検討してその所管官庁を明確にして、後ほど結構ですけども御通知をお願いしたいと思います。よろしくございしますか。

○國務大臣(田邊國男) ただいまお話しの問題でございますが、所管外でございますから私から何とも申し上げかねるのでございますが、御質問の趣旨に對しましては、十分関係省庁と相談をいたしまして対応をしてみたいと思ひます。

○柄谷道一君 總理府、最近不快用語の追放、まゝ本国会にも内閣委員会に法案が出てくるわけでございますが、いずれもこれ旧土人法という名称を使つてゐるんです。私は広辞林を引つ張りまして、土人とは何か——原始的生活を以てする蛮人と、こう書かれてあります。國際障害者年を契機に、身障者に関する不快用語は前国会でも今国会でもこれを追放しようとしておられる。しかし、いまだ生きてゐる法律に旧土人法という法律がある。私はこれはまさにべつ視語の最たるものであると思ふので、ところが、これを直せといつても所管庁すらわからない。いろいろ政府委員に聞くんですけれども、いや建設省だろ、いや厚生省だろ、いやそれは他の省庁に属さない法律だから總理府だろと、キャッチボールをしてゐるんですね。これは私はまことに問題があると思ふのです。

時間がかかりましたので一括して申し上げますけれども、同和関係はいままで法律があつた。それで、期限が切れるようとして新法をつくらうとしておる。ところがこのウタリ対策に關しては、同じ背景を持つていながら根拠法がない。したがつて、予算は十二億幾らついておりますけれども、これ全部予算補助なんです。しかも補助率は、同和の三分の二の補助率に對してウタリは原則二分の一の補助率でございます。私は、法のもとの平等という点を考えますと、やはり歴史的社会的な長いいきさつの中から同和を進めなければならぬ、生活向上を図つていかなければならぬ。その同じ目的を持つてこの二つの対策が、片や法律補助である、しかも三分の二補助である。片やウタリに關しては予算補助であり、かつ二分の一補助である。しかも名称すら旧態依然として旧土人

という名称が使われている。これは私は憲法の法のもとでの平等という原則に照らしても明らかに現存している大きな矛盾ではないかと、こう思へて仕方がございませぬ。

そこで、これは所管庁はありませぬから、ひとつ國務大臣として、總理府長官の善処を私は求めたい。これに對するお答えをいただきたいと同時に、せつかく北海道開発庁に來ていただきましておられるのかということ、自治省はその單獨事業に對して起債ないしは地方交付税の面でどの程度の配慮をしていらつしやるのか、この点だけをお伺いし、残余の質問はまた改めていたしたいと思ひます。

○國務大臣(田邊國男) ウタリ対策につきましては私の所管外でございますので、何とも申し上げかねることについては御了承いただきたいと思ひます。御質問の趣旨につきましては、関係大臣にお伝えをしたいと考えております。

○説明員(宇山雪代人君) 北海道開発庁からお答え申し上げます。北海道のウタリ対策につきましては、昭和四十九年以降北海道開発庁が政府の窓口になつておりましてこの推進に当たつておりますが、推進に当たりましては、北海道が策定しました北海道のウタリ福祉対策の考え方を尊重しまして、社会的経済的に低位にありまますウタリの方々の生活水準の向上を図り、一般道民との格差差正を図ることを基本方針といたしまして、北海道が進めておりますウタリ福祉対策について、国においてもこれに協力し推進をしていくという考え方で所要の対策を講じてございませぬ。

先ほど御質問ございました北海道の單獨事業ということでございますが、国といたしまして特別枠で行つております国庫補助事業と、同じく一般枠で行つております国庫補助事業のほかに、北海道の單獨事業といたしまして、昭和五十六年度におきましては六千二百四十二万九千円という單獨事業が行われてございませぬ。なお、五十七年度に

つてはまだ單獨事業の額について決定を見ておりませぬので、以上で説明を終わらせていただきます。

○説明員(鶴岡啓一君) お答え申し上げます。

現在、ウタリ対策に要します地方公共団体の経費につきまして、建設事業につきましては地方債をそれぞれ適價事業に充てまして充当してございまして、全体の地方債のそれぞれ額は掌握してございませぬが、主たるものであります住宅関係につきましては、五十五年度の許可実績としまして約六億五千万の事業債を許可してございませぬ。それから、特別交付税につきましては年々その算定内容を変更してきてございませぬが、昭和五十六年度につきましては、道府県並びに関係市町村分合をせまして四億圓を措置いたしてございませぬ。

○柄谷道一君 時間が來ましたので、これ以上の質問を避けたいと思ひますが、いま長官、関係省庁と相談してと言ふんだけれども、非常に十数省庁にまたがってございまして、どこがそれを基本——予算はいま道庁ですよ、開発庁ですよ。しかし、法律改正ということになると、どこが担当するの、その責任の所在すらいま明確でないといふのが実態ですから、これは私は、總理府あたりが本腰を入れて指導性を持つてこの問題の検討を行つていかないと、一北海道開発庁だけで法律の大改正まで手がけるということは無理だと思ふんです。その点、ひとつ閣議でも一遍この点を話して見てください。声の上がるところばかり重く見て、声の上がらないところはいつまでも旧態依然たる法体系のもとに放置されておるといふことは決して許されることではない、この点だけを強調して、私の質問を終わります。

○委員長(遠藤要君) 防衛庁、委員長から特に要請しておきたいのは、いま民社党なり、これから衆議員から質問がございませぬけれども、質問時間が非常に少ないもので、答弁の方でひとつ実のあるところをお答えいただけるように要請しておきたいと思ひます。

○秦豊君 最初に防衛庁、いまの委員長発言を特

に留意してください。

ソビエトのバックファイアの最近の動向についてちよつと伺つておきたいが、ウラジオ周辺を含めた極東への配備数に變更があつたのかどうか。それから、昨年から実施をしてゐるらしい沿海州、千島列島それから太平洋方面、この方面への訓練飛行の頻度、これは最近どうなつてゐるのか。また、何を目標とした訓練飛行なのか、知るところがあれば述べてもらいたい。

○政府委員(新井弘一君) お答え申し上げます。バックファイアにつきましては、御承知のとおりソ連の海空に所屬してございませぬ。それで、ソ連全体で百五十機以上と、極東につきましては内陸部に航空部隊それから沿海地方に海軍部隊、その配備数は三分の一ないし四分の一というふうになつてゐるわけであつてございませぬ。

他方、このうち御質問の第二の点でございますけれども、航空部隊に配属されてゐるバックファイアにつきましては、その任務は戦略爆撃、戦術爆撃それから偵察等を主としてゐると了解いたします。他方、海につきましては海上爆撃——具体的には空母、機動部隊を対象にする。それから海上交通路の阻止さらには海上の哨戒ということが主たる任務であると思ひます。

そこで、最近の訓練状況等でございますけれども、御承知のとおりもう配備されて数年たつております。この間、実際の訓練状況等につきましてもそれぞれの目的に応じて次第にその実戦力を高めてゐるということは言えるかと思ひます。ただ、具体的にどうかということになりますと、秦先生の前で大変恐縮でございますけれども、その詳細については回答を留保させていただきます。

○秦豊君 配備数はふえてゐないわけね。

○政府委員(新井弘一君) 配備数は全体の傾向としてふえてゐると思ひます。

○秦豊君 バッジXとポストナイキの問題を少し確認しておきたい。

一昨年十一月二十七日の当委員会、私の質問

に対して塩田さんが、バッジXは五十六年度にはシステム選定までいきたいと言われたけれども、現状はどうなっていますか。

○政府委員(塩田章君) 五十六年度の作業としては、昨年の八月に関係会社に対して提案要求書というものをこちらから出しました。それによりまして、一月末までに各会社の提案書を出さないというのを言いまして、現にこのしの一月末までに出てまいりました。それを現在審査中という段階でございます。

○秦豊君 それはいつごろ締めくくりますか。システム選定としてはいつごろ終わりますか。

○政府委員(塩田章君) 目標としては、新年度に入りましてなるべく早い時期ということ、夏前というふうな気持ちでございます。

○秦豊君 バッジXは、かつてあった超LSI技術組合的なコンソーシアムのパターン、たとえば東芝、日立、三菱、富士通それから日電というふうなものがシンジケート——連合を組むような形になるのか。その場合は、超LSIのときは通産主導で二百九十億円の政府補助が出ていたけれども、バッジの場合どうなのか、この点を伺いたい。

○政府委員(和田裕君) バッジXにつきましては、いま防衛局長からお話ございましたように、提案書の内容を鋭意審査している段階でございます。したがって、どういうような最終的に発注の方法になるかということについてまだお答えできる状況にございません。

○秦豊君 このバッジXですね、完全国産化というのは果たして可能ですか。と言う意味は、悪天候下の誘導システムなんかはヒューズの方がかなり進んでいるという場合は、一部のソフトはアメリカから他の大部は国産と、こういう組み合わせになりそうですか。

○政府委員(和田裕君) 現在、バッジにつきましては三社、あるいは一社につきましてはグループと申し上げた方がいいかもしれませんが、そういったところから提案を出していただきましたが、

出していただく前に私も申し上げたことではないですが、アメリカの会社と、私も提案要求をするときに声をかけました六社以外の会社から協力を求めることにつきましては何ら差し支えないということでございます。現に確かに私も提案している会社それぞれに聞きますと、アメリカの会社等から技術的な援助といいますが、そういった支援を受けているという実態がございます。

○秦豊君 だから和田さん、確認として、一部のソフトはヒューズを含めてあり得るんですね。

○政府委員(和田裕君) あり得ると思います。

○秦豊君 それからポストナイキを考えた場合、これは塩田さんの方でしょうかね、ペトリオットまたはペトリオット、依然として防衛庁としては魅力あふれる最大の関心の対象ですか。

○政府委員(塩田章君) 防衛庁としては、現在ペトリオットとナイキフェニックスの両者を候補といたしまして五十七年度の調査研究を行うつもりでございます。

○秦豊君 残念ながら、やはりペトリオットの場合は、この一個分で二千億円を超えると私は思います。性能はまあまあ、マッハ三を含めてなかなかよろしい。難点は高過ぎる、これが泣きどころではないかと思うんですが、ナイキフェニックス構想とペトリオットという場合には、財政的な観点から優先すれば私はナイキフェニックス、性能の優位さをとればペトリオット、これは決しかねると思うが、場合によって持ちあぐねて、処理しかねる——塩田さん、六月か七月でどこにかわられるらしいんだけど、次の防衛局長——防衛庁長官はまだいらつしやるようですが、そうすると次の防衛局長のアイテムになるのか、あるいは一年間延ばすというふうな思い切った選択があり得るのか、どうでしょう。

○政府委員(塩田章君) 五十七年度いっぱい調査研究の期間にしておりますので、その間にいまの問題を詰めていきたい、こう思っています。

○秦豊君 それから防衛庁長官、これについてち

よつと言申し上げておきたいことがあるんだが、これは風聞にすぎなければ結構です。しかし、もつぱらかなり強い感度で檜町あたりからは、生田目空幕長は日本電気に天下り、こういう説が頻々ともたされれる。空幕長ですよ、重要な防空システムに参入する主な企業に空幕長が堂々と天下りをする、これは私的時期にも大変問題がある。そんなことを許してごらんない、防衛施設庁の問題どころじゃありませんよ。みやげを持って天下りなんて言われかねませんよ。もし本当におなか痛くないならば、痛くない腹を探られることになる。こんなことを黙って放置されますか。問題とお考えになりませんか。

○国務大臣(伊藤繁一郎君) 全くの初耳でございますので、いまのところ何とも申し上げられませんが、い

○秦豊君 調べてください。

○国務大臣(伊藤繁一郎君) 調査してみます。

○秦豊君 それから、空中給油の訓練の問題は、あなたは二月の予算委員会に私にばかつかつ明確に答弁されたけれども、これはちよつと矛盾があるんじゃないかと思うんだがね。

昭和五十七年三月四日、政府が「F15の対地攻撃機能及び空中給油装置について」という見解を出されましたね。あの四項にF4ファントムの空中給油がちゃんと出ていますよ。それで、わが国の領空ないし周辺において空中警戒待機、CAPです、これはなかなか有効だと認めつつも、ファントムがわが国の主力戦闘機である期間においては、同装置、つまり空中給油装置は必要とは判断しない、こうなっているんですよ。じゃ、今度皮肉にも試改修で延々寿命を延ばして、九〇年代の有効性を保つという段になると、途端にこの条項との矛盾になってくる。だから、あなたはあんなふうになつてばり答弁したけれども、これと、申し上げた試改修が完成し、かなりな数が配備されるとそれは邪魔になりますよ。そうはお考えになりませんか。

○政府委員(塩田章君) 御指摘の文書を私もよく

承知しております。まさに御指摘のように、十年延命ということになりますと、期間的にあの文書が言う期間にまさに当たってくるだろうというふうに思っています。思いますが、それを踏まえた上で現時点で私も給油装置のことを考えてないで申し上げ、また訓練もしていませんと申し上げたわけでありまして、ずばり、しなないと言われませんが、いまの時点で考えておりませんということでございます。その点に変更するつもりはございません。

○秦豊君 少し塩田さん、率直なニュアンスが出ていたね。一番最後の部分、あのセンチンス。つまりうんと寿命が延びる、ファントムをどんどん使う、西ドイツ空軍よりも。そうすると、空中給油装置の復活ということはいずれ得ない選択ではないと理解しても常識ですね、軍事的に。

○政府委員(塩田章君) 将来の時点の装備をいまここでないとかあるとかということをおし上げることは、私はやっぱり控えるべきではないか。いまだうかと言われれば、いま考えておりませんというのをこの間も申し上げて、きょうもそういうお答えにさせていただきます。

○秦豊君 次第に軍事的合理性に迫られてくると私は思いますよ。ただ、十分にあなたの答弁からは含みは感じ取りました。

それから、DC10はアメリカですね。DC10を改裝したKC10ですね、KC130の後継機ですけれども、アメリカはこれを二十機購入するという運用を考えているらしい。ところが、これは空中給油機だけじゃなくて、足の長い性能のいい輸送機としてもかなり使える。そこで、私はこれは空幕の一部には現にあると思うんだけど、このKC10空中給油機の導入の検討を始めるのではないかと、あるいは私に言わせれば優先に検討に値するのではないかと、思わなければならないか、いかがです。

○政府委員(塩田章君) この点は、いま空幕で云々とおっしゃいましたが、私全く初耳でございます。現在検討いたしております。

○秦豊君 チームスピリット82、いまや行ってい

ますね。このチームスピリット82では、米韓合同によつて初めて対島海峡封鎖訓練を行うんです、鎮海をベースにして。対島西が対象だと思ひます。これは有事の際にあり得べき一つのシナリオ、パターンとして、共同防衛の。対島西は鎮海をベースにしたアメリカプラス韓国、対島東は佐世保をベースにしその他の基地群を動員した日本主体と、つまり対島東、西の両海峡の封鎖作戦というのは、三国の共同防衛作戦の対象になると私は思ひ、きわめてあり得べきシナリオであると考えているんですよ。防衛局長はどういう判断ですか。

○政府委員(塩田章君) 今度のチームスピリット82の中でそういう訓練があるということについて、私はまだ聞いておりませんので、いまコメントいたしかねます。

○桑田君 そういう逃げ方が一番いいんだけれども、空幕から聞いていないとか、初耳とかね。もつと情報吸収をよくしてもらいたい。それが防衛局長の職責。

では、この問題については御存じでしょう、あなたの主管だから。五六中業の策定がかなりいままうまでもなくおこなれている。いつまでおこなれているものではない。総合的に考えて、万事を考えて、この策定についてのきりぎりのタイムリミット、これをいつごろに想定していらっしゃるのか。

○政府委員(塩田章君) 五六中業の作業は私いまの時点でおこなれていると思ひますが、きりぎりはいつかということではございませう、この夏までにはめどとしてぜひやりたいというふうを考えております。

○桑田君 それほどの範囲。檜町内部の策定ですか。大蔵側等々周辺並びでの作業も含めて夏とおつちやつたのか。ならば、国防会議にかけるときというのは秋ごろと考えてそう非常識ではないのか。

○政府委員(塩田章君) 現在の私の願望、めどといたしましては、国防会議にかけるときを夏ごろ

までにいたしたいというのが気持ちでございます。

○桑田君 それから、これ防衛庁長官、総理は1%以内、五六中業も言われている。1%以内で五六中業の策定自体可能ですか。

○國務大臣(伊藤宗一郎君) 可能になるように目下ぎりぎり努力をしておるところでございます。

○桑田君 不可能を可能にするという作業になると思ひます。各幕の積算をいかに刈り込むか、圧縮するか。その場合、では防衛局長、陸海空についてどういふ重点項目あるいは装備を刈り込むか。1%以内に無限に近づけるのか。その作業は現実に行つていますか、八月までならば。

○政府委員(塩田章君) 目下五六中業の作業を鋭意やっております。

○桑田君 それからもう一つ。幾ら読んでもわからないんだけれども、防衛計画の大綱時点のあなたの作文ですね、説明。この1%という範囲内で千海里というのは結びつかないでしょう。はみ出してくるんじゃないですか。あの当時はせいぜい周辺海域です。ほんのそれこそ庭先です。鼻先です。地先沖合みたいなものだ。これは千海里じゃないんだ。結びつかないんですよ。1%で有効な千海里防衛が可能というふうなことを防衛局長は責任を持って言えますか。

○政府委員(塩田章君) まずお断わりをしたいのは、あの時点というのは、つまり防衛計画の大綱をつつた時点で千海里という構想がすでにあったと、私どもは、あの構想の中身にはもちろん数字は入つておりませんけれども、構想として、千海里は航路帯について守りたいという前提であつた構想はできておるということでございます。それと1%は結びつかないではないかということでございますが、先生も御承知のように、防衛計画の大綱の後、別な閣議決定として1%というのがあつたものでございまして、これは本来もともと結びつたものではない。別に閣議決定、あれはたしか一週間ぐらい後だつたと思うんですが、別な閣議決定でやつておるわけでございます。

○桑田君 塩田さん、夏の国防会議というのは僕は意外だつたんですよ、きつき。正直言つてもつとつとくおくれると思つたものだから。それはあなた方への過小評価じゃないんですよ、冷静な判断としてね、こちらの、第三者の。

そうすると、でか上がつてくるものは、すり合わせをして1%以内にしなければ大政治問題になりますからね。秋の臨時国会吹っ飛んじやうから、それは、臨時国会に。やつぱり1%以内にそろえるんでしよう、すり合わせ。恐らくそういうものををつくる以外に答えはできない、点数はもらえない、及第点はと思うんだが。そうすると、逆に一年前倒しということと絶対矛盾を来すと思うんですよ。一年前倒しはいいまでも可能と思ひますか。僕は一年前倒しはおろか、下方修正に迫られると見ておるんだが、どうでしょう。

○政府委員(塩田章君) 国防会議を夏までにというのは、私の現時点でのめどであり、願望であります。作業目標であります。

それから、一年前倒しとおつちやいますのは五三中業のことでしょうか。——五三中業につきましては、しばしば申し上げておりますように、主要な項目について一年前倒しができるようにいうことで、そういうペースで五十六年度、五十七年度お願いをしているわけですが、五十六年度はかなりいったわけでございますが、五十七年度も主なものはいけるといふふうに見えておりますが、一年前倒しはそういう意味でなら可能であり、そういうものを含めて、つまり五十七年度の今のいまの予算を含めて次の五六中業に入っていくということでございますから、そういう意味での一年前倒しを含んで五六中業に入っていくというふうにお考えいただきたいと思ひます。

○桑田君 そうなると、微妙なのはパトナツチしますよね、五六に。昭和六十一年か六十二年というのにはまさにシリウスな問題になつてくる。さつきから同僚議員が聞いているような対米準公約ですからね。そうなつてくると、いよいよむずかしいくなるのは、五六中業の前倒しは非常にデリケートになると私は考へているが、どうでしょう。

○政府委員(塩田章君) 六十一年か六十二年がきわめてデリケートになるとおつちやいました、五六中業の六十二年というのはこれは変わらないうで、私も前倒しとはまだ一度も申し上げたこととございませうので、先ほどの五三中業の前倒しについて、主要装備品について図つておるということでございます。

○桑田君 これ時間がなからずと私言いますから、イエスとノーだけちよつと言つていただけませんか。

F4の現有は、去年だと思つたが、小松の三〇六飛行隊を含めて百四十機です。

それから、昭和六十二年までのF4ファントムEJの減耗をどの程度に見えらつちやるか。あわせて。

○政府委員(塩田章君) F4の現有は百三十二機でございます。つक्तつたのが百四十機でございますから、八機減耗いたしました。

今後の減耗見込みでございますが、ちよつといま調べてお答えいたします。

○桑田君 それじゃ時間がなからず……。

これはお答えになれるでしょう。作戦用航空機の範囲は要撃、支援それから偵察、早期警戒、輸送、この五つで間違ひありませんか、あわせて答えてください。要撃、支援、偵察、早期警戒、輸送、ほかには何かありましたか。

○政府委員(塩田章君) そのとおりでございます。

○桑田君 あれ、わかりましたか、減耗。

○政府委員(塩田章君) 減耗でございますが、これは見込みになるわけですが、一応計画としては毎年三機程度あるという計画といひますか、減耗を計画することは本当はおかしいわけですが、見込みでございます。

○桑田君 大綱水準に言うこの約四百三十機、これは装備の上限を決めたものという理解になるんですか。

○政府委員(塩田章君) 整備する目標という意味

においては上限でございます。平時に保有すべきものとしては下限でございますというところをかねて申し上げておきますが、平時からこれだけは最低持つておくべきだというのがあの大概の考え方です。しかし、私もそこに向かつていま整備を進めていくという意味においては上限でございます。

○秦豊君 これは、こういう聞き方をしてもあなた方は決してイエスという答弁は返さないという習性があるんで、時間があればいろいろなデータをやって逃げ道をふさいで、ぐさつとワンポイントだろうが……。

ちよつと時間がないから、これ軽くばつと竹刀を返されただけでも、私どもの調査では五三中業、さつきのね、最終年度昭和五十九年なんです、F15が四、F4が六、F1が三の編成と見てそう間違いではありませんか。

○政府委員(塩田章君) 四、六、三でございます。秦君 そのとおりですか。——ならば少しわかつてきました、四百三十の中です。

防衛庁の言うこの要撃十個飛行隊というのは、あくまでも現行の十八機体制を踏まえたものなのか、あるいは生田目氏がばつと言ったような発言の方向、二十五機体制をすでに前提として考えているのか、この点はどうでしょう。大事な点ですけれども。

○政府委員(塩田章君) 原則としてF1は十八機、F5は二十五機でございます。

○秦豊君 それで、F5の二十五機体制はいつごろから実施のお考えですか、十八機から二十五機へ。

○政府委員(塩田章君) 四百三十機という場合にF5を大体百機というふうに見ているわけですが、百機の前提が一スコードロン二十五機ということでございます。いま六十数機F1を持つておるわけでございますが、いまそれがいつになるか、ちよつと手元に資料ございませんので恐縮ですが、後にさせていただきますと思います。

○秦豊君 防衛庁長官、私がいまから申し上げたことは提案が含まれております。つまり、飛行機のスコードロンの機数の変更ということを防衛庁限りのほしきまま、恣意的に自由にどんどん行つて果たしていいものだろうかという疑問が私にはあるんです。大綱は認められていて、国防会議で問題なしという軽く考えないで、本来部隊の装備の編成とか機数の変更ということとは、これは国防会議が細々と規定していなくとも、時の防衛庁長官がこれを国防会議に報告をする、了承をつけるという慣習とシステムをつくるべきだと私は思うんですよ、いろいろな歯どめの考えからしましつてね。伊藤さん、どうお考えでしょうか。

○政府委員(塩田章君) 先ほどF5の基本数二十五機と申し上げましたが、かつそれまたいつごろできるのかというお尋ねでございましたが、これは五六中業の検討事項として二十五機体制でいくことをいま検討しておるということで御了承いただきたいと思ひます。

それから、飛行隊の機数の変更について国防会議にかけるべきではないかということでございますが、現在すでに、たとえばF15百機あるいはP3C四十五機といったような場合にかけておりますが、その際に一飛行隊にどういふふうに配置するんだというようなことは国防会議で御説明をいたしております。

○秦豊君 塩田さん、いまから申し上げることは初耳とかおっしゃらないでいただきたいんですがね。まさにあなたの言われた空幕の五六中業の作業の中に、恐らくはすでにF4EJは支援戦闘機隊として組み込まれていて、F1が二個飛行隊、F4が一個飛行隊で、しかもちゃんと各隊二十五機編成が前提になっていると、私はそう思うんだが、初耳とおっしゃらないで、それが事実かどうか答えてもらいたい。

○政府委員(塩田章君) 各幕から現在の五六中業の作業過程の中でどういふ意見が出ておるかというような内容につきましては、これは作業途中のことでございますので、中身はお答えは控えさせていただきますわけですが、F5の後継につきま

しては、いずれにしてもF1がそう長くございませぬので、FSXをどうするかという問題はいつれ検討に入ります。しかし、現時点ではまだ入っておりません。

○秦豊君 五三中業のところはすばつと出てきたんだけれども、正直な答弁が。

私はなぜそういうことを言うかという、僕の調査によれば、同じ時期の要撃戦闘機隊としてはF4が三個飛行隊、しかもちゃんと機数が二十五機になっているんです。合計七十五で積算されているんです。だから聞いたんです。違いますか。

○政府委員(塩田章君) これはまだ幕と私どもの間でいろいろ検討しておる段階のことでございますから、だれがどういふ案を出しているというようなことは控えさせていただきますというのを先ほど申し上げたわけでございます。

○秦豊君 幕の二十五機提案をあなた方が拒否できる論拠と展望はないですよ、ないとはくは思ふんです。いつか生田目発言ありき、そうしていつかそれが現実の編成になったという事態に必ず結びついていくと私は思ふ。違いますかね。じゃ二十五機編成ではなぜ悪いんですか。

○政府委員(塩田章君) 私はいま幕とわれわれの間でいろいろ言っていると言いましたが、二十五機で悪いというふうな価値判断をお答えしたつもりでもございません。

○秦豊君 もちろん。

○政府委員(塩田章君) 議論をしておるといふことでございますので、その点でいま中身について、だれがどういふ案を出して、われわれはどういう案を出してやっているんだということは控えさせていただきます、こういうことでござい

○秦豊君 F4の改修問題、二月不十分だったからちよつと一問追加しましょう。

このF4の試改修では例の慣性航法装置ですね、現在はASN63をつけているわけなんだけれども、それを今度アメリカ空軍のA10サンダーボールドII型を使っておりますね、ARN10に換装

するというのは果たして事実なのかどうか。事実であれば私はかなり問題点を含んでいると思うんで、理由と事実かどうかをあわせて御答弁願いたい。簡潔にお願いしますよ、和田さん。

○政府委員(和田裕君) 機種でございますが、L N39—A10搭載のものでございまして、米国内ツトン社製でございます。目的は、航法精度等を向上するために換装させるわけでございます。

○秦豊君 では航法性能だけでいいですか、ちよつと説明が足りないんじゃないやありませんか。それは防衛学校の一年生に答える答弁じゃありませんか。ほかに何かありませんか。A10というのは強力な対地攻撃機ですよ。その慣性航法装置ですよ。じゃ単にそれだけだったらいまのいわゆるASN63でなぜいけないんですか、あるいは高い金を出してアメリカのものを買うより、F1のJのASN1、これでも十分間に合うじゃありませんか。防衛庁が言うように要撃性能、航法のちよつとした改善、性能向上だけならA10のものを必要などとは毛頭ない。あえてそれを使おうとするところに重大な目的がある。その目的を一向に説明しない。これはあなた、和田さん失礼だが、誤った答弁です。違いますか。

○政府委員(和田裕君) 慣性航法装置の換装は航法精度を向上するためでございますが、航法精度を向上させますと、当然のことながらそれによりまして要撃戦闘能力も向上する。その他慣性航法装置が果たす機能全体の向上によりまして付随的な機能も向上してくる、こういうことだと思ひます。

○秦豊君 それはあなた帰つて空幕に聞きなさいよ。いいですか、要撃機として使うだけであればいまの慣性航法装置で十分なんです。基地帰投能力を含めていまでは十分。なぜアメリカが新たに開発をした強力な対地支援攻撃機A10のものを使うかと言え、明らかにこれこそF16のFCSを使い、F15のセントラルコンピュータを使い、そしてきわめつけはこの慣性航法装置でまさに鬼に金棒になるわけだ。これで対地攻撃、対艦攻撃

能力が飛躍的に向上することを補うシステムなんだ。三位一体なんですよ、これは。和田さんが言っているような手軽なものじゃないの。それなら何も高い金を出して買必要は毛頭ないじゃないやせんか。あなた方は政府統一見解と言うけれども、あれがそもそも偽りの、うそのかたまりだから、付随的に攻撃能力の向上、そのうそのをばくは一つ一つ明らかにしたいと思つて二月の委員会ではF16の問題を出した、FCS。きょうはA10の問題を出したんだけれども、答弁は十分じゃありませんよ。そんなあいまいなことでF4ファントムの試改修問題がすんなり国会を終わつた、予算の執行停止は解いてみせる、こんなことは許されませんよ、あなた。そんな答弁じゃ納得できない。

○政府委員(福田章君) ただいまのA10用のINSの装備でございしますが、これは、ただいまのF4がつけておられます慣性航法装置は入力及び出力の形がアナログ方式のものでございまして、今回のF4試改修につけますセントラルコンピュータとの接続を図るためには、これはデジタル方式の入出力のものでなければならぬということがございまして、そのために候補機種を探しておりました段階で、A10のものがデジタル方式の入出力のものであるということ、それから大ささと、それから値段等の関係で……

○委員(遠藤要君) システムはいいんですよ、そういうコメントは。運用を言っているんだから。

○政府委員(福田章君) そういうものでつなぐというところでございまして、つなぎ方そのものは、セントラルコンピュータの方で機能は決まるわけでございまして、慣性航法装置というのは、そういう自分の姿勢であるとか、自分の位置、そういうものをを入力するためのものでございまして、それから、その特別A10がどうのF4がどうのということとは直接の関係はないと思ひます。

○委員(遠藤要君) そういういわゆる技術テキストのペーじ目を書いてあるようなことは必要ないの。私は、全体としての運用の結果、対地攻撃能力が三位一体で強化されるという点がむしろ主眼である

ということを二月以来言っている。その一つの裏づけとしてこの問題を出した。だから、あなた方の答弁は私の質問になじまないし、またしつくりしないし、納得しないから、この質問は留保する。

ただ、時間が時間だから、最後の質問になりますか、この点について防衛庁の見解を聞いておきたいんだけれども、いま自由民主党首脳の間から急速に、防衛摩擦と貿易摩擦を一挙に解消する一つのラフなスケッチとしてE3A—AWACSのかなりまとまつた機種の購入というようなことを考え始めた周辺があると私は思っているんだけれども、一機四百億円もしますからね、十機で四千億円ですよ、これは。ヒステリックなアメリカの上下両院も鎮静されるかもしれませんけれども、それは別として、単にこの段階では説だから。やがてまじめに検討を要請されるような時期が来ないとも限らない。E3Aの導入については、防衛庁は魅力ある検討対象というふうにお考えかどうか、これが一つ。

それで最後の質問は、やがてF104が昭和六十年ごろすべてリタイアする、それにさつき言つたF4の減耗がある、三機じゃ済まぬと思うけれども、それから支援機への換装、十四機しかないRFの増強、こういう問題をさつき総合勘案すると、結局、四百三十機が一応上限としても、八十機程度の作戦機をどう埋めるかという問題に必ずあなた方は達着する。その場合にF15の追加購入という選択が一つありますね、それからF16Eというふうなきわめてすぐれていられるらしい支援機、これ機種、これを考えるということもあり得ないわけではない、あるいは国産の可能性に挑戦するということもそう乱暴でないかもしれぬ。ただ時間がない、早過ぎる、時間が過ぎ過ぎるという問題があるんだが、私は、F15を買い増しするという検討作業、これ必ず浮上してくると思うんだが、二つ欲張った質問で恐縮だが、それを答えていただきたい。

○政府委員(福田章君) 最初の——最初のいいますか、先ほど留保されましたINSの候補のこ

とでございしますが、その趣旨は福田参事官から申し上げたとおりでございしますが、もちろん先生の御指摘のように、これによつて爆弾投下のために必要な情報供給が可能になります。そういう意味で性能の向上になることは、これはもう当然でございします。ただ、なぜこれを、A10を採用したか、これは候補機種としてもF16のものも考えてみたわけですが、この方が安いわけにございします。そういう意味で今回A10のものを採用するということを考えました。

それから、AWACSがいろいろ風聞があるけれども防衛庁として検討に値する魅力ある対象かということにございしますが、全くこれいままういふ話はございしませんので、全く検討したこともございしませんので、その点はコメントはいたしかねますということにございします。

それから、四百三十機の枠に對しまして八十機程度の不足が予想されるではないか、これを何で埋めるかという問題でございします。まさに今度の五六中業の中で私も、陸海空を通じていろいろ問題でございしますけれども、一番頭の痛い問題でございまして、まさにいま検討中であるということ、さきうのところはそれ以上……

○委員(遠藤要君) さつき言つたようなことを含めて検討中ですね。

○政府委員(福田章君) 何をどうするということはいまの時点ではお答えは差し控えていたいただきたいと思ひます。まさにそれを検討中でございします。

○委員(遠藤要君) 本日の調査はこの程度といたします。

○委員長(遠藤要君) この際、地域改善対策特別措置法案を議題といたします。

まず、政府から趣旨説明を聴取いたします。田邊総理府総務長官

○國務大臣(田邊國男君) ただいま議題となりました地域改善対策特別措置法案について、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

御承知のように、現行の同和対策事業特別措置法は、昭和四十四年に十年間の限時法として制定され、さらに三年間の期限の延長が行われたものでありますが、本年三月末日をもって、その有効期限が経過しようとしております。

顧みますと、同和対策事業特別措置法施行後十三年間にわたる関係施策の推進の結果、生活環境、産業基盤の改善整備を初めとして、地域住民の生活状況の改善向上には見るべきものがあり、また国民のこの問題に対する理解度も高まつてきております。

しかしながら、現在なお生活環境、産業基盤の改善整備等について残された問題も少なくないこと等から、これら問題の早期解決を目指して、今後とも引き続き、日本国憲法の理念にのっとり、歴史的社会的理由により生活環境等の安定向上が阻害されている地域について、生活環境の改善、産業の振興等に関する事業を円滑に実施するために必要な特別の措置を講ずることにより、当該地域における経済力の培養、住民の生活の安定及び福祉の向上等に寄与することを目的として、この法律案を提案することとした次第であります。

次に、この法律案の概要について御説明申し上げます。

第一に、対象地域について実施する地域改善対策事業の範囲及びその内容を明らかにするため、これを具体的に政令で定めることとしたしております。

第二に、地域改善対策事業の円滑な実施を図るため、国及び地方公共団体並びに国民の責務を定めるとともに、同事業の推進に当たり配慮すべき事項を定めることとしたしております。

第三に、現行の同和対策事業特別措置法におけると同様に、地域改善対策事業に要する経費について、地方公共団体の財政負担を軽減するための特別の措置を講ずることとし、同事業に係る国の負担または補助については、原則として、予算の範囲内で三分の二の割合をもつて算定するものと

するとともに、地方公共団体の起債について特例を設け、その元利償還金を地方交付税の額の算定に用いる基準財政需要額に算入することとしたしております。

第四に、本問題の早急な解決を図るため、この法律の有効期間を五年間とするとともに、現行の同対策事業特別措置法の失効に伴い必要な経過措置等を設けることとしたしております。

以上がこの法律案の提案理由及びその内容の概要であります。

何とぞ、慎重に御審議の上、速やかに御賛同あらんことをお願い申し上げます。

○委員長(遠藤要君) 本案に対する質疑は後日行うことにいたします。

○委員長(遠藤要君) 小委員会を設置する件を議題といたします。

同対策に関する調査のため、小委員八名から成る同問題に関する小委員会を設置することに御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(遠藤要君) 御異議ないと認めます。

つきましては、小委員及び小委員長の選任は、先例により、委員長の指名に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(遠藤要君) 御異議ないと認めます。

それでは、小委員に伊江朝雄君、板垣正君、林道君、片岡勝治君、中尾辰義君、安武洋子君、柄谷道一君及び秦豊君を指名いたします。

また、小委員長に林道君を指名いたします。

なお、小委員及び小委員長の辞任の許可及びその補欠選任並びに小委員会から参考人の出席要求がありました場合の取り扱いにつきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(遠藤要君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

本日はこれにて散会いたします。
午後四時二十六分散会

二月五日日本委員会に左の案件が付託された。

一、傷病恩給等の改善に関する請願(第二五二号)

一、旧軍人等の一時恩給の改善に関する請願(第二八八号)(第五三八号)

第二五二号 昭和五十七年一月八日受理

傷病恩給等の改善に関する請願

請願者 北海道恵庭市末広町 鈴木新
紹介議員 堀江 正夫君

一、傷病恩給は、第一項を基準として増額しているが、率が同じであるため、低額者ほど格差が生じているので基準を勘案し改善すること。

二、目症者にはわずかな一時金(傷病賜金)が支給されたのみで、恩給法等の処遇が一切なされていないが、目症者に年金たる傷病恩給を支給するよう是正すること。

三、戦傷病者のうちの公務疾病により結婚のできない者、公務傷病が原因で離別した者、あるいは永年にわたり心身障害の夫とともに生活し、協力してくれた妻に先き立たれた者に対し、特別介護手当を支給すること。

四、扶助料と遺族特別年金との格差を改善すること。

五、戦傷病者特別援護法により、処遇は、逐年改善されているが、現在の施策では、身体障害者が先行しているが、国家補償である援護法の主旨により、戦傷病者とその家族に対し優遇措置をとるよう改善すること。

六、戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法の矛盾を改善し、給付年限制約を全面撤廃すること。

理由

現在恩給法等(戦傷病者戦没者遺族等援護法を含む。以下同じ)の目症者に対する処遇は、軽度傷病

を理由にわずかな一時金(傷病賜金)の支給で一切の処遇が打ち切れ、なんらの給付もなされていない。目症程度の傷病といえども、その傷病を理由に職務に耐えられないとして軍人たる公務員を退職させられたが、その障害は身体の一部欠損あるいは運動機能の廃絶など生涯続く永続性のもので、単純に軽度障害を理由に打切補償としていることはあまりにも一方的で、現在の社会経済の実態、社会福祉、法体系上からも均衡を逸している。かつて一時金であつた程度の傷病に對しても、昭和八年、同十三年の恩給法の改正で大部分が年金たる傷病恩給に改善され、また、ボツダム宣言受諾に伴う勅令第六十八号公布の際に、戦勝国である連合軍も戦傷病者の特異性に配慮し、他の恩給、年金制度と区分して、目症賜金は停止しなかつた経緯もある。更に恩給法等の各種支給条件及び給付内容は、健康者であつても、戦地勤務三年で年金たる普通恩給が支給されるなど、著しい改善がなされたが、目症者に対する処遇のみが残されている。また、保険、共済、社会保障等による他の年金制度の、雇用主の使用人に対する身体的、精神的損害に対する賠償と同一視して、これらとの均衡を問題とすることは責任の回避である。現在目症とされている傷病の程度を昭和八年、同十三年の改善の例を踏襲して第四款症に繰り上げるか、それが法の制度、体系上無理ならば第五款症(新第六款症)を設けて年金たる傷病恩給を支給すべきである。単独者である戦傷病者が、最近、特に多くなつてゐるが、心身障害と老齢化による二重三重の苦しみがかかるので、社会保障制度においても介護手当が支給されているところから、戦傷病者に対して特別介護手当を支給すべきである。現在の福祉施策において、交通機関の利用、自動車措置税等、航空割引等についても身体障害者が先行し、戦傷病者の国家補償が後手であり、矛盾も甚だしいので、速やかに国家補償である戦傷病者及びその家族に対し優遇措置をとるべきである。

第二八八号 昭和五十七年一月十八日受理
旧軍人等の一時恩給の改善に関する請願

請願者 長野県上伊那郡飯島町飯島二、六
一三 富永明 外六千九百九十名

紹介議員 夏目 忠雄君

在籍三年未満の旧軍人及び旧軍属たちも、全員が同じように国防に献身してきたのであるから、著しく少額である一時恩給の見直しが必要である。公平な国家補償の精神に基づき、恩給法を改正し、旧軍人及び旧軍属の一時恩給受給者の処遇の見直しをされたい。

第五三八号 昭和五十七年一月二十八日受理

旧軍人等の一時恩給の改善に関する請願(二通)

請願者 長野県上伊那郡中川村片桐一、四
五四 西村武次 外一万六千六十名

紹介議員 下条進一郎君

この請願の趣旨は、第二八八号と同じである。

二月九日予備審査のため、本委員会に左の案件が付託された。

一、労働省設置法の一部を改正する法律案

労働省設置法の一部を改正する法律案
労働省設置法(昭和二十四年法律第六十二号)の一部を次のように改正する。

第五条第二項中「失業対策部」を「高齢者対策部」に改める。

第十条第一項中「左の一」を「次の二」に改め、第三号の四を第三号の五とし、第三号の三を第三号の四とし、第三号の二を第三号の三とし、第三号の次に次の一号を加える。

三の二 定年の引上げ等による雇用の延長の促進その他高齢者の職業の安定に関すること。

第十條第二項中「失業対策部は、前項第四号から第四号の三までに掲げる事務並びに同項第八号に掲げる事務のうち」を「高齢者対策部は、前項

に掲げる事務のうち」を「高齢者対策部は、前項

曹長又は上等兵曹	一、〇九一、四〇〇円
軍曹又は一等兵曹	一、〇三二、〇〇〇円
伍長又は二等兵曹	九九五、八〇〇円
兵	九二一、六〇〇円

備考 各階級は、これに相当するものを含むものとする。

附則別表第四中「一、一八六、〇〇〇円」を「一、二六六、〇〇〇円」に改める。
 附則別表第五中「一、〇七九、〇〇〇円」を「一、一五三、〇〇〇円」に、「八六七、〇〇〇円」を「九二五、〇〇〇円」に、「六九四、〇〇〇円」を「七四二、〇〇〇円」に、「六一〇、〇〇〇円」を「六五四、〇〇〇円」に改める。

附則別表第六から附則別表第八までを次のように改める。
 附則別表第六（附則第十三条関係）

仮定俸給年額	金	額
五、五二〇、八〇〇円		五、三七四、九〇〇円
四、八八四、五〇〇円		四、七九六、一〇〇円
三、八七八、四〇〇円		三、七八七、五〇〇円
三、三五二、〇〇〇円		三、二三六、二〇〇円
三、二〇七、一〇〇円		三、〇五八、二〇〇円
二、五〇四、二〇〇円		二、四一五、六〇〇円
二、一一九、〇〇〇円		一、九五九、七〇〇円
一、六八一、一〇〇円		一、五三八、六〇〇円
一、四三七、九〇〇円		一、三五六、八〇〇円
一、三二四、九〇〇円		一、一九四、〇〇〇円
一、〇九一、四〇〇円		九九五、八〇〇円
一、〇三二、〇〇〇円		九四九、七〇〇円
九九五、八〇〇円		九二一、六〇〇円
九二一、六〇〇円		八〇四、〇〇〇円

附則別表第六の二（附則第十三条関係）

仮定俸給年額	金	額
五、五二〇、八〇〇円		五、七三九、二〇〇円
四、八八四、五〇〇円		五、二〇八、三〇〇円

三、八七八、四〇〇円	四、一六二、四〇〇円
三、三五二、〇〇〇円	三、六四三、二〇〇円
三、二〇七、一〇〇円	三、三五二、〇〇〇円
二、五〇四、二〇〇円	二、七五四、一〇〇円
二、一一九、〇〇〇円	二、二八〇、六〇〇円
一、六八一、一〇〇円	一、八一六、九〇〇円
一、四三七、九〇〇円	一、五三八、六〇〇円
一、三二四、九〇〇円	一、三九七、九〇〇円
一、〇九一、四〇〇円	一、一五七、五〇〇円
一、〇三二、〇〇〇円	一、〇九一、四〇〇円
九九五、八〇〇円	一、〇五九、二〇〇円
九二一、六〇〇円	九七二、六〇〇円

附則別表第七（附則第十三条関係）

仮定俸給年額	金	額
二、一一九、〇〇〇円		二、二八〇、六〇〇円
一、六八一、一〇〇円		一、八一六、九〇〇円
一、四三七、九〇〇円		一、五九八、八〇〇円
一、三二四、九〇〇円		一、四三七、九〇〇円

附則別表第八（附則第十三条関係）

仮定俸給年額	金	額
二、一一九、〇〇〇円		二、四一五、六〇〇円
一、六八一、一〇〇円		一、九二三、〇〇〇円
一、四三七、九〇〇円		一、七七一、〇〇〇円
一、三二四、九〇〇円		一、五三八、六〇〇円

（旧軍人等の遺族に対する恩給等の特例に関する法律の一部改正）

第三条 旧軍人等の遺族に対する恩給等の特例に関する法律（昭和三十一年法律第百七十七号）の一部を次のように改正する。

第三条第二項ただし書中「八十八万五千円」

を「九十五万五千円」に改める。

（恩給法等の一部を改正する法律の一部改正）
 第四条 恩給法等の一部を改正する法律（昭和四十一年法律第百二十一号）の一部を次のように改正する。

附則第八条第一項中「昭和五十六年四月分」

を「昭和五十七年五月分」に改め、同項の表中「七四九、〇〇〇円」を「七九〇、二〇〇円」に、「五六一、八〇〇円」を「五九二、七〇〇円」に、「四四九、四〇〇円」を「四七四、一〇〇円」に、「三七四、五〇〇円」を「三九五、一〇〇円」に、「四八七、〇〇〇円」を「五二〇、〇〇〇円」に、「三六五、三〇〇円」を「三九〇、〇〇〇円」に、「二九二、二〇〇円」を「三二二、〇〇〇円」に、「二四三、五〇〇円」を「二六〇、〇〇〇円」に改め、同条第四項中「昭和五十六年三月三十一日」を「昭和五十七年四月三十日」に改める。

第五條 恩給法等の一部を改正する法律（昭和四十六年法律第八十一号）の一部を次のように改正する。

附則第十三条第二項の表中「二、八三二、五〇〇円」を「三、〇二二、三〇〇円」に、「二、三五一、六〇〇円」を「二、五〇四、九〇〇円」に、「一、九三三、八〇〇円」を「二、〇六二、三〇〇円」に、「一、五二八、六〇〇円」を「一、六三二、七〇〇円」に、「一、二四〇、四〇〇円」を「一、三三四、六〇〇円」に、「一九九、四〇〇円」を「二、〇七〇、四〇〇円」に、「九二二、一〇〇円」を「九七四、三〇〇円」に、「八三〇、五〇〇円」を「八八八、二〇〇円」に、「六六八、七〇〇円」を「七三三、五〇〇円」に、「五三八、九〇〇円」を「五七六、五〇〇円」に、「四七一、五〇〇円」を「五〇五、四〇〇円」に改め、同条第三項中「十三万二千円」を「十四万四千円」に、「九万円」を「九万六千円」に改める。

第六條 恩給法等の一部を改正する法律（昭和五十一年法律第五十一号）の一部を次のように改正する。

附則第十五条第二項中「二十四万円」を「二十五万九千円」に、「十八万円」を「十九万四千三百円」に改める。

附則

（施行期日）
第一条 この法律は、昭和五十七年五月一日から施行する。ただし、第一条中恩給法第五十八條

ノ四第一項の改正規定及び附則第十五条第一項の規定は、同年七月一日から施行する。
（文官等の恩給年額の改定）

第二条 公務員（恩給法の一部を改正する法律（昭和二十八年法律第五十五号）以下「法律第五十五号」という。）附則第十條第一項に規定する旧軍人（以下「旧軍人」という。）を除く。）若しくは公務員に準ずる者（法律第五十五号附則第十條第一項に規定する旧準軍人（以下「旧準軍人」という。）を除く。）又はこれらの者の遺族に給する普通恩給又は扶助料については、昭和五十七年五月分以降、その年額を、その年額の計算の基礎となつてゐる俸給年額にそれぞれ対応する附則別表の仮定俸給年額を退職又は死亡当時の俸給年額とみなし、改正後の恩給法（改正後の法律第五十五号附則その他恩給に関する法令を含む。附則第九條第一項において同じ。）の規定によつて算出して得た年額に改定する。

2 昭和五十七年五月分から同年七月分までの扶助料の年額に関する改正後の恩給法別表第四号表及び別表第五号表の規定の適用については、同法別表第四号表中「一、二二四、〇〇〇円」とあるのは「一、二〇三、〇〇〇円」と、同法別表第五号表中「九五一、〇〇〇円」とあるのは「九三四、〇〇〇円」とする。

（傷病恩給に関する経過措置）
第三条 増加恩給（第七項の増加恩給を除く。）次項において同じ。）については、昭和五十七年五月分以降、その年額（恩給法第六十五條第二項から第六項までの規定による加給の年額を除く。）を、改正後の恩給法第六十五條第一項に規定する年額に改定する。

2 昭和五十七年五月分から同年七月分までの増加恩給の年額に関する改正後の恩給法別表第二号表の規定の適用については、同表中「三、九五、〇〇〇円」とあるのは「三、九二五、〇〇〇円」と、「三、二八六、〇〇〇円」とあるのは「三、二五六、〇〇〇円」と、「二、六九七、

〇〇〇円」とあるのは「二、六七二、〇〇〇円」と、「二、一三〇、〇〇〇円」とあるのは「二、一〇五、〇〇〇円」と、「一、七二〇、〇〇〇円」とあるのは「一、七〇〇、〇〇〇円」と、「一、三八六、〇〇〇円」とあるのは「一、三六六、〇〇〇円」とする。

第四条 昭和五十七年四月三十日以前に給与事由の生じた傷病年金の金額の計算については、なお従前の例による。

2 昭和五十七年五月一日から同年七月三十一日までの間に給与事由の生じた傷病年金に関する改正後の恩給法別表第三号表の規定の適用については、同表中「四、二〇七、〇〇〇円」とあるのは「四、一七五、〇〇〇円」と、「三、四九〇、〇〇〇円」とあるのは「三、四六四、〇〇〇円」と、「二、九九四、〇〇〇円」とあるのは「二、九七一、〇〇〇円」と、「二、四六〇、〇〇〇円」とあるのは「二、四四一、〇〇〇円」と、「二、九七三、〇〇〇円」とあるのは「二、九五八、〇〇〇円」とする。

第五条 第七項の増加恩給については、昭和五十七年五月分以降、その年額（法律第五十五号附則第二十二條第三項ただし書において準用する恩給法第六十五條第二項から第五項までの規定による加給の年額を除く。）を、改正後の法律第五十五号附則第二十二條第一項に規定する年額に改定する。

2 昭和五十七年五月分から同年七月分までの第七項の増加恩給の年額に関する改正後の法律第五十五号附則別表第四号の規定の適用については、同表中「一、二六六、〇〇〇円」とあるのは「一、二五一、〇〇〇円」とする。

第六条 傷病年金については、昭和五十七年五月分以降、その年額（妻に係る加給の年額を除く。）を、改正後の法律第五十五号附則第二十二條第一項に規定する年額に改定する。

中「一、一五三、〇〇〇円」とあるのは「一、一三八、〇〇〇円」と、「九二五、〇〇〇円」とあるのは「九一五、〇〇〇円」と、「七四二、〇〇〇円」とあるのは「七三二、〇〇〇円」と、「六五四、〇〇〇円」とあるのは「六四四、〇〇〇円」とする。

第七条 特例傷病恩給については、昭和五十七年五月分以降、その年額（恩給法等の一部を改正する法律（昭和四十六年法律第八十一号）以下「法律第八十一号」という。）附則第十三條第三項及び第四項の規定による加給の年額を除く。）を、改正後の法律第八十一号附則第十三條第二項に規定する年額に改定する。

2 昭和五十七年五月分から同年七月分までの特例傷病恩給の年額に関する改正後の法律第八十一号附則第十三條第二項の規定の適用については、同項の表中「三、〇二二、三〇〇円」とあるのは「二、九八八、三〇〇円」と、「二、五〇四、九〇〇円」とあるのは「二、四八〇、九〇〇円」と、「二、〇六二、三〇〇円」とあるのは「二、〇四二、三〇〇円」と、「一、六三二、七〇〇円」とあるのは「一、六一二、七〇〇円」と、「一、三三四、六〇〇円」とあるのは「一、三〇八、六〇〇円」と、「一、〇七〇、四〇〇円」とあるのは「一、〇五四、四〇〇円」と、「一九七四、三〇〇円」とあるのは「一九六二、三〇〇円」と、「八八八、二〇〇円」とあるのは「八七六、二〇〇円」と、「七三三、五〇〇円」とあるのは「七〇五、五〇〇円」と、「五七六、五〇〇円」とあるのは「五六八、五〇〇円」と、「五〇五、四〇〇円」とあるのは「四九七、四〇〇円」とする。

第八条 妻に係る年額の加給をされた増加恩給、傷病年金又は特例傷病恩給については、昭和五十七年五月分以降、その加給の年額を、十四万四千円に改定する。

2 増加恩給又は特例傷病恩給を受ける者に妻がない場合における扶養家族に係る年額の加給をされた増加恩給又は特例傷病恩給については、

昭和五十七年五月分以降、その加給年額を、それぞれ改正後の恩給法第六十五條第二項（改正後の法律第五十五号附則第二十二條第三項ただし書において準用する場合を含む。）又は改正後の法律第八十一号附則第十三條第三項の規定によつて算出して得た年額に改定する。

（旧軍人等の恩給年額の改定）

第九條 旧軍人若しくは旧準軍人又はこれらの者の遺族に給する普通恩給又は扶助料については、昭和五十七年五月分以降、その年額を、改正後の法律第五十五号附則表第一の仮定俸給年額（法律第五十五号附則第十三條第二項に規定する普通恩給又は扶助料については、当該仮定俸給年額にそれぞれ対応する改正後の法律第五十五号附則表第六の下欄に掲げる金額、法律第五十五号附則第十三條第三項に規定する普通恩給又は扶助料については、当該仮定俸給年額にそれぞれ対応する改正後の法律第五十五号附則表第六の二の下欄に掲げる金額、法律第五十五号附則第十三條第四項に規定する普通恩給又は扶助料については、当該仮定俸給年額にそれぞれ対応する改正後の法律第五十五号附則表第七（七十歳以上の者並びに七十歳未満の扶助料を受ける妻及び子にあつては、改正後の法律第五十五号附則表第八）の下欄に掲げる金額）を退職又は死亡当時の俸給年額とみなし、改正後の恩給法の規定によつて算出して得た年額に改定する。

2 昭和五十七年五月分から同年七月分までの扶助料の年額に関する改正後の法律第五十五号附則第二十七條ただし書及び旧軍人等の遺族に対する恩給等の特例に関する法律第三條第二項ただし書の規定の適用については、これらの規定中「百三十二万四千円」とあるのは「百二十万三千円」と、「九十五万五千円」とあるのは「九十三万四千円」とする。

（扶助料の年額の特例に関する経過措置）
第十條 昭和五十七年五月分から同年七月分までの扶助料の年額に関する改正後の恩給法等の一

部を改正する法律（昭和四十一年法律第二百一十一号）附則第八條第一項の規定の適用については、同項の表中「五二〇、〇〇〇円」とあるのは「五二三、八〇〇円」と、「三九〇、〇〇〇円」とあるのは「三八五、四〇〇円」と、「三二二、〇〇〇円」とあるのは「三〇八、三〇〇円」と、「二六〇、〇〇〇円」とあるのは「二五六、九〇〇円」とする。

（傷病者遺族特別年金に関する経過措置）

第十一條 傷病者遺族特別年金については、昭和五十七年五月分以降、その年額を、改正後の恩給法等の一部を改正する法律（昭和五十一年法律第五十一号。以下「法律第五十一号」という。）附則第十五條第二項に規定する年額に改定する。

2 昭和五十七年五月分から同年七月分までの傷病者遺族特別年金の年額に関する改正後の法律第五十一号附則第十五條第二項の規定の適用については、同項中「二十五万九千円」とあるのは「二十五万三千二百円」と、「十九万四千三百円」とあるのは「十八万九千九百円」とする。

（普通恩給の改定年額の部停止）

第十二條 附則第二條第一項及び第九條第一項の規定により年額を改定された普通恩給（増加恩給、傷病年金又は特別傷病恩給と併給される普通恩給を除く。）で、その年額の計算の基礎となつてゐる俸給年額が四、一六二、四〇〇円以上であるものについては、昭和五十八年三月分まで、改定後の年額とこれらの規定を適用しないとした場合における年額との差額の三分の一を停止する。

（職権改定）

第十三條 この法律の附則の規定による恩給年額の改定は、裁定庁が受給者の請求を待たずに行う。

（恩給年額の改定の場合の端数計算）

第十四條 この法律の附則の規定により恩給年額を改定する場合において、当該規定により算出して得た恩給年額に、五十円未満の端数がある

ときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数があるときはこれを百円に切り上げた額をもつて改定後の恩給年額とする。

（多額所得による恩給停止についての経過措置）
第十五條 改正後の恩給法第五十八條ノ四の規定は、昭和五十七年六月三十日以前に給与事由の

附則別表（附則第二條關係）

恩給年額の計算の基礎となつてゐる俸給年額	仮定俸給年額
七六二、一〇〇円	八〇四、〇〇〇円
七九五、九〇〇円	八三九、七〇〇円
八三〇、七〇〇円	八七六、四〇〇円
八六五、〇〇〇円	九一二、六〇〇円
九〇〇、二〇〇円	九四九、七〇〇円
九二一、九〇〇円	九七二、六〇〇円
九四三、九〇〇円	九九五、八〇〇円
九六八、七〇〇円	一、〇二二、〇〇〇円
一、〇〇四、〇〇〇円	一、〇五九、二〇〇円
一、〇三四、五〇〇円	一、〇九一、四〇〇円
一、〇六二、七〇〇円	一、一一一、一〇〇円
一、〇九七、二〇〇円	一、一五七、五〇〇円
一、一三一、八〇〇円	一、一九四、〇〇〇円
一、一六九、八〇〇円	一、二三四、一〇〇円
一、二〇八、〇〇〇円	一、二七四、四〇〇円
一、二五五、八〇〇円	一、三二四、九〇〇円
一、二八六、一〇〇円	一、三五六、八〇〇円
一、三二五、五〇〇円	一、三九七、九〇〇円
一、三六三、七〇〇円	一、四三七、九〇〇円
一、四三九、八〇〇円	一、五一七、四〇〇円
一、四六〇、一〇〇円	一、五三八、六〇〇円
一、五一八、七〇〇円	一、五九九、八〇〇円

一、五九六、五〇〇円	一、六八一、一〇〇円
一、六八二、五〇〇円	一、七七一、〇〇〇円
一、七二六、四〇〇円	一、八一六、九〇〇円
一、七六八、二〇〇円	一、八六〇、六〇〇円
一、八二七、九〇〇円	一、九二三、〇〇〇円
一、八六三、一〇〇円	一、九五九、七〇〇円
一、九六五、二〇〇円	二、〇六六、四〇〇円
二、〇一五、五〇〇円	二、一一九、〇〇〇円
二、〇六八、五〇〇円	二、一七四、四〇〇円
二、一七〇、一〇〇円	二、二八〇、六〇〇円
二、二七二、七〇〇円	二、三八七、八〇〇円
二、二九三、三〇〇円	二、四一五、六〇〇円
二、三八四、一〇〇円	二、五〇四、二〇〇円
二、五〇四、三〇〇円	二、六二九、八〇〇円
二、六二三、三〇〇円	二、七五四、一〇〇円
二、六九六、九〇〇円	二、八三一、一〇〇円
二、七六八、六〇〇円	二、九〇六、〇〇〇円
二、九一四、三〇〇円	三、〇五八、二〇〇円
三、〇五六、七〇〇円	三、二〇七、一〇〇円
三、〇八四、六〇〇円	三、二二六、二〇〇円
三、一九五、四〇〇円	三、三五一、〇〇〇円
三、三三五、〇〇〇円	三、四九七、九〇〇円
三、四七四、一〇〇円	三、六四三、二〇〇円
三、六二二、二〇〇円	三、七八七、五〇〇円
三、六九九、一〇〇円	三、八七八、四〇〇円
三、七九二、一〇〇円	三、九七五、五〇〇円
三、九七〇、九〇〇円	四、一六二、四〇〇円
四、一五一、八〇〇円	四、三五一、四〇〇円
四、二四三、〇〇〇円	四、四四六、七〇〇円
四、三二九、三〇〇円	四、五三六、九〇〇円

四、五〇〇、八〇〇円	四、七一六、一〇〇円
四、五七七、三〇〇円	四、七九六、一〇〇円
四、六六三、七〇〇円	四、八八四、五〇〇円
四、八二〇、一〇〇円	五、〇四〇、九〇〇円
四、九八七、五〇〇円	五、二〇八、三〇〇円
五、〇二〇、一〇〇円	五、二四〇、九〇〇円
五、〇五〇、九〇〇円	五、二七一、七〇〇円
五、〇八二、三〇〇円	五、三〇二、六〇〇円
五、一五六、六〇〇円	五、三七四、九〇〇円
五、三〇六、四〇〇円	五、五二〇、八〇〇円
五、四五六、四〇〇円	五、六六六、九〇〇円
五、五三〇、六〇〇円	五、七三九、二〇〇円
五、六〇六、六〇〇円	五、八一三、二〇〇円

恩給年額の計算の基礎となつてゐる俸給年額が七六二、一〇〇円未満の場合においては、その年額に一・〇五五を乗じて得た額（その額に、五十円未満の端数があるときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数があるときはこれを百円に切り上げる。）を、恩給年額の計算の基礎となつてゐる俸給年額が五、六〇六、六〇〇円を超える場合においては、その年額に〇・九七四を乗じて得た額に三五二、四〇〇円を加えた額（その額に、五十円未満の端数があるときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数があるときはこれを百円に切り上げる。）を、それぞれ仮定俸給年額とする。

二月十二日本委員会に左の案件が付託された。
一、官僚の天下り規制に関する請願（第六二二号）（第六一三三号）（第六一四号）（第六四七号）（第七〇五号）

第六二二号 昭和五十七年二月一日受理
官僚の天下り規制に関する請願

請願者 群馬県藤岡市藤岡一、六八〇ノ二
二林修 外三千九百六十三名
紹介議員 高杉 勉忠君

昨年七月十日に出された財界主導の第二次臨時行

政調査会第一次答申は、軍事費を聖域とし、福祉や教育、医療、年金などを切り捨て、政府関係特殊法人等に働く労働者を含めた官公労働者の賃金・一時金の抑圧、人員の削減を進めるものとなつてゐるが、こうした政策を直ちにやめるとともに、高給・高退職金を生み出す高級官僚の天下り規制の強化など、行財政の民主的改革を進め、労働者・国民の生活の維持向上を図ることが重要である。ついでに、当面、次の事項について実現を図らねばならぬ。

- 一、特殊法人単位で役員を半減すること。
- 二、特殊法人役員の給与、退職金を職員と同等

の扱いとすること。

三 特殊法人の役員の定年を職員と同等にする

四、役員の天下り比率を零に近い状態にし、渡り鳥人事は一切禁止すること。また、一般職への出向、天下りを一切なくすること。

第六一三号 昭和五十七年二月一日受理

官僚の天下り規制に関する請願

請願者 千葉県柏市豊四季台二ノ三六ノ五〇六 井上毅外千五百五十八名

紹介議員 矢田部 理君

この請願の趣旨は、第六一二号と同じである。

第六一四号 昭和五十七年二月一日受理

官僚の天下り規制に関する請願

請願者 京都府船井郡丹波町下山 松本八重子外千八百七十七名

紹介議員 村田 秀三君

この請願の趣旨は、第六一二号と同じである。

第六四七号 昭和五十七年二月二日受理

官僚の天下り規制に関する請願

請願者 東京都中野区鷺宮五ノ七ノ四 大堀波子外千二百三十五名

紹介議員 対馬 孝且君

この請願の趣旨は、第六一二号と同じである。

第七〇五号 昭和五十七年二月三日受理

官僚の天下り規制に関する請願

請願者 福島県喜多方市関柴町豊芦村中一、六九四 遠藤京子外三千四百十九名

紹介議員 野田 哲君

この請願の趣旨は、第六一二号と同じである。

二月十九日本委員会に左の案件が付託された。

一、軍事費増強予算削減に関する請願(第七二

八号)

一、行政改革の実施に関する請願(第八一四号)

第七二八号 昭和五十七年二月五日受理

軍事費増強予算削減に関する請願

請願者 奈良県桜井市初瀬三五ノ一六 今西和彦外二千三名

紹介議員 安恒 良一君

今次行政改革と予算案は、正に政府、財界主導による社会保障、福祉、教育の切捨てであり、国民と地方自治体に犠牲を転嫁し、軍事費増額を図る以外のなにもでもない。ついでには、軍事費増強の予算を削減されたい。

第八一四号 昭和五十七年二月十日受理

行政改革の実施に関する請願

請願者 岩手県盛岡市内丸一〇ノ一岩手県議会内 高橋清孝

紹介議員 岩動 道行君

行政改革の実施にあたっては、現行の福祉、教育の水準を維持するよう特に配慮されたい。

理由

財政の再建と行政の効率化は、時代の要請であり、その実現のため、国民の総力を挙げてこれに取り組み必要がある。しかしながら、教育は、次の世代を担う国民を育成するという国の盛衰に係る重要なものである。また、社会福祉については、特に高齢者福祉対策の拡充、在宅福祉施策の充実が強く望まれている現状である。

三月一日予備審査のため、本委員会に左の案件が付託された。

一、地域改善対策特別措置法案

地域改善対策特別措置法案

地域改善対策特別措置法案

(目的)

第一条 この法律は、すべての国民に基本的人権の享有を保障する日本国憲法の理念にのっとり、歴史的社会的理由により生活環境等の安定向上が阻害されている地域(以下「対象地域」という。)について生活環境の改善、産業の振興、職業の安定、教育の充実、人権擁護活動の強化、社会福祉の増進等に関する政令で定める事業(以下「地域改善対策事業」という。)の円滑な実施を図るために必要な特別の措置を講ずることにより、対象地域における経済力の培養、住民の生活の安定及び福祉の向上等に寄与することを目的とする。

(地域改善対策事業の推進等)

第二条 国及び地方公共団体は、前条の目的を達成するため、協力して、地域改善対策事業を迅速かつ総合的に推進するように努めなければならない。

2 国及び地方公共団体は、地域改善対策事業を実施するに当たっては、対象地域とその周辺地域との一体性の確保を図り、公正な運営に努めなければならない。

3 国民は、地域改善対策事業の本旨を理解し、相互に基本的人権を尊重するとともに、地域改善対策事業の円滑な実施に協力するように努めなければならない。

(特別の助成)

第三条 地域改善対策事業でこれに要する経費について国が負担し、又は補助するものに対するその負担又は補助については、政令で特別の定めをする場合を除き、予算の範囲内で、三分の二の割合をもつて算定するものとする。

2 前項の場合において、法律の規定で国の負担又は補助の割合として三分の二を下る割合を定めているもののうち政令で定めるものについては、政令でこれを三分の二とするものとする。

(地方債)

第四条 地域改善対策事業につき地方公共団体が必要とする経費については、地方財政法(昭和二十三年法律第九号)第五条第一項各号に規

定する経費に該当しないものについても、地方債をもつてその財源とすることができる。

2 地域改善対策事業につき地方公共団体が必要とする経費の財源に充てるため起した地方債は、資金事情の許す限り、国が資金運用部資金又は簡易生命保険及郵便年金特別会計の積立金をもつてその全額を引き受けるものとする。

(元利償還金の基準財政需要額への算入)

第五条 地域改善対策事業につき地方公共団体が必要とする経費の財源に充てるため起した地方債で自治大臣が指定したものに係る元利償還に要する経費は、地方交付税法(昭和二十五年法律第二十一号)の定めるところにより、当該地方公共団体に交付すべき地方交付税の額の算定に用いる基準財政需要額に算入するものとする。

附則

(施行期日)

1 この法律は、昭和五十七年四月一日から施行する。

(この法律の失効)

2 この法律は、昭和六十二年三月三十一日限り、その効力を失う。ただし、昭和六十一年度以前の年度の歳出予算に係る国の負担又は補助で昭和六十二年以降の年度に繰り越されたものにより実施される地域改善対策事業については、第三条から第五条までの規定、昭和六十一年度以前の年度に地域改善対策事業の財源に充てるため発行を許可された地方債については、第五条の規定及び附則第四項の規定は、なおその効力を有する。

(経過措置)

3 昭和五十六年度以前の年度の国庫債務負担行為に基づき昭和五十七年度以降の年度に支出すべきものとされた国の負担又は補助及び昭和五十六年度以前の年度の歳出予算に係る国の負担又は補助で昭和五十七年度以降の年度に繰り越されたものにより実施される旧同和対策事業特別措置法(昭和四十四年法律第六十号。以下旧

法」という。第二条に規定する同和対策事業については、旧法第七条、第九条及び第十条の規定は、なおその効力を有する。

4 昭和五十六年度以前の年度に同和対策事業費の財源に充てるため発行を許可された地方債については、旧法第十条の規定は、なおその効力を有する。

5 (地方交付税法の一部改正)

地方交付税法の一部を次のように改正する。

附則第九条第一項の表中「同和対策事業償還費」を「地方改善対策事業償還費」に、「同和対策事業費」を「地域改善対策事業費又は同和対策事業費」に改め、同条第二項の表中「同和対策事業費」を「地域改善対策事業費又は同和対策事業費」に、「同和対策事業特別措置法」を「地域改善対策特別措置法(昭和五十七年法律第 号)第五条又は旧同和対策事業特別措置法」に改める。

6 前項の規定による改正後の地方交付税法附則第九条の規定は、昭和五十七年度分の地方交付税から適用する。

7 (総理府設置法の一部改正)

総理府設置法(昭和二十四年法律第二百二十七号)の一部を次のように改正する。

第十五条第一項の表同和対策協議会の項を次のように改める。

地域改善対策特別措置法 (昭和五十七年法律第 号)第一条に規定する対象地域の地域改善対策として推進すべき施策で関係行政機関相互の緊密な連絡を要するものに関する基本的事項を調査審議すること。	地域改善対策協議会
---	-----------

附則第四項を次のように改める。

4 第十五条第一項の表に掲げる附属機関のうち、地域改善対策協議会は、昭和六十二年三月三十一日まで置かれるものとする。

三月二日左の請願は予算委員会に付託替えされた。

一、軍事費増強予算削減に関する請願(第七二八号)

三月十三日予備審査のため、本委員会に左の案件が付託された。

一、昭和四十二年以後における国家公務員共済組合等からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案

昭和四十二年以後における国家公務員共済組合等からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案

昭和四十二年以後における国家公務員共済組合等からの年金の額の改定に関する法律の一部を改正する法律案

昭和四十二年以後における国家公務員共済組合等からの年金の額の改定に関する法律の一部を改正する法律案

第一条 昭和四十二年以後における国家公務員共済組合等からの年金の額の改定に関する法律(昭和四十二年法律第百四号)の一部を次のように改正する。

第一条の七第二項中「第一条の十四」を「第一条の十五」に改める。

第一条の十四第九項中「この項において」を「第一、その者を」を「その者は」に、「者とみなして」を「ものととして」に改め、同条の次に次の一条を加える。

(昭和五十七年度における特別措置法による退職年金等の額の改定)

第一条の十五 前条第一項の規定の適用を受ける年金については、昭和五十七年五月分以後、その額を、その算定の基礎となつてゐる別表第一の十七の仮定俸給(同条第七項若し

くは第九項の規定又は同条第十項において準用する第一条第六項の規定により前条第七項各号に掲げる金額又は従前の年金額をもつて改定年金額とした年金については、同条第一項の規定により年金額を改定したものとした場合にその改定年金額の算定の基礎となるべき仮定俸給)に対応する別表第一の十八の仮定俸給を俸給とみなし、旧法の規定を適用して算定した額に改定する。

2 前項の規定の適用を受ける年金(その年金の額の算定の基礎となつてゐる組合員期間のうち実在職した期間が最短期間年限に達してゐる年金に限る。次項において同じ。)を受け

る者が七十歳以上の者又は旧法の規定による遺族年金に相当する年金を受ける七十歳未満の妻、子若しくは孫である場合には、前項の規定にかかわらず、その年金の額を、同項の規定に基づいて算定した額に、次の各号に掲げる年金の区分に応じ、当該各号に掲げる額の十二倍に相当する額を加えた額に改定する。この場合においては、第一条第四項後段の規定を準用する。

一 旧法の規定による退職年金又は廃疾年金に相当する年金 当該年金の額の算定の基礎となつてゐる組合員期間の年数から最短期間年限の年数を控除した年数(以下この項において「控除後の年数」という。)一年につき前項の規定により俸給とみなされた額の三分の一(控除後の年数のうち十三年に達するまでの年数については、三分の二)に相当する金額

二 旧法の規定による遺族年金に相当する年金 控除後の年数一年につき前項の規定により俸給とみなされた額の六百分の一(控除後の年数のうち十三年に達するまでの年数については、六百分の二)に相当する金額

3 第一項の規定の適用を受ける年金を受ける者が八十歳以上の者である場合におけるその

者に対する前項の規定の適用については、同項第一号中「三分の一(控除後の年数のうち十三年に達するまでの年数については、三分の二)」とあるのは「三分の二」と、同項第二号中「六百分の一(控除後の年数のうち十三年に達するまでの年数については、六百分の二)」とあるのは「六百分の二」とする。

4 次の各号に掲げる年金については、前三項の規定の適用を受けて改定された額が当該各号に掲げる額に満たないときは、昭和五十七年五月分以後、その額を、当該各号に掲げる額に改定する。

一 旧法の規定による退職年金に相当する年金 次のイ又はロに掲げる年金の区分に応じそれぞれイ又はロに掲げる額

イ 六十五歳以上の者に係る年金 七十九万二百円

ロ 六十五歳未満の者に係る年金 五十九万二千七百円

二 旧法の規定による廃疾年金に相当する年金 次のイからニまでに掲げる年金の区分に応じそれぞれイからニまでに掲げる額

イ 六十五歳以上の者で実在職した組合員期間が最短期間年限に達してゐるものに係る年金 七十九万二百円

ロ 六十五歳以上の者で実在職した組合員期間が九年以上のものに係る年金(イに掲げる年金を除く。)及び六十五歳未満の者で実在職した組合員期間が最短期間年限に達してゐるものに係る年金 五十九万二千七百円

ハ 六十五歳以上の者で実在職した組合員期間が六年以上のものに係る年金(イ及びロに掲げる年金を除く。) 四十七万四千円

ニ イからハまでに掲げる年金以外の年金 三十九万五千円

三 旧法の規定による遺族年金に相当する年金 五十一万三千八百円

- 5 前各項の規定の適用を受ける年金を受ける者が旧法の規定による遺族年金に相当する年金を受ける妻であり、かつ、次の各号の一に該当する場合には、昭和五十七年五月分以後、前各項の規定により算定した額に当該各号に掲げる額を加えた額をもつて、当該年金の額とする。この場合においては、第一条の第五項ただし書の規定を準用する。
 - 一 遺族である子一人を有する場合 十二万円
 - 二 遺族である子二人以上を有する場合 十二万円
 - 三 六十歳以上である場合（前二号に該当する場合は除く。） 十二万円
- 6 第一条の十三第九項及び第十項の規定は、前項の規定の適用を受ける年金を受ける者について準用する。この場合において、同条第九項中「前項各号の一」とあるのは「第一条の十五第五項各号の一」と、「第一条から第三項まで及び第六項」とあるのは「第一条の十五第一項から第四項まで」と、同条第十項中「第八項」とあるのは「第一条の十五第五項」と読み替えるものとする。
- 7 前各項の規定の適用を受けてその額が改定された年金のうち旧法の規定による遺族年金に相当する年金の額（その額につき、第五項の規定の適用があつた場合には、その額から同項の規定により加算されるべき額に相当する額を控除した額）が五十二万円に満たないときは、昭和五十七年八月分以後、その額を、五十二万円に改定する。
- 8 第五項及び第六項の規定は、前項の規定の適用を受ける年金を受ける者が妻である場合について準用する。
- 9 前条第九項の規定は、旧法の規定による退職年金、廃疾年金又は遺族年金に相当する年金を受ける者で、前各項の規定のうち年齢特例規定に規定する年齢に達していないものについて準用する。
- 10 第一条第六項の規定は、前各項の規定の適用を受ける年金の額の改定について準用する。
 - 11 第一項から第三項まで又は第九項の規定により年金額を改定された旧法の規定による退職年金に相当する年金で、その額の算定の基礎となつてゐる別表第一の十八の仮定俸給の額が三十四万六千八百七十円以上であるものについては、昭和五十八年三月分まで、第一項から第三項まで又は第九項の規定による改定後の年金額とこれらの規定の適用がないものとした場合における年金額との差額の三分の一に相当する金額の支給を停止する。
 - 第二条第五項及び第二条の二第三項中「第二条の十四」を「第二条の十五」に改める。
 - 第二条の十四第十一項中「その年金の額の算定に關し一定の年齢以上の者について特別の定めをしてゐるもの」を「年齢特例規定」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（昭和五十七年度における特別措置法による公務傷病年金等の額の改定）

第二条の十五 前条第一項の規定の適用を受ける年金の額については、昭和五十七年五月分以後、その額を、その算定の基礎となつてゐる別表第一の十七の仮定俸給（同条第七項の規定又は同条第十二項において準用する第一条第六項の規定により前条第七項各号に掲げる金額又は従前の年金額をもつて改定年金額とした年金については、同条第一項の規定により年金額を改定したものとした場合にその改定年金額の算定の基礎となるべき仮定俸給）に対応する別表第一の十八の仮定俸給を俸給とみなし、第二条第一項の規定に準じて算定した額に改定する。この場合において、同項中「別表第三」とあるのは、「別表第三の十八」と読み替へるものとする。
- 2 第一条の十五第二項の規定は前項の規定の適用を受ける年金（その年金の額の算定の基礎となつてゐる組合員期間のうち実在職した期間が旧法の規定による退職年金に相当する年金を受ける最短期間年限に達してゐる年金に限る。以下この項において同じ。）を受ける者が七十歳以上の者又は殉職年金若しくは障害遺族年金を受ける七十歳未満の妻、子若しくは孫である場合について、同条第三項の規定は前項の規定の適用を受ける年金を受ける者が八十歳以上の者である場合について、それぞれ準用する。この場合において、同条第二項中「旧法の規定による遺族年金に相当する年金」とあるのは「殉職年金又は障害遺族年金」と、同条第三項中「前項」とあるのは「第二条の十五第二項の規定により読み替えられた前項」と読み替へるものとする。
- 3 次の各号に掲げる年金については、前二項の規定の適用を受けて改定された額が当該各号に掲げる額に満たないときは、昭和五十七年五月分以後、その額を、当該各号に掲げる額に改定する。
 - 一 障害年金 別表第四の二十三に定める障害の等級に対応する年金額（障害の等級が一級又は二級に該当するものにあつては、二十一万円を加えた額）
 - 二 殉職年金 百二十万三千円
 - 三 障害遺族年金 九十三万四千円
- 4 前三項の規定の適用を受ける年金を受ける権利を有する者のうち殉職年金又は障害遺族年金を受ける権利を有する者については、これらの規定により算定した額に九万六千円を加えた額をもつて、これらの年金の額とする。この場合においては、第二条の九第五項の規定を準用する。
- 5 障害年金を受ける権利を有する者に扶養親族がある場合には、第三項第一号に掲げる額に、配偶者である扶養親族については十四万四千円、配偶者以外の扶養親族については一人につき一万二千元（そのうち二人までについては、一人につき四万二千元（配偶者である扶養親族がない場合にあつては、そのうち一人に限り九万六千円）を加えた額を同号に掲げる額として、同項の規定を適用する。有する者に扶養遺族がある場合には、第三項第二号に掲げる額に第一号に掲げる額を加えた額又は同項第三号に掲げる額に第二号に掲げる額を加えた額を、それぞれ同項第二号又は第三号に掲げる額として、同項の規定を適用する。
- 6 一 扶養遺族一人につき一万二千元（そのうち二人までについては、一人につき四万二千元）
- 二 前号に掲げる金額の十分の七・五に相当する金額
- 7 前各項の規定の適用を受けてその額が改定された年金の額（第四項の規定の適用があつた場合には、同項の規定により加算されるべき額に相当する額を控除した額）が、次の各号に掲げる当該年金の区分に応じ、当該各号に掲げる額に満たないときは、昭和五十七年八月分以後、その年金の額を、当該各号に掲げる額に改定する。
 - 一 障害年金 別表第四の二十四に定める障害の等級に対応する年金額（障害の等級が一級又は二級に該当するものにあつては、二十一万円を加えた額）
 - 二 殉職年金 百二十二万四千円
 - 三 障害遺族年金 九十五万五千円
- 8 第四項の規定は、前項第二号又は第三号の規定の適用を受ける年金を受ける権利を有する者について準用する。
- 9 第五項の規定は、障害年金を受ける権利を有する者に扶養親族を有するものの当該年金の額につき第七項の規定を適用する場合について準用する。この場合において、第五項中「第三項第一号」とあるのは、「第七項第一号」と読み替へるものとする。
- 10 第六項の規定は、殉職年金又は障害遺族年金を受ける権利を有する者に扶養遺族を有す

るもののこれらの年金の額につき第七項の規定を適用する場合について準用する。この場合において、第六項中「第三項第二号」とあるのは、「第七項第二号」と読み替えるものとする。

11 第一条の十四第九項の規定は、障害年金、殉職年金又は障害遺族年金を受ける者で、前各項の規定のうち年齢特例規定に規定する年齢に達していないものについて準用する。

12 第一条第六項の規定は、第一項、第二項又は前項の規定の適用を受ける年金の額の改定について準用する。

第三条の十四の次に次の一条を加える。

(昭和五十七年度における旧法による年金の額の改定)

第三条の十五 第一条の十五の規定は前条の規定の適用を受ける年金(第三条第一項の規定の適用を受けた年金に係るものに限る。)の額の改定及び当該改定に係る年金の支給の停止について、第二条の十五の規定は前条の規定の適用を受ける年金(第三条第二項の規定の適用を受けた年金に係るものに限る。)の額の改定について、それぞれ準用する。

第四条第一項中「第十条の五」を「第十条の六」に改め、同条第五項中「及び第十条の五第二項」を「第十条の五第二項及び第十条の六第四項」に改める。

第十条の五第一項中「遺族年金」の下に「次条において「昭和五十五年三月三十一日以前の年金」という。」を加え、同条の次に次の一条を加える。

(昭和五十七年度における新法による年金等の額の改定)

第十条の六 昭和五十六年三月三十一日以前に新法の退職をした組合員(第四項及び第五項の規定の適用を受ける者を除く。)及び同年四月一日から昭和五十七年三月三十一日まで

ものとして政令で定めるものを含む。)の新法第二条第一項第五号に規定する俸給に係る昭和五十六年度における改正後の規定(以下この項及び第十五条の六第一項において「新俸給規定」という。)の適用を受けない期間(以下この項及び第十五条の六第一項において「俸給調整期間」という。)のある管理職員等(一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律(昭和五十六年法律第九十六号)附則第三項に規定する管理職員及びこれに相当する者として政令で定める者をいう。)に該当する者(以下この項及び第十五条の六第一項において「俸給調整適用者」という。)に限る。

昭和五十七年四月三十日において現に支給されているものについては、同年五月分以後、その額を、次の各号に掲げる当該年金の区分に応じ、当該各号に掲げる額をそれぞれ当該年金に係る新法第四十二条第二項若しくは施行法第二条第一項第十九号又は同項第十七号若しくは第十八号に規定する俸給年額若しくは新法の俸給年額又は恩給法の俸給年額若しくは旧法の俸給年額とみなし、新法又は施行法の規定を適用して算定した額に改定する。この場合においては、第十条の二第一項後段の規定を準用する。

一 昭和五十五年三月三十一日以前の年金当該年金の額を前条第一項の規定により改定する場合のその改定年金額の算定の基礎となつた新法第四十二条第二項若しくは施行法第二条第一項第十九号又は同項第十七号若しくは第十八号に規定する俸給年額若しくは新法の俸給年額又は恩給法の俸給年額若しくは旧法の俸給年額とみなされた額にその額が別表第十二の上欄に掲げる俸給年額のいずれの区分に属するかに応じ同表の中欄に掲げる率を乗じて得た額に、当該区分に応じ同表の下欄に掲げる金額を加え

て得た額(その加えて得た額のうち新法第四十二条第二項又は施行法第二条第一項第十九号に規定する俸給年額又は新法の俸給年額とみなされた額に係るものについて)は、その額が五百四万円を超える場合には、五百四万円)

二 昭和五十五年四月一日から昭和五十六年三月三十一日までの間に新法の退職をした者に係る年金 当該年金の額(その年金の額について年金額の最低保障に関する新法及び施行法の規定の適用があつた場合には、その適用がないものとした場合の額)の算定の基礎となつてゐる新法第四十二条第二項若しくは施行法第二条第一項第十九号又は同項第十七号若しくは第十八号に規定する俸給年額若しくは新法の俸給年額又は恩給法の俸給年額若しくは旧法の俸給年額にその額が別表第十二の上欄に掲げる俸給年額のいずれの区分に属するかに応じ同表の中欄に掲げる率を乗じて得た額に、当該区分に応じ同表の下欄に掲げる金額を加えて得た額(その加えて得た額のうち新法第四十二条第二項又は施行法第二条第一項第十九号に規定する俸給年額又は新法の俸給年額に係るものについては、その額が五百四万円を超える場合には、五百四万円)

三 昭和五十六年四月一日から昭和五十七年三月三十一日までの間に新法の退職をした俸給調整適用者に係る年金 俸給調整期間に係る新法第二条第一項第五号に規定する俸給について新俸給規定の適用を受けていたとしたならば当該年金の額の算定の基礎となるべき新法第四十二条第二項若しくは施行法第二条第一項第十九号又は同項第十七号若しくは第十八号に規定する俸給年額若しくは新法の俸給年額又は恩給法の俸給年額若しくは旧法の俸給年額とみなされた額にその額が別表第十二の上欄に掲げる俸給年額のいずれの区分に属するかに応じ同表の中欄に掲げる率を乗じて得た額に、当該区分に応じ同表の下欄に掲げる金額を加えて得た額(その加えて得た額のうち新法第四十二条第二項又は施行法第二条第一項第十九号に規定する俸給年額又は新法の俸給年額に係るものについては、その額が五百四万円を超える場合には、五百四万円)

3 前二項の規定により年金額を改定された新法の規定による退職年金又は減額退職年金で、その年金額の算定の基礎となつてゐる新法第四十二条第二項又は施行法第二条第一項第十九号に規定する俸給年額又は新法の俸給年額とみなされた額が四百六十六万二千四百円以上であるものについては、昭和五十八年三月分まで、前二項の規定による改定後の年金額と前二項の規定の適用がないものとした場合における年金額との差額の三分の一に相当する金額(その金額が第一号に掲げる年金額と第二号に掲げる年金額との差額に相当する金額を超えるときは、その差額に相当する金額)の支給を停止する。

一 前二項の規定による改定後の年金額

二 前二項の規定による改定後の年金額の算定の基礎となつてゐる新法第四十二条第二項若しくは施行法第二条第一項第十九号又は同項第十七号若しくは第十八号に規定する俸給年額若しくは新法の俸給年額又は恩給法の俸給年額若しくは旧法の俸給年額とみなされた額が四百六十六万二千四百円であるとして前二項の規定により年金額を改定するものとした場合における改定後の年金額

4 前三項の規定は、昭和五十六年三月三十一日以前に新法の退職をした衛視等に係る新法附則第十三条の二から第十三条の四まで、第十三条の六又は第十三条の七の規定による退職年金、減額退職年金、廃疾年金又は遺族年金で、昭和五十七年四月三十日において現に支給されているものについて準用する。

5 第一項から第三項までの規定は、前条第三項の規定の適用を受ける年金で、昭和五十七年四月三十日において現に支給されているものについて準用する。

第十五条の五の次に次の一条を加える。

(昭和五十七年度における通算退職年金及び通算遺族年金の額の改定)

第十五条の六 昭和五十六年三月三十一日以前に新法の退職をした組合員（第五項の規定の適用を受ける者を除く。）及び同年四月一日から昭和五十七年三月三十一日までの間に新法の退職をした組合員（俸給調整適用者に限る。）に係る新法の規定による通算退職年金（第三項において「昭和五十六年三月三十一日以前の通算退職年金等」という。）で、昭和五十七年四月三十日において現に支給されているものについては、同年五月分以後、その額を、次の各号に掲げる額の合算額を二百四十で除し、これに当該通算退職年金に係る組合員期間の月数を乗じて得た額に改定する。

一 五十三万三千七百六十六円

二 通算退職年金の仮定俸給（次のイ、ロ又はハに掲げる当該通算退職年金の区分に応じそれぞれイ、ロ又はハに掲げる額をいう。）の千分の十に相当する金額に二百四十を乗じて得た額

イ 昭和五十五年三月三十一日以前に新法の退職をした者に係る通算退職年金 当該通算退職年金に係る前条第一項第二号に規定する通算退職年金の仮定俸給に十二を乗じて得た額にその額が別表第十二の上欄に掲げる俸給年額のいずれの区分に属するかに応じ同表の中欄に掲げる率を乗じ、これに当該区分に応じ同表の下欄に掲げる金額を加えて得た額（その加えて得た額が五百四万円を超える場合には、五百四万円）を十二で除して得た額は、五百四万円）を十二で除して得た額

ロ 昭和五十五年四月一日から昭和五十六年三月三十一日までの間に新法の退職をした者に係る通算退職年金 当該通算退職年金の額の算定の基礎となつてゐる俸給に十二を乗じて得た額にその額が別表第十二の上欄に掲げる俸給年額のいずれの区分に属するかに応じ同表の中欄に掲げる率を乗じ、これに当該区分に応じ同表の下欄に掲げる金額を加えて得た額

（その加えて得た額が五百四万円を超える場合には、五百四万円）を十二で除して得た額

ハ 昭和五十六年四月一日から昭和五十七年三月三十一日までの間に新法の退職をした俸給調整適用者に係る通算退職年金（俸給調整適用期間に係る新法第二項第一項第五号に規定する俸給について新俸給規定の適用を受けていたとしたならば当該通算退職年金の額の算定の基礎となるべき新法第四十二条第二項に規定する俸給の額）

2 前条第二項及び第三項の規定は、前項の規定の適用を受ける年金の額を改定する場合について準用する。この場合において、同条第二項中「前項の」とあるのは「次条第一項の」と、「次項第一号」とあるのは「次項の規定により読み替えられた前条第二項第一号」と、「前項第二号」とあるのは「次条第一項第二号」と、同条第三項中「前二項」とあるのは「次条第一項の規定及び同条第二項において読み替えられた前項」と読み替へるものとする。

3 昭和五十六年三月三十一日以前の通算退職年金等に係る通算遺族年金で、昭和五十七年四月三十日において現に支給されているものについては、同年五月分以後、その額を、当該通算遺族年金を通算退職年金とみなして前二項の規定によりその額を改定するものとした場合の改定年金額の百分の五十に相当する額に改定する。

4 第一項及び第二項の規定により年金額を改定された通算退職年金で、その算定の基礎となつてゐる第一項第二号に規定する通算退職年金の仮定俸給に十二を乗じて得た額が四百十六万二千四百円以上であるものについては、昭和五十八年三月分まで、これらの規定による改定後の年金額のうち同号に規定する通算退職年金の仮定俸給に係る部分の額とこ

これらの規定の適用がないものとした場合における年金額のうち前条第一項第二号に規定する通算退職年金の仮定俸給（第一項第二号ロ又はハに掲げる通算退職年金にあつては、当該通算退職年金の額の算定の基礎となつてゐる俸給）に係る部分の額との差額の三分の一に相当する金額（その金額が第一号に掲げる年金額と第二号に掲げる年金額との差額に相当する金額を超えるときは、その差額に相当する金額）の支給を停止する。

一 第一項及び第二項の規定による改定後の年金額

二 第一項及び第二項の規定による改定後の年金額に係る第一項第二号に規定する通算退職年金の仮定俸給の額が三十四万六千八百

百六十六円であるとして同項及び第二項の規定により年金額を改定するものとした場合における改定後の年金額

5 前各項の規定は、前条第五項の規定の適用を受ける年金で、昭和五十七年四月三十日において現に支給されているものについて準用する。

第六条中「第一条の十四」を「第一条の十五」に、「第二条の十四」を「第二条の十五」に、「第三条の十四」を「第三条の十五」に、「第四条の五」を「第十条の六」に改める。

第十七条中「第十五条の五」を「第十五条の六」に、「第三条の十四」を「第三条の十五」に改める。

第十八条中「第十五条の五」を「第十五条の六」に改める。

別表第一の十七の次に次の一表を加える。

別表第一の十八（第一条の十五、第二条の十五関係）

別表第一の十七の仮定俸給	仮定俸給
七二、〇八〇円	七六、〇五〇円
七五、〇二〇	七九、一四〇
七六、八三〇	八一、〇五〇
七八、六六〇	八二、九八〇
八〇、七三〇	八五、一七〇
八三、六七〇	八八、二七〇
八六、二一〇	九〇、九五〇
八八、五六〇	九三、四三〇
九一、四三〇	九六、四六〇
九四、三二〇	九九、五〇〇
九七、四八〇	一〇二、八四〇
一〇〇、六七〇	一〇六、二〇〇
一〇四、六五〇	一一〇、四一〇
一〇七、一八〇	一一三、〇七〇
一一〇、四六〇	一一六、四九〇
一一三、六四〇	一二〇、八三〇
一一六、九八〇	一二四、四五〇
一二〇、六八〇	一二八、二二〇

二六、五六〇
一三三、〇四〇
一四〇、二一〇
一四三、八七〇
一四七、三五〇
一五二、三三〇
一五五、二六〇
一六三、七七〇
一六七、九六〇
一七二、三八〇
一八〇、八四〇
一八九、三九〇
一九一、六一〇
一九八、六八〇
二〇八、六九〇
二一八、六一〇
二二四、七四〇
二三〇、七二〇
二四二、八六〇
二五四、七三〇
二五七、〇五〇
二六六、二八〇
二七九、九二〇
二八九、五一〇
三〇一、〇二〇
三〇八、二六〇
三一六、〇一〇
三三〇、九一〇
三四五、九八〇
三五三、五八〇
三六〇、七八〇
三七五、〇七〇
三八一、四四〇
三八八、六四〇
四〇一、六八〇
四一五、六三〇
四一八、三四〇
四二〇、九一〇
四二三、五三〇

一三三、三二〇
一四〇、〇九〇
一四七、五八〇
一五一、四一〇
一五五、〇五〇
一六〇、二五〇
一六三、三一〇
一七二、二〇〇
一七六、五八〇
一八一、二〇〇
一九〇、〇五〇
一九八、九八〇
二〇一、三〇〇
二〇八、六八〇
二一九、一五〇
二二九、五一〇
二三五、九三〇
二四二、一七〇
二五四、八五〇
二六七、二六〇
二六九、六八〇
二七九、三三〇
二九一、四九〇
三〇三、六〇〇
三一五、六三〇
三三三、二〇〇
三三一、二九〇
三四六、八七〇
三六二、六二〇
三七〇、五六〇
三七八、〇八〇
三九三、〇一〇
三九九、六八〇
四〇七、〇四〇
四二〇、〇八〇
四三四、〇三〇
四三六、七四〇
四三九、三一〇
四四一、八八〇

備考

年金額の算定の基礎となつてゐる別表第一の十七の仮定俸給の額が四六七、二二〇円を超える場合においては、その額に〇・九七四を乗じて得た額に三五、四〇〇円を十二で除して得た額を加えた額（その額に、五円未満の端数があるときはこれを切り捨てるものとし、五円以上十円未満の端数があるときはこれを十円に切り上げるものとする。）をこの表の仮定俸給とする。

別表第三の十七の次に次の一表を加える。

別表第三の十八（第二条の十五関係）

別表第一の十八の下欄に掲げる仮定俸給	率
三一五、六三〇円以上のもの	二三・〇割
二九一、四九〇円を超え三一五、六三〇円未満のもの	二三・八割
二七九、三三〇円を超え二九一、四九〇円以下のもの	二四・五割
二六九、六八〇円を超え二七九、三三〇円以下のもの	二四・八割
一九〇、〇五〇円を超え二六九、六八〇円以下のもの	二五・〇割
一八一、二〇〇円を超え一九〇、〇五〇円以下のもの	二五・五割
一六三、三一〇円を超え一八一、二〇〇円以下のもの	二六・一割
一三三、三二〇円を超え一六三、三一〇円以下のもの	二六・九割
一二八、二二〇円を超え一三三、三二〇円以下のもの	二七・四割
一九、八三〇円を超え一二八、二二〇円以下のもの	二七・八割
一一六、四九〇円を超え一九、八三〇円以下のもの	二九・〇割
一一三、〇七〇円を超え一一六、四九〇円以下のもの	二九・三割
九九、五〇〇円を超え一一三、〇七〇円以下のもの	二九・八割
八八、二七〇円を超え九九、五〇〇円以下のもの	三〇・二割
八五、一七〇円を超え八八、二七〇円以下のもの	三〇・九割
八二、九八〇円を超え八五、一七〇円以下のもの	三一・九割
八一、〇五〇円を超え八二、九八〇円以下のもの	三二・七割
七九、一四〇円を超え八一、〇五〇円以下のもの	三三・〇割
七六、〇五〇円を超え七九、一四〇円以下のもの	三三・四割
七六、〇五〇円のもの	三四・五割

別表第四の二十二の次に次の二表を加える。

別表第四の二十三(第二条の十五関係)

障害の等級	年	金	額
一級		三、九二五、〇〇〇円	
二級		三、二五六、〇〇〇円	
三級		二、六七二、〇〇〇円	
四級		二、一〇五、〇〇〇円	
五級		一、七〇〇、〇〇〇円	
六級		一、三六六、〇〇〇円	

備考
別表第四の備考一の規定及び別表第四の十八の備考二の規定は、この表の適用について準用する。

別表第四の二十四(第二条の十五関係)

障害の等級	年	金	額
一級		三、九五五、〇〇〇円	
二級		三、二八六、〇〇〇円	
三級		二、六九七、〇〇〇円	
四級		二、一三〇、〇〇〇円	
五級		一、七二〇、〇〇〇円	
六級		一、三八六、〇〇〇円	

備考
別表第四の備考一の規定及び別表第四の十八の備考二の規定は、この表の適用について準用する。

別表第十一の次に次の一表を加える。

別表第十二(第十条の六、第十五条の六関係)

俸給	年	額	率	金額
一、二八〇、〇〇〇円未満のもの		一・〇五五		〇円
一、二八〇、〇〇〇円以上四、六二二、二二三円未満のもの		一・〇四五		一、二、八〇〇円
四、六二二、二二三円以上五、〇六一、五三九円未満のもの		一・〇〇〇		二、二〇、八〇〇円
五、〇六一、五三九円以上一三、五五三、八四七円未満のもの		〇・九七四		三、五二、四〇〇円
一三、五五三、八四七円以上のもの		一・〇〇〇		〇円

(国家公務員共済組合法の一部改正)

第二条 国家公務員共済組合法(昭和三十三年法律第二百二十八号)の一部を次のように改正する。

第百条第三項中「四十二万円」を「四十四万円」に改める。
附則第三条の三中「起算して八年を経過する日」を「運営審議会の運営状況を勘案して政令で定める日」に改める。

(国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法の一部改正)

第三条 国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法(昭和三十三年法律第二百二十九号)の一部を次のように改正する。

第十三条の二中「七十四万九千円」を「七十九万二千円」に改める。

第二十四条の二第一項第一号中「七十四万九千円」を「七十九万二千円」に改め、同項第二号中「五十六万八千八百円」を「五十九万二千七百円」に改める。

第三十三条第一項中「百二十三万六千円」を「百三十二万円」に改め、同条第二項中「百二十三万六千円」を「百三十二万円」に、「百十四万円」を「百二十二万四千円」に改める。

第四十五条の三の二中「七十四万九千円」を「七十九万二千円」に改める。

別表第一中「三、三七二、八〇〇円」を「三、五八六、四〇〇円」に、「二、二八一、八〇〇円」を「二、四三〇、四〇〇円」に、「一、五八一、八〇〇円」を「一、六八六、四〇〇円」に改め、同表の備考三中「十三万二千円」を「十四万四千円」に、「九万円」を「九万六千円」に改める。

(旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法の一部改正)

第四条 旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法(昭和二十五年法律第二百五十六号)の一部を次のように改正する。

第七條第一項第十号中「第二条の十四」を「第二条の十五」に改める。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、昭和五十七年五月一日から施行する。ただし、第二条中国家公務員共済組合法第百条第三項の改正規定及び次条の規定は、同年四月一日から施行する。

(掛金の標準となる俸給に関する経過措置)

第二条 第二条の規定による改正後の国家公務員共済組合法第百条第三項の規定は、昭和五十七年四月分以後の掛金の標準となる俸給について適用し、同年三月分以前の掛金の標準となる俸給については、なお従前の例による。

(長期在職者の退職年金の額の最低保障等に関する経過措置)

第三条 第三条の規定による改正後の国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法(次項において「改正後の施行法」という。)の規定は、昭和五十七年四月三十日以前に給付事由が生じた給付について、同年五月分以後適用する。

2 昭和五十七年六月三十日以前に給付事由が生じた国家公務員共済組合法第八十一条第一項第一号又は第八十八条第一号の規定による年金について改正後の施行法第三十三条又は別表第一の規定を適用する場合には、同年五月分から同年七月分までの年金については、同条第一項中「百三十二万円」とあるのは「百二十九万九千円」と、同条第二項中「百三十二万円」とあるのは「百二十九万九千円」と、「百二十二万四千円」とあるのは「百二十万三千円」と、同表中「三、五八六、四〇〇円」とあるのは「三、五五六、四〇〇円」と、「二、四三〇、四〇〇円」とあるのは「二、四〇五、四〇〇円」と、「一、六八六、四〇〇円」とあるのは「一、六六六、四〇〇円」とする。

(政令への委任)

第四条 前二条に定めるもののほか、長期給付に関する経過措置その他この法律の施行に関し必要な事項は、政令で定める。

三月十五日予備審査のため、本委員会に左の案件が付託された。

一、昭和四十二年以後における公共企業体職員等共済組合法に規定する共済組合が支給する年金の額の改定に関する法律及び公共企業体職員等共済組合法の一部を改正する法律案

昭和四十二年以後における公共企業体職員等共済組合法に規定する共済組合が支給する年金の額の改定に関する法律及び公共企業体職員等共済組合法の一部を改正する法律案

昭和四十二年以後における公共企業体職員等共済組合法に規定する共済組合が支給する年金の額の改定に関する法律及び公共企業体職員等共済組合法の一部を改正する法律案

昭和四十二年以後における公共企業体職員等共済組合法に規定する共済組合が支給する年金の額の改定に関する法律及び公共企業体職員等共済組合法の一部を改正する法律案

昭和四十二年以後における公共企業体職員等共済組合法に規定する共済組合が支給する年金の額の改定に関する法律及び公共企業体職員等共済組合法の一部を改正する法律案

昭和四十二年以後における公共企業体職員等共済組合法に規定する共済組合が支給する年金の額の改定に関する法律及び公共企業体職員等共済組合法の一部を改正する法律案

昭和四十二年以後における公共企業体職員等共済組合法に規定する共済組合が支給する年金の額の改定に関する法律及び公共企業体職員等共済組合法の一部を改正する法律案

昭和四十二年以後における公共企業体職員等共済組合法に規定する共済組合が支給する年金の額の改定に関する法律及び公共企業体職員等共済組合法の一部を改正する法律案

昭和四十二年以後における公共企業体職員等共済組合法に規定する共済組合が支給する年金の額の改定に関する法律及び公共企業体職員等共済組合法の一部を改正する法律案

昭和四十二年以後における公共企業体職員等共済組合法に規定する共済組合が支給する年金の額の改定に関する法律及び公共企業体職員等共済組合法の一部を改正する法律案

昭和四十二年以後における公共企業体職員等共済組合法に規定する共済組合が支給する年金の額の改定に関する法律及び公共企業体職員等共済組合法の一部を改正する法律案

昭和四十二年以後における公共企業体職員等共済組合法に規定する共済組合が支給する年金の額の改定に関する法律及び公共企業体職員等共済組合法の一部を改正する法律案

昭和四十二年以後における公共企業体職員等共済組合法に規定する共済組合が支給する年金の額の改定に関する法律及び公共企業体職員等共済組合法の一部を改正する法律案

昭和四十二年以後における公共企業体職員等共済組合法に規定する共済組合が支給する年金の額の改定に関する法律及び公共企業体職員等共済組合法の一部を改正する法律案

昭和四十二年以後における公共企業体職員等共済組合法に規定する共済組合が支給する年金の額の改定に関する法律及び公共企業体職員等共済組合法の一部を改正する法律案

昭和四十二年以後における公共企業体職員等共済組合法に規定する共済組合が支給する年金の額の改定に関する法律及び公共企業体職員等共済組合法の一部を改正する法律案

第一部 内閣委員会会議録第二号 昭和五十七年三月二十三日【参議院】

八の仮定俸給の額の六百分の二（当該年金を受ける者が八十歳未満の者であるときは、その差年数が十三年を超える場合におけるその超える部分の年数については、六百分の一）に相当する額

前二項の規定の適用を受ける年金（その年金の額の計算の基礎となつた組合員期間のうち実在職した期間が最短期間年限に達している年金に限る。）については、その年金を受ける者が昭和五十七年五月一日以後に七十歳に達したとき（旧法の規定による遺族年金に相当する年金を受ける妻、子又は孫が七十歳に達したときを除く。）又は八十歳に達したときは、その達した日の属する月の翌月分以後、前項の規定に準じてその額を改定する。

次の各号に掲げる年金については、前三項の規定により改定された額が当該各号に定める額に満たないときは、昭和五十七年五月分以後、その額を当該各号に定める額に改定する。

一 旧法の規定による退職年金に相当する年金 次のイ又はロに掲げる年金の区分に応じそれぞれイ又はロに定める額

イ 六十五歳以上の者が受ける年金 七十九万二千円

ロ 六十五歳未満の者が受ける年金 五十九万二千七百円

二 旧法の規定による廃疾年金に相当する年金 次のイからニまでに掲げる年金の区分に応じそれぞれイからニまでに定める額

イ 六十五歳以上の者が受ける年金でその年金の額の計算の基礎となつた組合員期間のうち実在職した期間が最短期間年限に達しているもの 七十九万二千円

ロ 六十五歳以上の者が受ける年金でその年金の額の計算の基礎となつた組合員期間のうち実在職した期間が九年以上のもの（イに掲げる年金を除く。）又は六十五歳未満の者が受ける年金でその年金の額の計算の基礎となつた組合員期間のうち実在職した期間が最短期間年限に達しているもの 五十九万二千七百円

ハ 六十五歳以上の者が受ける年金でその年金の額の計算の基礎となつた組合員期間のうち実在職した期間が六年以上九年未満のもの 四十七万四千円

ニ イからハまでに掲げる年金以外の年金 三十九万五千円

三 旧法の規定による遺族年金に相当する年金 五十一万三千八百円

五 第一項又は前項の規定の適用を受ける年金については、その年金を受ける者が旧法の規定による退職年金又は廃疾年金に相当する年金を受ける者である場合において、その者が昭和五十七年五月一日以後に六十五歳に達したときは、その達した日の属する月の翌月分以後、同項の規定に準じてその額を改定する。

六 第二項から第四項までの規定の適用を受ける年金については、その年金を受ける者が旧法の規定による遺族年金に相当する年金を受ける妻であり、かつ、次の各号の一に該当する場合における昭和五十七年五月分以後の年金の額は、これらの規定により算定した額に、それぞれ当該各号に定める額を加えた額とする。この場合においては、第一条の九第八項ただし書の規定を準用する。

一 遺族である子が一人いる場合 十二万円

二 遺族である子が二人以上いる場合 二十一万円

三 六十歳以上である場合（前二号に該当する場合を除く。） 十二万円

七 第二項又は第四項の規定の適用を受ける年金については、その年金を受ける者が旧法の規定による遺族年金に相当する年金を受ける六十歳未満の妻であり、かつ、遺族である子がいない者である場合において、その者が昭和五十七年五月一日以後に六十歳に達したときは、その達した日の属する

る月の翌月分以後、その者を前項第三号の規定に該当する者とみなして、その額を改定する。

8 第一条の十三第十五項及び第十六項の規定は、前二項の規定の適用を受ける年金について準用する。この場合において、同条第十五項中「第十一項各号の一」とあるのは「第一条の十五第六項各号の一」と、「第十二項の規定により第十一項第三号」とあるのは「同条第七項の規定により同条第六項第三号」と、「第十一項又は第十二項」とあるのは「第一条の十五第六項又は第七項」と、同項ただし書中「第二項、第三項又は第八項」とあるのは「同条第二項から第四項まで」と、同条第十六項中「第十一項又は第十二項の規定の適用」とあるのは「第一条の十五第六項又は第七項の規定の適用」と、「第十一項又は第十二項の規定にかかわらず」とあるのは「同条第六項又は第七項の規定にかかわらず」と読み替えるものとする。

9 第一項から第四項まで又は第六項から前項までの規定の適用を受ける年金のうち旧法の規定による遺族年金に相当する年金については、これらの規定により改定された額（その額につき第六項又は第七項の規定の適用があつた場合には、その額からこれらの規定により加算された額に相当する額を控除した額）が五十二万円に満たないときは、昭和五十七年八月分以後、その額を、五十二万円に改定する。

10 第六項から第八項までの規定は、前項の規定の適用を受ける年金について準用する。この場合において、第七項中「昭和五十七年五月一日」とあるのは、「昭和五十七年八月一日」と読み替えるものとする。

11 第一項から第三項までの規定により年金額を改定された年金のうち旧法の規定による退職年金に相当する年金で、その改定年金額の算定の基礎となつてゐる別表第一の十八の仮定俸給が三十四万六千八百七十円以上であるものについては、昭和五十八年三月分まで、第一項から第三項までの規定による改定後の年金額とこれらの規定の適用がないものとした場合における年金額との差額の三分の一に相当する金額の支給を停止する。

第二条の十四の次に次の一条を加える。

(昭和五十七年度における旧法による障害年金等の額の改定)
第二条の十五 前条第一項の規定の適用を受ける年金については、昭和五十七年五月分以後、その額を、その算定の基礎となつてゐる別表第一の十七の仮定俸給（同条第二項において準用する第一条の十四第二項又は前条第三項の規定により改定された年金については、その改定された年金額の算定の基礎となつてゐる仮定俸給 同条第五項から第七項までの規定により改定された年金については、同条第一項の規定により年金額を改定したものとした場合においてその改定年金額の算定の基礎となるべき仮定俸給）に対応する別表第一の十八の仮定俸給を俸給とみなし、第二条第一項の規定に準じて算定した額に改定する。この場合において、同項中「別表第三」とあるのは、「別表第三の十八」と読み替えるものとする。

2 前項の規定の適用を受ける年金（旧法の規定による退職年金に相当する年金を受けることができた組合員期間を有してゐた組合員であつた者で、その組合員期間のうち実在職した期間がその退職年金に相当する年金を受ける最短期間を達してゐるものに係る年金に限る。）で、七十歳以上の者又は殉職年金若しくは障害遺族年金を受ける七十歳未満の妻、子若しくは孫に係るものについては、昭和五十七年五月分以後、第一条の十五第二項の規定に準じてその額を改定する。

3 前二項の規定の適用を受ける年金（旧法の規定による退職年金に相当する年金を受けることができた組合員期間を有してゐた組合員であつた者で、その組合員期間のうち実在職した期間がその退職

職年金に相当する年金を受ける最短期間を達してゐるものに係る年金に限る。）については、その年金を受ける者が昭和五十七年五月一日以後に七十歳に達したとき（殉職年金又は障害遺族年金を受ける妻、子又は孫が七十歳に達したときを除く。）、又は八十歳に達したときは、その達した日の属する月の翌月分以後、第一条の十五第二項の規定に準じてその額を改定する。

4 次の各号に掲げる年金については、前三項の規定により改定された額が当該各号に定める額に満たないときは、昭和五十七年五月分以後、その額を当該各号に定める額に改定する。

一 障害年金 別表第四の二十三に定める障害の等級に該当する年金額（障害の等級が一級又は二級に該当するものにあつては、二十一万円を加えた額）

二 殉職年金 百二十万三千円

三 障害遺族年金 九十三万四千円

5 前各項の規定の適用を受ける年金については、その年金を受ける者が殉職年金または障害遺族年金を受ける権利を有する者であるときは、これらの規定により算定した年金の額に九万六千円を加えた額を、その改定する額とする。この場合においては、第二条の九第五項の規定を準用する。

6 次の各号に掲げる年金については、前各項の規定により改定された額（その額について、前項の規定の適用があつた場合には、同項の規定の適用がないものとした場合の額）が、当該各号に定める額に満たないときは、昭和五十七年八月分以後、その額を当該各号に定める額に改定する。

一 障害年金 別表第四の二十四に定める障害の等級に該当する年金額（障害の等級が一級又は二級に該当するものにあつては、二十一万円を加えた額）

二 殉職年金 百二十二万四千円

三 障害遺族年金 九十五万五千円

7 前項の規定の適用を受ける年金については、その年金を受ける権利を有する者が殉職年金又は障害遺族年金を受ける権利を有する者であるときは、同項の規定により算定した年金の額に九万六千円を加えた額を、その改定する額とする。この場合においては第二条の九第五項の規定を準用する。

8 第四項又は第六項の場合において、障害年金を受ける者に扶養親族があるときは、第四項第一号又は第六項第一号に定める額に、配偶者である扶養親族については十四万四千円、配偶者以外の扶養親族については一人につき一万二千円（そのうち二人までは、一人につき四万二千円（配偶者である扶養親族がない場合にあつては、そのうち一人に限り九万六千円）を加えた額を、それぞれその改定する額とする。

9 第四項又は第六項の場合において、殉職年金又は障害遺族年金を受ける権利を有する者に扶養遺族があるときは、第四項第二号若しくは第六項第二号に定める額に第一号に掲げる額を加えた額又は第四項第三号若しくは第六項第三号に定める額に第二号に掲げる額を加えた額を、それぞれの改定する額とする。

一 扶養遺族一人につき一万二千円（そのうち二人までは、一人につき四万二千円）

二 前号に掲げる金額の十分の七・五に相当する金額

第三条第一項中「第三条の十四」を「第三条の十五」に改める。

第三条の十四の次に次の一条を加える。

(昭和五十七年度における法による退職年金等の額の改定)

第三条の十五 昭和五十五年三月三十一日以前に法の退職をした組合員に係る法の規定による退職

年金、減額退職年金、廃疾年金又は遺族年金については、昭和五十七年五月分以後、その額を、前条第一項又は第二項の規定により改定された年金額（最低保障等の規定の適用があつた場合には、その適用がないものとした場合の年金額）の算定の基礎となつて算定する。その額が別表第十二の上欄に掲げる俸給年額のいずれの区分に属するかに応じ同表の中欄に掲げる率を乗じて得た額（その額に一円未満の端数があるときは、これを切り捨て得た額）に、当該区分に応じ同表の下欄に掲げる金額を加えて得た額を法第十七条第一項に規定する俸給年額とみなし、法の規定を適用して算定した額に改定する。

2 昭和五十五年四月一日から昭和五十六年三月三十一日までの間に法の退職をした組合員に係る法の規定による退職年金、減額退職年金、廃疾年金又は遺族年金については、昭和五十七年五月分以後、その額を、当該組合員の法の退職当時の法第十七条第一項に規定する俸給年額にその額が別表第十二の上欄に掲げる俸給年額のいずれの区分に属するかに応じ同表の中欄に掲げる率を乗じて得た額（その額に一円未満の端数があるときは、これを切り捨て得た額）に、当該区分に応じ同表の下欄に掲げる金額を加えて得た額を同項に規定する俸給年額とみなし、法の規定を適用して算定した額に改定する。

3 昭和五十六年四月一日から昭和五十七年三月三十一日までの間に法の退職をした組合員（当該期間内に、昭和五十六年度における国家公務員の給与に関する法令の改正に準じ、給与準則（日本専売公社法（昭和二十三年法律第二百五十五号）第四十三条の二十二、日本国有鉄道法（昭和二十三年法律第二百五十六号）第四十四条及び日本電信電話公社法（昭和二十七年法律第二百五十号）第七十二条に規定する給与準則をいう。以下同じ。）について俸給を改定するための改正が行われた場合において、当該期間内に当該改正後の給与準則（以下「新給与準則」という。）による俸給の改定措置の適用を受けない期間（以下「俸給調整期間」という。）のあつた管理職職員に該当する者（以下「俸給調整適用者」という。）に限る。）に係る法の規定による退職年金、減額退職年金、廃疾年金又は遺族年金については、昭和五十七年五月分以後、その額を、俸給調整期間内のその者の俸給につき新給与準則の適用を受けていたとしたならば当該年金の額の算定の基礎となるべき俸給年額を法第十七条第一項に規定する俸給年額とみなし、法の規定を適用して算定した額に改定する。

4 前三項の規定により年金額を改正された年金のうち法の規定による退職年金又は減額退職年金で、その改定年金額の算定の基礎となつて算定した額が四百六十六万二千四百円以上であるものについては、昭和五十八年三月分まで、前三項の規定による改定後の年金額とこれらの規定の適用がないものとした場合における年金額との差額の三分の一に相当する金額（その三分の一に相当する金額が第一号に掲げる年金額と第二号に掲げる年金額との差額に相当する金額を超えるときは、その差額に相当する金額）の支給を停止する。

一 前三項の規定による改定後の年金額
二 前三項の規定による改定後の年金額の算定の基礎となつて算定した額が四百六十六万二千四百円以上であるものとしてこれらの規定により年金額を改定するものとした場合における改定後の年金額

第四条の九の次に次の一条を加える。

（昭和五十七年度における法による通算退職年金及び通算遺族年金の額の改定）

第四条の十 昭和五十五年三月三十一日以前に法の退職をした組合員に係る法の規定による通算退職年金（法第六十一条の二第五項の規定の適用を受けるものを除く。第三項及び第四項において同

じ。）については、昭和五十七年五月分以後、その額を、次の各号に掲げる金額の合算額に組合員期間の月数乗じて得た金額に改定する。この場合において、第二号に掲げる通算退職年金の仮定俸給の額は、前条第一項から第三項までの規定により改定された年金額の算定の基礎となつて算定する。その額が別表第十二の上欄に掲げる俸給年額のいずれの区分に属するかに応じ同表の中欄に掲げる率を乗じて得た額に、当該区分に応じ同表の下欄に掲げる金額を加えて得た額を十二で除して得た額（その額に一円未満の端数があるときは、これを切り捨て得た額）とする。

一 二千五百円に一・〇七八を乗じて得た額

二 通算退職年金の仮定俸給の額の千分の十に相当する額

2 前項の規定の適用を受ける年金（昭和五十四年十二月三十一日以前に法の退職をした組合員に係るものに限る。）のうち第一号に掲げる金額が第二号に掲げる金額に満たないものについては、昭和五十七年五月分以後、その額を、同項の規定により改定した第一号に掲げる金額を第三号に掲げる金額で除して得た割合（その割合が百分の八十に満たないときは、百分の八十）を乗じて得た額に改定する。

一 前項第二号に規定する通算退職年金の仮定俸給の額を三十で除して得た額に、組合員期間に応じ法別表第三に定める日数を乗じて得た金額
二 前項各号に掲げる金額の合算額に、組合員期間の月数及び退職時の年齢に応じ法別表第三の二（昭和五十一年九月三十日以前に法の退職をした組合員については、昭和五十一年改正前の法別表第三の二）に定める率を乗じて得た金額

3 昭和五十五年四月一日から昭和五十六年三月三十一日までの間に法の退職をした組合員に係る法の規定による通算退職年金については、昭和五十七年五月分以後、その額を、当該組合員の法の退職当時の法第十七条第一項に規定する俸給に十二を乗じて得た額にその額が別表第十二の上欄に掲げる俸給年額のいずれの区分に属するかに応じ同表の中欄に掲げる率を乗じて得た額に、当該区分に応じ同表の下欄に掲げる金額を加えて得た額を十二で除して得た額（その額に一円未満の端数があるときは、これを切り捨て得た額）を第一項第二号に規定する通算退職年金の仮定俸給の額とみなし、同項の規定に準じて算定した額に改定する。

4 昭和五十六年四月一日から昭和五十七年三月三十一日までの間に法の退職をした組合員（俸給調整適用者）に限る。第六項において同じ。）に係る法の規定による通算退職年金については、同年五月分以後、その額を、俸給調整期間内のその者の俸給につき新給与準則の適用を受けていたとしたならば当該通算退職年金の額の算定の基礎となるべき俸給を第一項第二号に規定する通算退職年金の仮定俸給の額とみなし、同項の規定に準じて算定した額に改定する。

5 法第六十一条の二第五項の規定の適用を受ける通算退職年金については、昭和五十七年五月分以後、その額を、前後の退職のそれぞれについて前各項の規定の例により算定した額の合算額に改定する。

6 昭和五十六年三月三十一日以前に法の退職をした組合員及び同年四月一日から昭和五十七年三月三十一日までの間に法の退職をした組合員に係る法の規定による通算遺族年金については、同年五月分以後、その額を、当該通算遺族年金を通算退職年金とみなして前各項の規定によりその額を改定するものとした場合の改定年金額の百分の五十に相当する額に改定する。

7 第一項から第五項までの規定により年金額を改定された年金で、その算定の基礎となつて算定した額が四百六十六万二千四百円以上であるものとしてこれらの規定により年金額を改定するものとした場合における改定後の年金額

一項第二号に規定する通算退職年金の仮定俸給の額に十二を乗じて得た額が四百十六万二千四百円以上であるものについては、昭和五十八年三月分まで、第一項から第五項までの規定による改定後の年金額のうち同号に規定する通算退職年金の仮定俸給に係る部分の額と第一項から第五項までの規定の適用がないものとした場合の年金額のうち前条第一項第二号に規定する通算退職年金の仮定俸給（第三項から第五項までの規定の適用を受ける年金（昭和五十五年四月一日以後に法の退職をした組合員に係るものに限る。）にあつては、当該通算退職年金の額の算定の基礎となつてゐる俸給）に係る部分の額との差額の三分の一に相当する金額（その三分の一に相当する金額が第一号に掲げる年金額と第二号に掲げる年金額との差額に相当する金額を超えるときは、その差額に相当する金額）の支給を停止する。

一 第一項から第五項までの規定による改定後の年金額

二 第一項から第五項までの規定による改定後の年金額の算定の基礎となつてゐる第一項第二号に規定する通算退職年金の仮定俸給の額が三十四万六千八百六十六円であるとして同項から第五項までの規定により年金額を改定するものとした場合における改定後の年金額

第七條第一項中「第二條の十四」を「第二條の十五」に改め、同條第二項中「第四條の九」を「第四條の十」に改める。

別表第一の十七の次に次の一表を加える。

別表第一の十八（第一條の十五、第二條の十五関係）

別表第一の十七の仮定俸給	仮定俸給
七二、〇八〇円	七六、〇五〇円
七五、〇二〇	七九、一四〇
七六、八三〇	八一、〇五〇
七八、六六〇	八二、九八〇
八〇、七三〇	八五、一七〇
八三、六七〇	八八、二七〇
八六、二一〇	九〇、九五〇
八八、五六〇	九三、四三〇
九一、四三〇	九六、四六〇
九四、三二〇	九九、五〇〇
九七、四八〇	一〇二、八四〇
一〇〇、六七〇	一〇六、二〇〇
一〇四、六五〇	一〇九、四一〇
一〇七、一八〇	一一三、〇七〇
一一〇、四六〇	一一六、四九〇
一一三、六四〇	一二〇、八三〇
一一九、九八〇	一二六、四五〇
一二一、六八〇	一二八、二二〇
一二六、五六〇	一三三、三二〇

一三三、〇四〇	一四〇、〇九〇
一四〇、二一〇	一四七、五八〇
一四三、八七〇	一五一、四一〇
一四七、三五〇	一五五、〇五〇
一五二、三三〇	一六〇、二五〇
一五五、二六〇	一六三、三一〇
一六三、七七〇	一七二、二〇〇
一六七、九六〇	一七六、五八〇
一七二、三八〇	一八一、二〇〇
一八〇、八四〇	一八〇、〇五〇
一八九、三九〇	一八九、九八〇
一九一、六一〇	二〇一、三〇〇
一九八、六八〇	二〇八、六八〇
二〇八、六九〇	二一九、一五〇
二一八、六一〇	二二九、五一〇
二二四、七四〇	二三五、九三〇
二二七、七二〇	二四二、一七〇
二四二、八六〇	二五四、八五〇
二五四、七三〇	二六七、二六〇
二五七、〇五〇	二六九、六八〇
二六六、二八〇	二七九、三三〇
二七七、九二〇	二九一、四九〇
二八九、五一〇	三〇三、六〇〇
三〇一、〇二〇	三一五、六三〇
三〇八、二六〇	三二二、二〇〇
三一六、〇一〇	三三一、二九〇
三三〇、九一〇	三四六、八七〇
三四五、九八〇	三六二、六二〇
三五三、五八〇	三七〇、五六〇
三六〇、七八〇	三七八、〇八〇
三七五、〇七〇	三九三、〇一〇
三八一、四四〇	三九九、六八〇
三八八、六四〇	四〇七、〇四〇
四〇一、六八〇	四二〇、〇八〇
四一五、六三〇	四三四、〇三〇
四二〇、九一〇	四三六、七四〇
四二二、五三〇	四三九、三一〇
四二九、七二〇	四四一、八八〇
	四四七、九一〇

四四二、二〇〇	四六〇、〇七〇
四五四、七〇〇	四七二、二四〇
四六〇、八八〇	四七八、二七〇
四六七、二二〇	四八四、四三〇
四八一、一〇〇	四九七、九六〇
四九五、〇〇〇	五一、五〇〇
五〇一、八五〇	五一八、一七〇
五〇八、八八〇	五二五、〇二〇

別表第三の十七の次に次の一表を加える。

別表第三の十八(第二条の十五関係)

別表第一の十八の下欄に掲げる仮定俸給	率
三一五、六三〇円以上のもの	二三・〇割
二九一、四九〇円を超え三一五、六三〇円未満のもの	二三・八割
二七九、三三〇円を超え二九一、四九〇円以下のもの	二四・五割
二六九、六八〇円を超え二七九、三三〇円以下のもの	二四・八割
一九〇、〇五〇円を超え二六九、六八〇円以下のもの	二五・〇割
一八一、二〇〇円を超え一九〇、〇五〇円以下のもの	二五・五割
一六三、三二〇円を超え一八一、二〇〇円以下のもの	二六・一割
一三三、三二〇円を超え一六三、三二〇円以下のもの	二六・九割
一二八、二二〇円を超え一三三、三二〇円以下のもの	二七・四割
一九、八三〇円を超え一二八、二二〇円以下のもの	二七・八割
一六、四九〇円を超え一九、八三〇円以下のもの	二九・〇割
一一三、〇七〇円を超え一六、四九〇円以下のもの	二九・三割
九九、五〇〇円を超え一一三、〇七〇円以下のもの	二九・八割
八八、二七〇円を超え九九、五〇〇円以下のもの	三〇・二割
八五、一七〇円を超え八八、二七〇円以下のもの	三〇・九割
八二、九八〇円を超え八五、一七〇円以下のもの	三一・九割
八一、〇五〇円を超え八二、九八〇円以下のもの	三二・七割
七九、一四〇円を超え八一、〇五〇円以下のもの	三三・〇割
七六、〇五〇円を超え七九、一四〇円以下のもの	三三・四割
七六、〇五〇円のもの	三四・五割

別表第四の二十二の次に次の一表を加える。

別表第四の二十三(第一条の十五関係)

障害の等級	年	金	額
一			三、九二五、〇〇〇円
二			三、二五六、〇〇〇円

六	五	四	三
級	級	級	級
			二、六七三、〇〇〇円
			二、一〇五、〇〇〇円
			一、七〇〇、〇〇〇円
			一、三六六、〇〇〇円

備考
別表第四の備考一の規定及び別表第四の十八の備考二の規定は、この表の適用について準用する。

別表第四の二十四(第二条の十五関係)

障害の等級	年	金	額
一			三、九五五、〇〇〇円
二			三、二八六、〇〇〇円
三			二、六九七、〇〇〇円
四			二、一三〇、〇〇〇円
五			一、七二〇、〇〇〇円
六			一、三八六、〇〇〇円

備考
別表第四の備考一の規定及び別表第四の十八の備考二の規定は、この表の適用について準用する。

別表第十一の次に次の一表を加える。
別表第十二(第三条の十五、第四条の十関係)

俸給	年	率	金額
一、二八〇、〇〇〇円未満のもの		一・〇五五	〇円
一、二八〇、〇〇〇円以上四、六二二、二二三円未満のもの		一・〇四五	一一、八〇〇円
四、六二二、二二三円以上五、〇六一、五三九円未満のもの		一・〇〇〇	二二〇、八〇〇円
五、〇六一、五三九円以上一三、五五三、八四七円未満のもの		〇・九七四	三五二、四〇〇円

(公共企業体職員等共済組合法の一部改正)

第二条 公共企業体職員等共済組合法(昭和三十一年法律第百三十四号)の一部を次のように改正する。

附則第三条の二中「起算して八年を経過する」を「運営審議会の運営状況を勘案して政令で定める日」に改める。

附則第六条の八第一項中「七十四万九千円」

を「七十九万二百万」に改め、同条第二項第一号中「七十四万九千円」を「七十九万二百万」に改め、同項第二号中「五十六万八千八百円」を「五十九万二千七百円」に改める。

附則
(施行期日)
第一条 この法律は、昭和五十七年五月一日から

施行する。

(長期在職者の退職年金の額の最低保障等に関する経過措置)

第二条 第二条の規定による改正後の公共企業体職員等共済組合法附則第六条の八の規定は、昭和五十七年四月三十日以前に給付事由が発生した年金についても、同年五月分以後適用する。

(政令への委任)

第三条 前条に定めるもののほか、この法律の施行に伴う長期給付に関し必要な事項は、政令で定める。

三月十九日本委員会に左の案件が付託された。
(予備審査のための付託は三月一日)

一、地域改善対策特別措置法案

三月十九日本委員会に左の案件が付託された。

一、国家公務員の賃金抑制反対等に関する諸願(第一六七三号)

一、満州国陸軍に勤務した日系軍官等に対する恩給法の適用に関する諸願(第一八七二号)

第一六七三号 昭和五十七年三月八日受理

国家公務員の賃金抑制反対等に関する諸願

諸願者 埼玉県所沢市元町二七ノ一五

岩沢良之助 外四十名

紹介議員 宮本 顯治君

国家公務員の定員削減と国民生活の切下げにつながる公務員の賃金抑制は行わないようにされたい。

第一八七二号 昭和五十七年三月十一日受理

満州国陸軍に勤務した日系軍官等に対する恩給法の適用に関する諸願

諸願者 福島県会津若松市上町九ノ九

山浦義一

紹介議員 藤原 房雄君

一、満州国軍に勤務した日系軍官の軍人恩給に
関し、関東軍軍人に準じ勤務地加算を認め、満
州国陸軍中央訓練処第八期生まで、恩給法の適
用が受けられるよう恩給法を改正すること。
二、日本国籍のない第二期生(当時陸軍省におい
て旧制中学校を卒業した者等)を採用し、軍官に
任命した特別日系軍官)についても、同様とす
ること。

理 由

昭和五十六年十月現在、満州国軍に勤務した日系
軍官、軍属及び関東軍軍人は、生存者二千五百六
十六名、戦死没者千三百二十六名、消息不明の者
七百五十名を数えている。満州国軍に勤務した日
系軍官等は、常時教育訓練はもとより匪賊の討
伐、治安の維持、国境の警備、あるいはノモンハ
ン事件に参戦、また、B29が鞍山を空襲した際は
戦闘機で体当たり散華した者もあり、国益のため
生命をささげた者も数多くある。幸い内地に帰還
し、国家公務員及び地方公務員となつた者は、在
満期間の通算が認められ、恩給の受給が認められ
るなど、第五期生までの約半数以上の者は、その
恩恵に浴しているが、第六、七、八期生は適用を
受けることができない。恩給受給の資格要件に一
線を画することはやむを得ないが、関東軍に勤務
した日本軍人同様在満期間について加算を認める
よう、恩給法の一部改正について特段の配慮を望
むものである。